

【三三】 淀殿女使の東下

家康の且元難詰

家康は容易に且元を見なかつた。

八月十九日片桐市正于駿府可參之旨被仰、今日參上。

廿日今日以傳長老上野介被仰曰、今度鐘銘棟札最前被仰與相違奈何。其上諸

牢人餘多被抱置、御不審之由被仰渡云々。〔駿府記〕

且元辯明と家康言分

此の難詰に對して、抑々且元は如何に辯明したであらう乎。

市正申は、秀頼曾而不被存候。韓長老不届仕候、委細は御尋可被下候と申上候。

御意には、今程は御年も寄られ候へば、秀頼も將軍様同事に孝行にこそ可有

處に、却而調伏被致候事、一切御合點不參事也。此方には秀吉被申置候通、少も

御違背なく、大坂を被進、七拾萬石餘之知行被進置候。秀吉被申置候通を、秀頼

違背之事多候へ共、幼少之事に候得者、御勘忍被遊との御意にて、別之儀も無

御座候。〔慶長年録〕

家康容易に且元を見ず

此れは事實に反してゐる。家康は容易に且元を見なかつた。且元は空しく駿府に留め置かれた。而して家康は此の機會を、如何に利用す可き乎に就て、江戸と頻りに往復交渉中であつた。

大藏卿局東下

然るに此の際端なく又た一波瀾を生じた。そは淀殿が、家康の激怒を聞き、其の意頗る安からず、爲めに大野治長の母大藏卿局を特派した。尙ほ渡邊糺の母正永尼も同行したと云ふ説がある。或は更らに渡邊筑後守祖母二位局も同行したといふ説がある。或は二女、或は三女、何れにせよ、大藏卿局丈は確かである。彼女が唯一の使でなければ、正使である。

八月廿九日、今晚大藏卿局從大坂參府、云々。〔駿府記〕

一應の解説

尙ほ此の事に付ては、左の解説がある。

秀頼公御母公より、御心元なく思召、御局大藏卿大野修理母事也を御使に、駿河へ遣

され、下向せられ、子息大野壹岐守所へおちつ落著、今度市正且元下向、登城なき故、御

母公御使もいかゞ、壹岐守思慮にて、親子相談遅々する所に、及上聞、上使有あり使

として大藏卿下さるゝの由、大儀に思食、早々登城仕候へ、御對面被成べきとの御事に、大藏卿登城し、御對面に及ぶ。御返事有之被上。定て家康公御智謀にて御雜談、日頃市正を以の外御懇志故、市正心底不殘、大坂の義、さまんの事共申上故、少の事も御聞不被成と云事なし。可然思食さる義も多けれども、秀頼公御事御如在に不思食故、萬事家康公御聞ながしにてなど、秀頼公市正を御疑出來様に間をかすりたる御詞どもとぞ、後に風聞す。「山本日記」

女使を見て且元を見ず

此れは聊か穿鑿に過ぎたる様だが、事實或は此れに類似したことがあつたであらう。尙ほ九月十四日附、崇傳が板倉勝重に與へたる書狀案に、

大藏卿殿は御對面候。市殿は無御對面、被罷上候。

是れ腹黒き謀略

とあれば、家康は大藏卿局には對面したが、且元には遂ひに對面を許さずして止んだのであらう。此れは家康の感情からでなく、其の腹黒き謀略からであつたことは、固より云ふ迄もない。

八月廿九日、大坂兩姥（大藏卿局、正永尼）漸く駿府に著し、大野壹岐守が宅に往

一言鐘銘に及ばず

て、片桐市正に對面す。直に登城するを憚り、七軒町に寓居す。神君の侍女阿茶の局を招き、鐘の銘の事を陳謝する所、却て兩姥を、即日駿府の城に召て、忽御對顔の上、秀頼事、大樹の婿たる故、吾孫に均しければ、予常々愛慕し、成人の期を待居る所也。察するに秀頼は勿論、母堂も大樹の簾中と姉妹なれば、害心を含まるべからず。只家臣等、其心僻て浪客を招き募り、軍旅を修練するが、早く佞臣阿黨の族を追退て、眞實の情を顯し、大樹と父子の親を厚くせらるべき旨、汝等熟々謀り歸り報ずべし。尙餘意を片桐市正に含め歸すべき旨、御誼有て、鐘の銘の事は、努々御沙汰なかりしかば、二女大坂にて甚だ辛苦して、未だ知らざる漢字の訓釋を俄に習ひ、道すがら諳んじて下向する所、御怒聊かなければ、歡然として寓舎に歸る。後日に二女は武江に往て、御臺所の安否を窺ひ、其上に於て、大坂へ歸り登るべき旨を言上する所、其意に任す可き旨、仰有て武陽に下向す。「武徳編年集成」

且元の位置動搖

抑々家康が且元に對しては、秋霜肅殺の態度を持し、大藏卿局等に對しては、春

風駭蕩の調子を示したのは、有心であつた乎、無心であつた乎、何れにしても、大阪に於ける片桐且元の位置は、看すく危殆を加へ來つた。

【三四】 徳川幕府の態度

駿府江戸
使者往復

且元が駿府滞在中、駿府と江戸との間には、種々の打合せ評議があつた。今ま其の表面に現はれたものゝみを舉れば、

成瀬豊後

七月廿四日。成瀬豊後守(正武)爲御使自江戸參著云々。廿五日、出御前云々。

七月二十七日。成瀬豊後守于江戸歸。(駿府記)

とある。此れは果して大阪に關する問題であつた乎、否乎は、疑問だ。何となれば成瀬は、家康より秀忠に贈つた晋書、玉海等三十部の書籍を、傳馬四疋に駄し還つたからだ。

水野監物

八月廿八日。水野監物(忠元)爲御使自江戸參、出御前、本多上野介同參。是者大坂之儀就御立腹來、密々言上云々。(駿府記)

此の使者は、駿府から内々申入れた結果であつた。『一段と御尤に被思召旨、御使者進上候而可然候哉。』とは、正純、崇傳から、江戸なる本多正信、酒井忠世に内報した書中の文句だ。

本多上野
介

八月卅日。今朝俄本多上野介爲御使者赴江戸。
九月七日。本多上野介自江戸歸參。(駿府記)

使者往復
の結果

是等使節の往復以外に、書信の往復もあつたであらう。兎も角も七月より八月、九月にかけては、駿府と江戸との間に、重大事件の交渉があつた事は、疑を容れぬ。而して其の結果の一として、發表せられたものは、九月七日に至りて、西國諸大名より、起請文を徴した事だ。此れにて彌々大阪との葛藤が、如何なる邊に落著すべき乎の見當がつく。

諸大名徳

抑々徳川幕府は、關原役後に於て、戰勝の威力によつて、自然に樹立せられた家

川氏に起請

康が天下の大名小名に向つて、勝手次第に生殺與奪の權を行使した結果は、事實上に於て、徳川幕府の至上權を、諸大名の上に扶植したものだ。然も家康は、事實上のみにて安心せず、更らに法度の上に於ても、斯く確定す可く、諸大名の誓書を徴したのは、慶長十六年四月十二日の事だ。而して記憶す可きは、同年三月廿八日は、實に家康が秀頼と、二條城にて會見した日であつた。或は會見の結果、彌々その必要を感じ、取り敢へず此舉に出でたものと認定することも能ふ。

條々

西國大名起請文言

- 一 如右大將家、以後代々公方之法式、可奉仰之、被考損益而、自江戸於被出御目錄者、彌堅可守其旨事。
 - 一 或背御法度、或違上意之輩、各國々可停止隱置事。
 - 一 各拘置之諸侍已下、若爲叛逆殺害人之由、於有其屈者、互可停止相拘事。
- 右條々於相背者、被遂御糺明、可被處嚴重之法度者也。
- 慶長十六年四月十二日

〔前田家文書〕

此れに署名したるものは、近畿、中國、四國、及び西國の諸大名であつた。而して越えて慶長十七年正月五日には、

條々

東國大名起請文言

- 一 去年四月十二日、前右府様、如仰出、任右大將家以來、代々將軍法式、可奉仰之、被考損益而、重而於被出御目錄者、彌堅可守其旨事。
 - 一 諸侍、於或背御法度、或違上意者、其國々不可隱置事。
 - 一 各拘置諸侍之中、若爲叛逆、殺害人之由、於有其屈者、互不可相拘事。
- 右條々若有相背輩者、被遂御糺明、速可被處嚴科者也。仍如件。
- 慶長十七年正月五日

名實兩ながら承認

此れには關東、東北諸大名署名した。此の如くして、日本全國の諸大名は、事實上のみならず、法度の上に於て、徳川幕府が鎌倉、室町を経て、正統なる統制權を傳承したる事を認識し、之に向つて、忠實なる服従を誓うた。然るに徳川對大阪の關係が、彌々險惡となるや、更らに左の誓書を西國諸大名

西國大名
再度の起

より徴した。

敬白 天罰靈社起請文前書事

一 奉對兩御所様、不可致別心表裏事。

一 對背_レ上意輩、一切不可申談事。

一 被_レ仰出御法度以下、毛頭不可相背申之事。

右條々若於致違背者、忝_レ茂_レ上者、梵天帝釋、四大天王、廿八宿、下者、堅牢地神、地之三十六禽、別而伊豆箱根兩所權現、三島大明神、熊野三所權現、稻荷祇園、加茂下上大明神、松尾平野大明神、諏訪熱田大明神、正八幡大菩薩、天滿大自在天神、愛宕大權現、惣而日本國中六十餘州大小神祇、殊_レ氏神部類眷屬、各罷蒙冥罰深厚、於今生者、受_レ白癩黑癩重病於四十二骨、於來世者、令_レ墮無間地獄、浮世更不可有_レ之者也。仍起請文如件。

慶長拾九年九月七日

松平長門守秀就

本多 佐 渡 守 殿

酒 井 雅 樂 頭 殿

〔毛利文書〕

此れは毛利のみでなく、細川、鍋島、其の他西國大名、悉く同様であつた。

是れ徳川
氏の命に
よる

九月、此比於江戶、上方諸大名及五十人、獻起請文。是對將軍、不可有疎略との儀也。併依貴命也。〔當代記〕

乃ち此の誓書は、諸大名の自發的でなく、徳川幕府の命令にて、徴せられたことが判知る。而して斯る必要を、徳川幕府に感せしめたのは、如何に大阪との關係が、日一日と切迫し來つたことが判知る。

【三五】 片桐且元の使命

且元歸阪

片桐且元は、要領を得たる如く、得ざる如くして、駿府を出發した。彼が京都を出

發したのは、八月十三日であつた。十七日丸子に著し、十九日駿府に入り、九月十日駿府を發して、歸途に就いた。彼は此の間駿府にありて、遂ひに家康に謁見を許されなかつた。

九月七日。本多上野介自江戸歸參。今日以金地院上野介爲御使、片桐市正被仰曰、市正知行與ふ事、大御所被仰於秀賴被宛行、弟主膳同前、是併大御所依御恩也。疎略於存者可爲不義、其上秀賴對御父子、調伏之儀風説、將軍家御心底奈何。又大藏卿局此旨被仰遣、市正歸于大坂云々。〔駿府記〕

上記の要書

此れが大體に於て、事實に庶幾きものであらう。尙ほ九月八日附崇傳より板倉勝重に與へたる書簡は、上の記事に裏書してゐる。

一昨六日之晩、上野殿（本多正純）江戸より御歸府候。七日之朝御出仕候。御機嫌能候。

昨七日。上野殿拙者爲御使、片桐市殿へ參候。大藏卿御局、一所に可申渡旨被仰出候。市正何も被罷上各談合候。而、江戸様と秀賴公と以來無疎意様に、江戸様

へ被得御意候様にと、被仰出□□御機嫌宜敷、市殿も安堵之體に相見え申候。細之様子共は、書中に難書盡候。〔本光國師日記〕
とある。更らに九月十四日附の同書案には、

一 片市殿、大藏卿之局、十二日被罷上候。大坂に而各談合候。而、江戸へ被罷下、以後、御不審も無之様に、可被相堅との御説に候。大藏卿殿は御對面候。市殿は無御對面被罷上候。併市殿へ之仰出者、忝様子共に候。〔同上〕

意味深長の謎

とある。此れにて其の消息は、臆氣おそけに判知る。家康は且元と、大藏卿局とを同席せしめ、崇傳と、正純とを使者として、其の命令を傳へたのだ。即ち一應歸阪し、關東との親善を保持す可き方法を講じ、更らに江戸に赴き、申明せよとの儀だ。此れは洵に意味深長の謎であつて、固より大藏卿局杯の如き、淀殿の奥侍女が、解明し得可き性質のものではなかつた。

徳川方の註文

其時爲上使、本多上野介に、金地院被遊御加、市正方へ被成下候。上意には鐘之銘之儀者、市正文盲故、存間敷候間、被成御用捨候。江戸將軍様と秀賴公御無相

違之様、御契約之御使、市正に仕候へと被仰付候。

市正御請には、此十五ヶ年以前に、兩御所様より秀頼公御如在被成間鋪との御内書を被遣、秀頼公並從、淀殿對兩御所様、毛頭不義思食間敷旨、御書ものを取、指上申候。

此度者、御誓詞を被進候様に、秀頼公へ可申上候哉と市正申候得者、上野介、金地院申候は、左様の儀にては中々に相濟申間敷候。市正に分別仕可申候。御所様よりは、御好被成間鋪旨、兩人申に付、此上は早速御請難成存候。左候ば、大坂え罷歸、御説之趣申、其上可奉、窺御意とて、九月十二日に、市正儀、駿府より罷登候事。〔譜牒餘録〕

謎解明の端 此れにて謎の解明の片た口が現はれた。如何に關東の大阪に對する註文が、底意地惡しきものであつたか、判知る。

更らに左の如き説もある。

且元存意の一節

神君片桐を暫く駿府に留め給て、崇傳長老、本多正純を以て、片桐に命じて曰、

秀頼大坂に兵を集て、亂を催すの沙汰、都鄙其聞えあり、速に其事を止ずんば、將軍家と必ず兵を緋ばん。片桐が云く、是天下の大事なり、下として上を計る事、其憚あり。願は御旨を奉て秀頼に傳えんと、再三固辭すると云へども、大神君強て是を命せらるゝに依て、片桐止む事を得ず、遂に愚意を述て云く、秀頼母堂を質として關東に下すか。秀頼大坂の城を避て、他邦に移るか。秀頼躬ら東國に下つて和を請ふか。是三の外、兩公の御憤を止る愚意なきの旨を言ふ。

〔家忠日記増補〕

更らに又た一説には、

又た一説

大坂を明於何方も、城地被遣之、其上江戸に於て屋敷拜受、秀頼と母公隔番被勤候而者、如何可有之哉と申上候處に、此御返答に、從是右之通、秀頼え御差圖難叶、秀頼於其存念者、心次第之由被仰出。

此等之儀、市正申出候儀、此度市正思慮にても無之、加藤主計頭清正兼々加様之儀、演説之奥意有之候に付、今度申出候也。〔村越道平覺書〕

若干は信
ずべし

上記の諸説は、悉く信ず可からざるも、又た悉く信ず可からざるにもあらず。要するに且元の意中を付度して、其の若干を得たことは、決して疑を容れぬ。

本多正純と片桐且元との會談

何事やら
人不知

さて本多上野介を以て市正方へ仰せ越さる、儀、何事やら人知らぬ事なり。去れども人々推察には、今度秀頼公大願成就、大佛供養障まはりに成り、若人わかひとにて遺恨に思ひ、何様の心出來たらんも知れざる間、其分にて置き難し、乍去彌別儀なく大坂城御明候て、國替も候は、家康公は秀頼公の御事御如在思召れず、其段申含め相違あらざる様に、御使可然由と云々。市正承り秀頼公承引如何御座候はんも測られず、御請申上難き由申候へば、本多上野介、市正縁者たるに因り、旁以内證心安振也。仍て達異見は秀頼公承引は不被存、御使は御説次第御請ありて、其上秀頼公御承引なき所は、其方如在に非ず、兎角其通御請尤の由に因り、駿府にて別儀なし。終に事濟無子細大坂へ被上。〔山本日記〕

上野介と
市正縁者

〔三六〕 大藏卿局等の歸報

寸善尺魔

事實は小説よりも奇、片桐且元は如何なる程度迄、駿府に於て、本多正純、金地院崇傳と協商したか、詳に知る能はぬが、愈々危機の目前に迫りつゝ、あるを見て、一大廻轉の必要を認め、關東大阪妥協の爲め、忠貞の誠を竭さんとして、歸途に就いた然も寸善尺魔禍は其の俱にしたる大藏卿局の方面より起つた。

且元と大
藏卿局と
の乖離

家康は何故に大藏卿局のみを延見して、且元に對面しなかつた乎。家康が如何なる程度に於て、且元と、大藏卿局とを離間した乎は、知る能はぬ。又た家康が有心故造的に、離間策を施した乎、否乎は、斷言の限りでない。然も兩者の間に、必然乖離、衝突を來たす可きは、炯眼なる家康が、決して看過する所ではなかつたであらう。大藏卿局は大野治長の母だ、彼女が其の子の味方である可きは當然だ。而して片桐兄弟と、大野兄弟とは、互に反目の間であると云はざる迄も、其の勢兩立し難き趣きがあつた。而して片桐兄弟が、關東と特別の關係があつた事も

亦た、注意す可き一だ。固より治長の弟、壹岐守治純も、家康に仕へて駿府に勤務中であつたとは云へ。

且元と徳川氏の關係

且元兄弟が、家康の厚意に浴したるは、既記の通りだ。〔參照 三五、片桐且元の使念〕而して彼は其の子孝利に伊奈忠政の女を娶り、又た弟貞隆の女を養ひ、本多正純の弟忠郷に嫁してゐる。彼が關東と特殊の干係のあつた事は、何人にも見逃し難き事實だ。此れは固より豊臣氏の社稷を保つには、關東と親善を維持するを、第一義とするが爲めであつたに、相違ない。然も色眼鏡にて、邪推を廻らせば、豊臣氏を賣りて、身と家との榮華を謀らんとする、反逆的行動と見做し得られないこともない。況んや此の際に於て、家康が有心にせよ、無心にせよ、大藏卿局に向つて、其の油をさすに於てをや。彼女は固より家康の溫容と、蜜の如き言葉とを齎らし、又た其底に恐ろしき禍心を包藏しつゝ、あることに、氣付かなかつた。然も一たび且元の打明け話を聞くに及んで、扱ては彌々、且元は、大阪を裏切りて、大なる惡計を企つるものと、猜定したのも、彼女としては寧ろ無理からぬ

女使の猜定

事だ。

土山泊りにての出來事

道中にて數ヶ度、大藏卿、正永、大御所様御意如何と相尋申候得共、市正少も兎角之仔細不申聞候故、同(九月)十六日之夜、江州土山之泊にて、又た大藏卿、正永同道にて、市正旅宿へ參、御所様御説之趣相尋候。其時市正返答仕候は、何之様子者不被仰出、御入魂之御使申候様にとの御意之由に付、本多上野介、金地院え右之次第申候得共、難埒明候間、罷登と市正申候處、大藏卿、正永、扱市正は如何致分別候哉と申候に付、市正申候者、とかく如何様にも御入魂之儀に被成候得者、秀吉公御遺言もたち申事候。能々思案候に、三國一之名城に御座候に付、御所様御氣遣にも被思食、如此被成御意かと存候間、所詮諸國大名衆並に秀頼公御在江戸候歟。淀殿を御證人江戸へ御下候歟。不然者大坂御城を被差上、他國に而今之御領分程被進候様にと被仰候歟。

女使歸阪申條

此三ヶ條之外、市正は存寄無之由申候得ば、尤之旨申候而、其ま、夜通に、大藏卿、正永者大坂え罷歸、大御所様御内意之通、市正に尋候處、ケ様に申候と色々

偽りを添、右三ヶ條之義も申上候得者。秀頼公にも淀殿も被爲聞、此内一ヶ條も御心底に不相叶、定而市正、御所様御味方仕、如此申候かと被仰、先々市正を、如何御はからひ可有哉と、御談合に罷成旨之事。「譜牒餘録」

尙ほ其他の諸書にも、大同小異の記事がある。

女使事を誤る

要するに大藏卿局等が、且元の使命に付き、或は其の一半を聴取し、或は他の一半を揣摩し、彼是潤色して、大阪に報告した結果は、愈々大阪對且元との葛藤を惹起した。而して此の内輪喧嘩は、固より家康の豫期したる所で、此報に接したる家康は、手を拍つて、吾事成矣と微晒したであらう。

第八章 大阪舉兵、且元退去

【三七】 片桐且元の位置

出頭人片桐兄弟

從來片桐且元の大坂に於ける位置は、極めて重要であつた。彼は秀吉時代に於ける小大名ながらも、賤岳以來の功臣であつた。彼が關東と良好の關係は、彌々彼をして大坂に重からしめた。他の大大名に比すれば、小祿であるが、秀頼の直參としては、兎も角も城持大名であつた。彼の弟主膳貞隆は、秀頼の痘を憂へた場合には、殉死の決心もて、看護の勞に服した。如何に片桐兄弟が、出頭人であつたかは、慶長十六年四月廿一日附、大坂なる和久宗友が、伊達政宗に家康、秀頼二條城會見の有様を、報道したる書中の一節に。

諸侯片桐の門に伺

一 爰にては、片市正、同主膳正、此兩人萬事にて御座候。ちと折くは御音信をも可被成候哉。いづれの大名衆も、其分にて御座候間、先爲可被御分別申上

候。〔石原文書〕

淀殿の依

とあるを見て知る可しだ。此れにて如何に片桐兄弟の門が、市の如くあつたかが、想ひやらるゝ。又た淀殿より且元に與へたる書中に、

一かど人をも抱へ、秀頼之事、何分親になり代り頼み候。〔片桐舊記寫〕とあり。又た、

ゆめ／＼親子ながら、そもじへ如在聊か候はず候。歲月のをんしやう、何として忘申候はんや。何にもそもじを偏に頼み申候。〔譜牒餘録〕

諷聞入り
易き地位

とあれば、且元が淀殿及び秀頼に於ける勢力も、以て知る可しだ。然も諺に威勢主に逼るものは身危しと云うた通り、且元の位置は、其の餘りに有力であつた爲めに、讒間の入り易き危地に陥つてゐたことは、當人は氣付いてゐた乎、否乎。特に關東との關係は、別して其の危険を加へてゐた。淀君、秀頼の母子が、且元は大阪を犠牲として、關東に詔ひ、我が榮達を謀るならんと掛念したのも、決して不思議ではない。況んや殊更ら離間の資料を與へ、それに油を洒ぐものあるに

片桐兄弟
仕の大阪奉

於てをやだ。

且元亦我
爲身の計を

元來片桐兄弟が、大阪の爲めを思つて、眞面目に奉仕した事には、多くの疑團を挿む可き餘地はない。併しながら、且元は大阪を提げて、關東の機嫌を取り、關東の威光を提げて、大阪に臨みたれば、大阪に於ける人々が、且元に對して、不快を感じたる者あつたことは、必ずしも大野治長一人ではなかつたであらう。而して且元が、如何なる程度迄純臣であつた乎、大阪の爲めは勿論であつたらうが、彼自身の爲めも亦た、没却した譯ではなかつた。彼は本來献身的の漢ではない。何れかと云へば、自己の利益擁護には、抜目がない。彼が關東と結んだのは、主家の爲めでもあるが、亦た固より自己の爲めでもあつた。

飼かう蟲
はる手を喰

其時市正庄五郎(秀頼の奥小姓土肥庄五郎、秀頼の使者として、且元を訪ふ)之雜談に、今度不慮の仕合、是は大野修理が分別也。飼かう蟲に手を喰はるゝとは、我が事也。修理は別而御用にも立者なれば、我が子同事に引廻し、御前をも取成、又江戸駿河の義も、能御奉公繼様に申、御加増も出、其上身體内證ならざれば、

見繼、屋作等迄、我合力を以てさせ、萬事見のがさず御奉公申さする間、たとへ秀頼公御若輩にて、御心替共、修理は一旦我に内證知らせ笑止に思はん處、御爲にも本意なるべきを、秀頼公別義なきに、修理覺悟一にて斯る事、恨の通り申されし。(山本日記)

大野なくも亦殆し

且元としては、全く飼犬に手を噛まれたる心地がしたであらう。併し一の大野修理なきも、且元の位地は、頗る危殆であつた。況んや關東の壓迫力は、底止するを知らざるに於てをや。

何として結果は同一のみ

抑々家康の底意は、果して大阪が恭順さへすれば、その儘存置せしむるにあつた乎。所謂且元の三策の一が、實行せらるゝ日に於ては、秀頼母子は、安全であつた乎。そは何人も保證の限りではあるまい。家康は自からの手をもて、徳川家に對する脅威の種子を斷絶せしむるを、本望とした。如何に恭順しても、恐らくは手を換へ、品を代へ、必ず大阪を挑撥せしめて、事を起させねば止まなかつたであらう。大阪は如何なる賢策を用ふるも、如何なる愚策を用ふるも、其の結果

は殆んど同一轍であつたらう。

【三八】 片桐且元計企の頓挫

且元復命三箇條件を陳す

扱も片桐且元は、九月十七日京都に入り、板倉勝重と相見、伏見に赴き、十八日朝伏見より大阪に下り、十九日は凶日なりとの故にて、廿日正午大阪城に上り、復命した。

九月廿五日、今日大坂片桐市正飛脚參著、其狀云、去十八日、自駿河大坂上著、御意之旨申上。末々將軍不和奈何。然間、秀頼在江戸歟、御母儀在江戸歟、不然者大坂城被退、御國替可然之旨申。依之秀頼並御母儀不快。市正可被殺之内存有告知者。止出仕引籠有之由、上野介達上聞之處、彌御腹立云々。(駿府記)

此れにて要領を盡してゐる。且元は大阪に還りて、直に秀頼母子に向つて、家康

京阪の人
心動搖

の謎を解いた。秀頼母子の驚愕知る可しだ。

當時如何に京阪の間、人心の動搖したかは、左記によりて推せらるゝ。

廿日、雨天。……大坂の義、無心元義共也。〔時慶卿記〕

九月十八日、晴。昨日未剋、大藏卿（此れは大藏卿局にあらず、醍醐三寶院の執事也）

市正上洛に付、伏見へ遣す色立之由也、珍事。

十九日、大雨。大藏卿大坂へ見舞遣す。雜説、珍事。

廿六日、大坂物怨、片市正、同主膳可被切腹云々。珍事云々。

廿七日、晴。片市並主、雜説云々。爲見舞使者下了、珍事。〔義演准后日記〕

此れにて其の全豹を見る可しだ。且元は兎も角も、大阪の議を纏め、直ちに駿府に赴く豫定であつた。然者被仰出様子、各被成御談合、聽而可有御下之由。』とは、崇傳が九月廿五日附にて、且元に答へた書中の文句だ。『廿六日時分可有御下向と御内存之處、御返事之様子、今少究かね候而、御延引笑止に思召由。』とは、同じく十月朔日附の書中の文句だ。されば且元は、九月二十六日頃には、大阪の

且元再東
下の豫定
破る

且元刺殺
の計

議を取り纏め、駿府へ向け出發の心算であつたのだ。然も彼は事志と違つた。

今度之仕合、廿三日に市正を斬可申談合。津田左門、大野修理雜言仕儀候處、市

正聞付用心、其覺悟仕候付而不罷成。〔天伴文書〕

とは、九月二十八日附、板倉勝重より、本多忠政に當てたる書中の一節で、

片桐市正は、大坂本丸にて腹を切らせ可有之由に候處に、推諒仕候て、煩之由

申候て、宿に居被申候。〔藤堂家文書〕

とは、十月二日附、本多正純より藤堂高虎へ當てたる書中の一節だ。如何に大阪の形勢が、且元の豫想に反し、急轉直下したかと判知る。

惟ふに且元は、自己の勢力を過信してゐたに相違ない。從來彼一人にて大阪を切り廻しゐたれば、此の際に於ても、固より彼に楯衝く者はなかる可しと思つたであらう。彼の眼中から見れば、大野治長の如きも、我が子弟行であつた。淀殿と言ひ、秀頼と云ひ、彼の言葉には否とは、申すまじと自惚れたのであらう。然も事實は全く彼の豫想を裏切つた。秀頼母子は、全く不得心であつた。大阪城の興

且元の豫
想裏切ら
る

論は、全く且元に反抗した。今は油斷をすれば、彼が血祭りに遭ふ可き危機に迫つた。

大阪の不承知も亦尤も

大阪に於ては、且元の復命は、固より寢耳に水であつた。彼等は鐘銘の申開らきに、且元は駿府に下つたものと信じてゐた。然るに且元は、鐘銘の問題を閑却して、秀頼、淀殿の江戸行とか、大阪の國換とか、思ひも寄らぬ難題を押し付けた。此をその儘受け容るゝと云ふ事は、秀頼母子は勿論、大阪の輿論が承知しなかつたのは、決して無理はない。

大阪の邪推も自然の成行

彼等が且元を以て、裏切者と見做し、彼に切腹せしめんとしたのも、決して不思議はない。何人も家康が斯く迄深く大阪を呪ひゐたものとは、思ひ及ばなかつたからだ。鐘銘と國換とは、餘りに其の事が縁遠くある。棟札と秀頼の江戸參觀、淀殿の人質は、餘りに其の事が懸隔してゐる。此れには且元が己れが爲めに、家康の爲めに、關東の爲めに、而して大阪の不爲めに、深く巧みたる企圖があるであらうと、邪推するのは、大阪の立場から見れば寧ろ必然と云はざる迄も、當然

と云はざる迄も、自然の成行だ。

【三九】 大阪城の旗揚

多年の宿望に非ず

抑々大阪城の旗揚は、多年の宿望であつた乎、一時的の發作であつた乎、若し多年の宿望であつたとすれば、それは何人が主謀者であつた乎、何人が主務者であつた乎。片桐且元が、大阪の專權であり、而して彼が徹頭徹尾、關東に對して、恭順黨であつた以上は、誰しも公然大阪旗揚の運動を做し得るものは、無かつたであらう。固より秀頼の成長と與に、大阪側には隱約の間に、斯る空想を描いたものもあつたであらう。淀殿の如きも、其の往時の豪華を憶ふと同時に、未來に於て、斯る時代の再現を期待したであらう。然も慶長十九年七月、大佛供養中止の命令が、駿府より發せらるゝ以前に於て、具體的に大阪に於て、斯る企謀が行

成敗の數
素より分
明

はれたと云ふ可き證左は、一も存してゐない。

成敗の數から云へば、如何に大阪が天下の名城とは云へ、天下の大權を掌握したる、徳川幕府を對手として、勝算のある可き筈はない。慶長五年關原役に於てさへも、西軍は散々の大敗北を爲したではない乎。當時の戦争は、互角の兵數であつたが、尙ほ且つ然りであつた。況んや慶長十九年の徳川は、慶長五年の徳川ではなかつた。秀吉の山崎役より其の死に至る、足掛け十七年だ。而して家康の關原役より大阪役に至る期間は、それに比して、僅かに二年を減ずる迄だ。されば此の期間に於て、如何に徳川の勢力が扶植せられ、確定せられ、凝結せられたるかは、固より云ふ迄もない。然るに、眇乎たる大阪方が、之に向つて戰を挑まんとしたのは、何事である乎、何故である乎。

旗揚理由
の一

其の理由の一は、秀吉恩顧の諸大名の贊同を、當てにしたのであらう。加賀の前田薩州の島津、奥州の伊達杯も、或は豫定の中に算入したかも知れぬ。併し彼等の多くの者は、慶長五年の關原に於てさへも、尙ほ秀吉の舊恩本位でなくして、

自家擁護本位であつた。況してそれより十五年の歳月を過ぎたる後に於て、秀吉の舊恩を思ひ、家を滅ぼし身を粉にするも、辭せぬ者ある可しとは、以ての外だ。斯る献身的精神を、彼等に期待する者あらば、そは其者の了見違ひと云はねばならぬ。

主なる動
機

併し大阪側の主なる動機は、秀頼公の御世を來さんとする、積極的大望でもなく、秀吉恩顧の大名を引き付け、勝算歴々たりと云ふ程の自信力あるでもなく、唯だ徳川幕府の壓迫に堪へ得ずして、寧ろ坐して亡滅を俟たんよりも、進んで成敗を一時に決せんとするにあつたものと、察せらるゝ。乃ち釜中に煎せらるる泥鰯が、その熱火に堪へかねて、飛び廻はり、彈ね反り、跳り上るの類である。而して大阪側の決心は、片桐且元の復命と同時に、定まつたものと推定するが、尤も穩當の見解だ。

大阪側の
決心

彼等は且元の東下に、一縷の望を繋いでゐた。然も且元が大阪に還り、駿府からの註文を取り次ぎ、自らその止む可からざるを主張するを見て、扱ては且元さ

止むを得ざる旗揚げ

へも、大阪を裏切りて、關東に降参した乎。先づ彼に切腹させ、それより旗揚げせんと、大阪城中の物論は、激昂したのであらう。若し如上の推測にして、大過なしとせば、大阪は寧ろ家康に挑撥せられて、餘儀なく旗揚げしたものと云ふ可し。所謂止むを得ずして、下策に出でたるもので、固より前後の分別も、何もあつたものではなかつた。

正當防衛の浪士召抱へ

家康は大阪が頻りに浪士を募り、戦争の用意をしたと云ふを以て、其の出師の名義としてゐるが、それは原因よりも、寧ろ結果だ。乃ち關東が彌々斧鉞を、大阪に加へんとする傾向を看取して、大阪はその正當防禦として、此の策に出でたものと云ふ可し。固よりその以前にも、若干の浪士を拘へたことはあつたにせよ、何れの大名でも浪士を抱ふことは、何等の差支なかつたのである。

【四〇】 片桐兄弟大阪を退去す

且元出仕せず

且元は大阪城中の評定が、彼に切腹を申し附くることに極つたことを、知らなかつた。然るに二十三日、淀殿からの召喚に際して、織田常真——信雄——から之を傳聞し、急に病と稱して出仕しなかつた。常真は淀殿の従兄弟だ。彼は預じめ淀殿より、大阪旗揚げの擧と、且元處分の事を聽き、心に愕きたるも、其の身の禍を虞れ、陽に賛同の意を表してゐた。

且元派の非對抗運動

大阪城中では、且元對否且元派の對抗運動が出来した。

九月廿三日に、市正登城不仕候儀、淀殿、秀頼公も御不審に而、近習之面々を入替へ、見舞に被下、大藏卿、二位など、市正内證えも参候。其後淀殿、秀頼公より數通之御たばかり之御狀、淀殿御誓詞も被下候得共、廿三日之晚より織田有樂屋敷、政所御屋形、其外所々櫓々々具足を著、弓鐵炮兵具を揃、人數入申候付、右之御誓詞まことしからず存候ゆへ、市正、主膳正、家中之者共も、上下之屋敷

に相籠可及一戰覺悟仕候得共、市正、主膳正、下々に申付候は、向御城、箭一、鐵炮一、相放候は、可爲曲事候、塀を乗越者候は、鑓之柄にてたゝきたおし候得と申付候事。〔譜牒餘錄〕

且元の防衛

且元は固より秀頼に反抗する意志は無かつた。然も關東大阪平和斡旋の爲めに、詰腹を切らせられんとする陰謀に對しては、固より自から防衛するの必要を感じた。此の間に於て、種々の調停も出で來つた。

調停者

然處七組之頭、伊藤丹後守、速水甲斐守、青木民部少輔、堀田圖書、眞野藏人、野々村伊豫守、中島式部大輔あつかひに罷出候に付、市正申候は、何とて秀頼公御爲可存逆意候哉、理不盡に被仰付候事、迷惑存、登城不仕候。御城中へ入申人數被爲引候者、此方之者共相引可申と申、双方其通に相引申候。其時市正に山林之住居仕候へと、淀殿被仰候得共、左様可有之儀には無御座と、右七人之輩一同に依申に、市正、主膳正、家をひらき候迄に、廿六日に相定り申候。此上は兩人共、高野之住居可仕旨、七組之面々へ、市正、主膳正、申達候事。〔譜牒餘錄〕

淀殿の命令

此れは左記の淀殿の文書と對照すれば、其の意味最も分明だ。

- 一 今度屋敷の内へ、人數入候事、沙汰の限りなる仕方とも、如在なきと申候ても、今度の通りに候へば、中々それはたちまじき事。
- 一 市正出家をも申、寺住居申べき事。出雲守（且元の子孝利）あけおき、門々の番を引かせ申べき事。〔同上〕

初寛後嚴の理由

如何に淀殿の鼻息が荒くなつたか、判知る。彼女は九月廿六日附にて、懇款、眞摯を極めた書翰と、起請文とを與へたのだ。然るに忽ち掌を返すが如く、斯く嚴達したのは、前者は全く且元を欺き、彼を參候せしめて、而して後之を處分せんが爲めの手段であつたことが、判知ると云ふも、穿ち過ぎた説ではあるまい。

片桐勤番所引渡

右之あつかひ事、濟候上は、兄弟之者、勤來候御城之番所、大坂七組之面々え相渡候。市正儀者、玉造口の大門、あをや口の大門、うらてすぢかねの門、水之手之うつみ門、御城玄關前之門、已上五ヶ所、京橋口之大門、主膳正相勤申候。此門は大坂罷立候朝相渡し申候。此外には、生魂口の門一ヶ所計、有樂番所に候故、大

坂人數之出入、此門より仕候事。〔同上〕

此れにて淀殿の、『門々の番を引かせ可申事。』との意義が判知る。

片桐兄弟
退去

早速立退可然由、右七人之輩申候得共、御藏米、又は金銀方之儀、御城え差上、御墨印並諸手形取集、勘定皆濟爲可仕、晦日迄罷在、十月朔日卯之刻、市正屋敷罷出候。主膳正兄弟共、元結を拂ひ、其外下々へ申付候は、俄子細有之、茨木え罷越候間、其旨相心得可申候由、申渡候。市正は羽織計著、乗物にて罷出候。次に兄弟之妻子家中之足弱共、其跡に主膳正罷立候。尤行列され不申様に罷越候。主膳正其外供之者共迄、具足を著候。道具も拔身に仕、火繩に火をつけ持せ申候事。右之見送りに、七組之面々、大坂より一里程罷出候。大野修理子信濃、織田有樂子武藏、人質に取候付、兄弟このみ候て、荷鞍馬に乗せ、道具なしに侍壹人、小者壹人つれさせ召連申候。河州荒川より、右之人質兩人ながら返し申候。兄弟之者、日入時分、茨木へ致參著候事。〔同上〕

尙ほ且元退去の模様にては、左の如き記事がある。

質子を還
す

退去行列
の模様

其行列は、片桐且元は本知五萬貳千石、主膳一萬石、兄弟の人數、雜ともに三四千も有之様に申候。市正は白小袖素肌にて乗物にのり、兩の戸を開き、玉造口の御門出で申候。乗物廻りには歩行侍五十人計、おもひの鎧得道具を持、或は拔身を取、矢、鐵炮に火繩を掛、用心の體にて罷出候。市正家老多羅尾半左衛門、黒具足に金のおとらひ、筋つなりの甲、弓と矢を持、乗物の脇に引添罷出申候。日頃加左衛門と申もの、是も黒具足に金の三ヶ月を付、三間計の鎧を持、乗物の脇に引添罷出申候。其あとに市正妻子並家中の妻子、上下鎧武者引包出申候。其次に侍分五百計、さび敷鎧得道具取、矢、鐵炮に火繩を掛出申候。其次に片桐主膳、卯の花鎧、鎧を持、殿仕候、何も指物馬印は無御座候。主膳御門の外にて、御城の方を三度ふしおがみ、大和海道に懸り、何も退き申候。此時私儀玉造口御門、赤座内膳役所にて見物仕候。〔大坂御陣山口休巻咄〕

家康の満
足

此の如くして、片桐兄弟は、慶長十九年十月一日に、愈々大阪城を立ち退いた。而して家康よりは、十月五日附にて、本多正純、板倉重昌もて、『大御所様被聞召、一

段神妙成儀と被成御意、不大形御賞め被成候。日本之神は少も偽にて無御座候。大御所様御出馬御急被成候間、今月廿日時分に者、於京都懸御目可得御意候。』との勸賞状を與へた。

且元の本意か否か

此れは片桐且元に取りては、必ずしも本意では無かつたらう。然も勢は止むを得なかつた。

且元大阪を退く

且元人質を出さんとす
秀頼誓書を且元に送る

今木聞て、此上は、人質を出し可給哉と申ける。市正聞て、理りだに立ば、妻子を人質に進上すべしと云。人質を出し玉ふ上は、心中無別儀と云て、秀頼公の御前に参り、市正が如在なき趣を申上る。秀頼公は、人質を進上すべきと云處を聞召て、御心に叶ひ、もとより市正に對して如在を不_レ思召有様を、天に誓て御自筆にて御書をあそばされ被_レ下。又速水甲斐守、今木源右衛門を以て市正へ仰けるは、亡父他界の後、市正を父同前に頼みたる處に、不慮の雜説出來て、心をへだて侍る事、我運命のつくる處なり、無_レ如在_レ心を被_レ存前誓の狀を遣しける。全く讒人の口を信ずるに非ず、今より後も古にかはらず、忠節を可_レの仰を兩人承、御前を立て深切の仰あり、兩使御前を立て、條

秀頼七組の頭に調停を謀る

治長等無断に且元を断たんとす

々市正に申聞せければ、感涙を流して喜び、太閤相國御他界の後、心を碎き身をやつし、今迄恙なく守護奉る、讒者の申成に依て、今日御成敗有べき旨、其聞へ候の處に、御誓文の御書を頂戴仕、其上兩使を以て條々被_レ仰下、生前の大慶申に餘り有、此上に、諱く御理りを可_レ申にも非ず、猶御不審にも思召候はば、一人は愚息を人質に進上可_レ申、是某が偽りなき證據と思召候べし、此趣を宜く取成給へと申けり。兩使城中へ御自筆の御書並嚴命、生前の大慶不_レ過_レ之と言上す。兩使城中へ参り、市正か申處を言上し侍りぬ。市正使を以て申けるは、只今申上る趣を聞召上られ候はば、今夜の中に、有樂へ籠置玉ふ御人數を除させ給ふべし、吾等處にこもり居候者をも追出候べしと言上すれば、此儀尤也とて、檢使を立て、兩方の人衆を一度に引拂てんけり。借七組の頭を召て仰出されけるは、市正駿府より上りて、三ヶ條を以て我を諫め申ける、進退是に極て、是非に辨へ難し。然る處に今朝雜説出來て、市正病と號して籠居したり、我運命已に盡ぬると思ひ設てあり、各亡父の好みを不_レ忘_レば、力を添て給候へとぞ。玉ひける。各御説承り、感涙を、さへかかれてぞ見たりける。御志のしるしとて、銘物の御腰物各に被_レ下、母北方は、屏風を隔て、此風情を聞召、人目を不知ふし沈み、先周章神佛に願立し給ふ、組頭ともは此由を見まいらせて、思ふ處を不_レ殘申して、無_レ二心志を致べき氣色にて御前を立たりける。修理、長門、内藏助などは、秀頼公と市正と和睦の由なきひて憤りけるが、九月廿五日の早且に、三人の者共物の具して、諸牢人を引卒し

且元また兵を集む

七組頭の調停

且元人質を出す

治長等且元を寺に住させんとす

本丸へ参り、御門を打て、市正が番の者どもを追立、秀頼公へも伺はずして、市正を攻んとひしめきける。市正が郎等共、取物も取あへず、又馳集り行伍を定め、火繩に火を付て、静り返して、今やくと待居たり。市正下知して曰、逆徒來り候は、御城に向て鐵炮を放すべからず。屏をのる者を切て落し、よき時分を見合て、一度も二度も付て出、死狂せよ、弓矢とる身に生れては、名こそ惜く候へと云て、舍弟主膳正と最後の酒もりして、山の動せざるが如くにして、ぞ居たりける。市正は志津嶽七本鎗の其一人なれば、數度の勇功ある者にて、皆人其威にやをそれけん、無左右城中よりも手を不出、三日三夜が間、互に氣を吞てぞ居たりける。廿八日に、七人の組頭、速水甲斐守家に集て申しけるは、最前市正無如在、通りを盡して申ける、猶疑はしく思召如、此可有事にあらず、天下を御争候事の始めに、理不盡成御沙汰候へば、皆人上を疑て、味方に與するものなき習と承候。市正を不審に思召候はば、人質を乞て御覽候べしと申ければ、能に計ひ候へと御説なり。七人より人質の事を申遣しければ、市正方より、最前御使に如申、今以て無相違とて、即一子出雲守を人質に出しける。此上は、市正が心中疑なしとて、時を移さず、人質を返し給ひける。修理、長門守、内藏助申しけるは、市正が無如在事、無疑といへとも、其身一分甲斐しき者にて、小氣なる者に候へば、大義を催すべき事思ひもよらぬ事なり、其身無如在、通り有やうに候へば、先一旦寺住居をさせ、其後は又呼返し給ふ時分も有べし、此儀如何あらんと評議區々也。無如在、理

且元退去

大阪中は腰の抜たる心地

は立ながら、何事に付ても、御心隔りてぞ見へける。母北方の御心にも、常々御心よからず思召玉ふゆへに、秀頼公に内々能も仰られざりしかば、先一旦寺住居せよ、やがて呼返し候べしとぞ仰遣はされける。御説承て、十月一日に茨木の城へぞ行たりける。市正立退ければ、三人の者共は大息をつき、安堵したりと云へとも、大阪中は腰の抜たる心地して、上下騒ぎ、舟にもものつみ、伏見をさして上るもあり、妻子をつれて、堺の方へ北るもあり、右往左往に返覆しければ、秀頼公より口々に番をすへ、法度をかたく置玉ふ。程なく静まりて、各其家々に立歸りけり。〔秀頼事記〕

と云へば、苦忠と云はれないことはない。併し彼は如何なる程度迄の忠臣であつた乎。策行はれず、事志と反した後、彼が家康の爲めに、大阪征伐に参畫した事は、如何に大阪が彼を虐待したる反動とは云へ、彼の純臣としての態度には、頗る慊らぬ節がある。

止むを得ざる大阪の戦意發表

如何に恭順するも、若し家康に、大阪を滅す意志があれば、それは無用だ。問題は家康に其の意志があつた乎、無かつた乎である。家康は大阪よりして、戦意を發表したるを以て、宣戦の口實とするが、それは強者の手前勝手の理窟だ。事實は其の反對だ。大阪の戦意發表は、宣戦の原因でなく、結果だ。大阪は最後の通牒を突き付けられ、其の上に重ね重ねの無理難題を浴せ掛けられ、坐して亡滅を待たんよりは、寧ろ萬一を僥倖せんとして、戦闘準備をしたのだ。是れが大阪に取りて、唯一の手段であつた乎。將た片桐且元の徹底的恭順説が、其の難場を切り抜くる方便乎。そは何れも未可知の問題だ。

餘儀なき戦闘準備

繰り返して云ふ、大阪の戦闘準備は、全く急遽の出來事であつた。匆忙の突發事

家康の開戦熱心

件であつた。即ち何等勝算の定まるにあらずして、餘儀なく此の窮策に出でたのであつた。即ち騎虎の勢であつた。

如何に家康が、開戦に熱心であつた乎は、彼が片桐の意見の、大阪に採用せられざる報に接するや否や、直に出師の準備に取り掛つたので判知る。

駿府にて、家康公、秀頼公逆心に相極、籠城可被成之旨、聞召被届。例も御陣之度毎に、御帶被成候御太刀取出し候へと被仰付、其太刀を御帶被成、御年被爲寄候而、たゞみの上にて御他界可有と、御無念に思召候處に、秀頼公就逆心、秀忠將軍様、家康様、大坂表へ御馬被出、可被討果之旨、御本望と被仰出。御太刀をがばと御ぬき被成、床へ御飛あがり被成候を、御そば衆見被申候而、諸人及承、殊之外いさみ、いさぎよく相聞え申候由。〔見聞集〕

家康豫期中の喜び

家康は且元の恭順説が、決して大阪に容れられざるを豫期した。今やそれが的中した、彼の悦び知る可しだ。彼の心理状態は、實に餓虎が羊を見たる如きであつた。

十月朔日、京都自伊賀守〔板倉勝重〕飛脚到來……本多上野介、板倉内膳正言上、依之御腹立甚、于大坂御出馬之由、近江、伊勢、美濃、尾張、三河、遠江被仰觸、又于江戶幕府被仰遣。〔駿府記〕

急速の出陣命令

彼は片桐且元の、大阪退去と同日に、已に出陣の命令を下した。彼は當初から出來ぬ相談を持ち掛けてゐたことを知つてゐた。

今度被仰出儀に付、大坂本丸衆と、片市正と出入でい之由候。様子により、大御所様、從是可被成御上洛との御内證に候。爲御心得申入候。〔本光國師日記〕

とは、十月朔日附にて、崇傳より藤堂高虎に與へた書中の一節だ。石川丈山物語、於駿州何事も無之内、内膳正登城袴不着、陣羽織にて登城、諸人不審す。御前に出候へば、出でかし候くと上意、夫にて諸人陣支度心付候由。

〔板倉家記〕

大阪に對する目付

如何に板倉重昌が機敏であつたよ。然も彼は蚤に此の事あるを知つてゐた。彼の父板倉勝重は、京都所司代であつたが、其の重なる役目は、實に大阪に對する

目付であつた。

板倉伊賀守、家來朝比奈兵右衛門と申者を、浪人に作り、伊藤丹後守抱かかの人数に成し置き、城中の事を聞く。夏陣の節は、秀頼の船奉行樋口淡路守手に付置候と也。〔落穂集〕

大阪城中の探偵者

惟ふに大阪の事情は、斯る手段にて、手に取る如く聞えたであらう。探偵を城中に入れ置くのみでなく、城中の人々にも、探偵たる者少くなかつたは、云ふ迄もなす。

駿府城能樂興行

大阪騒動の報駿府に到る

於駿府者、大坂之騒動之様體被聞召之、九月之御鷹野御延引、十月朔日、御座敷に而御慰之御能、觀世太夫被仰付候。紀伊殿、水戸殿、幼稚之時分は、能被成候得とも、成人之今御能被成兼候、今度者御所望可被成と兼而上意候也。十月朔日之朝、御表え出御、如江戶一々被爲請御禮、御通懸出仕之面々御覽被成、御咄之間え入御也。昨晦日之夜雨降候故、御座敷舞臺と樂屋之間之板敷濡候故、松平右衛門太夫被仰付之、天氣も今朝は

從京都繼
飛脚到來

御能中止

晴候、板敷を爲レ拭、乾候はゞ、御能御初させ可レ被レ成候之間、御左右可レ申上之由被レ仰出之、
 奥え被レ爲レ入候。其節四つ過也。御奥之御座敷え被レ爲レ入、則如早晩廊下之錠、内より掛り
 候之由。然處に、晝時分從京都繼飛脚到來に付、本多上野介彼廊下迄相越候とて、最
 早奥え被レ爲レ入候故、御臺所口に罷越、おあちやを以、從京都飛脚致到來候、急之御用に
 候間、此旨可レ被レ申上候之由申達候付、則出御、書狀共御披覽、御咄之間へ出御被レ成候。其
 時松平右衛門太夫罷出、板敷も乾候間、御能初させ可レ申歟と相伺候處に、何事を申上
 候ぞ、未レ存歟、上方にては陣が可有ぞと上意候故、皆々存知候也。依レ之御能御興行無レ之
 也。十月十一日より、駿府御出陣被レ成べき旨、皆々其用意可レ仕之旨被レ仰出候。御城内相
 勤候者共、何も承候得共、朔日出仕いたし候而罷歸候者共は、皆翌日承レ之候也。

〔村越道半覺書〕

〔四二〕 事件日録 (一)

今茲に九月以來、十一月に至る迄の事件を記するに際し、簡明を主として、日
 記體を用ふ。

家康の旨
且元及
大藏卿
局に傳ふ

九月七日。本多正純、江戸より駿府に還り、復命した。

家康、正純及び崇傳をして、且元及び大藏卿局に、旨を傳へしめた。

西國諸大名島津家久、細川忠興等五十名の誓書を徴した。〔參照 三四、徳川氏の
 態度〕

十四日。秀忠、土井利勝を駿府に遣はす。

十五日。家康、天海と對坐、佛法を談ず。〔恐らくは佛法以外に涉つたであらう。〕

十六日。土井利勝、駿府より江戸に歸る。

十八日。片桐且元、大藏卿局等、大阪に還る。

家康は江戸より歸途、來謁したる池田利隆に命じ、急に兵を尾崎に出し、城主
 建部政長と共に大阪に備へしむ。

廿五日。且元病と稱して、大阪城二の丸の私邸に楯籠る。秀頼母子書及び起請

徳川方出
兵大阪に
備へしむ

文を與へて、之を召すも、且元は應じなかつた。(其の騙詐を豫知したる爲め。)
廿七日、織田常眞(信雄)大阪を退き、洛外龍安寺に寓す。

廿八日、秀頼使を駿府、江戸に遣はし、片桐且元不忠の狀を、家康、秀忠に告ぐ。

今度片桐市正、自駿府歸着候而、自分屋敷人數相集、不届仕合つづ紙上候條、
委細口上申含候。駿府江戸へも、以兩使含申候へ共、猶從其方可、被得御意候。

(秀頼より板倉勝重への書中の要領。)

石川貞政、大阪を出で、茨木城に奔る。(且元の黨として大阪に容られざる爲め。)

十月朔日、片桐兄弟大阪を退去して、茨木城に入る。

板倉勝重の大阪の騷擾を報ずるの書、駿府に達す。

家康大阪討伐を秀忠に告ぐ。

近江、伊勢、美濃、尾張等、沿道の諸大名に出征を令す。

桑名城主本多忠政をして、伊勢諸城主へ出師準備を爲す可きを命せしめた。

大和の諸城主に、各々城に在つて、後命を竣たしめた。

片桐兄弟
大阪退去

家康の出
征命令

伊勢、近江、美濃、尾張、參河、遠江の諸城主は、淀、瀬田に屯し。北國の衆は、大津、坂本、
堅田に屯し。中國衆は、池田に屯し。西國衆は、西宮、兵庫に屯せしめ。四國衆は和
泉の沿海にて、舟師もて碇泊せしめた。
松平定勝に、伏見城の守備を嚴にせしめた。

秀吉の正室高臺院は、大阪に赴かんとしたが、果さずして、鳥羽より引き返へ
した。

二日、大阪糧米を近國に求め、諸大名の在大阪藏米、及び町方米を城内に收さ
めた。

大阪糧米
を其む

家康の進
軍命令

家康、伊勢桑名城主本多忠政、同龜山城主松平忠明に令し、伊勢の諸軍を統べ
て、近江瀬田に進ましめた。

大野治純に大阪に赴き、偵察せしめ、且つ茨木を過ぎ、且元に密旨を授く可き
を命じた。

一里飛脚

本多正純をして、一里飛脚を、東海道に置き、上方との通報に便ならしめた。

四日。近江膳所城主戸田氏鐵に命じて、其の居城を守らしめ、三河西尾城主本多康俊をして、之を助けしめた。
東北諸大名に、軍を率ゐて、江戸に會せしめた。
西國諸大名の江戸にある者をして、各々其封に就き、命を俟たしめた。
家康其の子義直、頼宣に旗及び幕を授く。義直をして、先づ其の封地名古屋に赴き、家康を待たしめた。

六日。家康松平忠明をして、美濃の諸軍を、本多忠政をして、伊勢の諸軍を率ゐ、伏見に急行せしむ。

大阪方籠城準備

大阪にては城郭を修理し、浪士を招募し、籠城の準備を爲す。眞田幸村、長曾我部盛親、後藤基次等、相踵で大阪城に入る。
藤堂高虎を、江戸より召して、軍議を凝らした。
小倉城主細川忠興の嗣子忠利、豊後岡城主中川久盛、大和田原本邑主平野長泰、江戸より駿府に抵る。家康、忠利、長泰に江戸に還らしめ、久盛に其封に就き

命を俟たしむ。

板倉勝重、織田有樂の書を致し、其の異心なきを報ず。

此夜織田常眞の書至り、大阪の近狀を告ぐ。

家康の元氣旺盛

當時家康の元氣が、如何に旺盛であつたかは、十月二日附、本多正純が、家康の命を承け、在江戸なる藤堂高虎に當て、其の來駿を促がしたる書中に。

大御所様今度の仕合を、御聞き被成、大かたもなく御若かやき被成候間、可爲御満足候。方々への御仕措一段とはかまひり、らちのあきたる儀と存候。斯様の儀、御すきの道と申、又えさせられ候儀に御座候へば、何もかも乍恐よきと存計に候。尙々貴殿様早々御越候て、思召の通御申上可被成候。〔藤堂家文書〕
とあるにても判知る。彼は單に戦争の爲めに、若やぎたるのみでなく、大阪との戦争の爲めに、若やぎたのであつた。大阪は彼が最後の目標だ。今や此の目標に向つて突進する、彼の快心知る可きである。

大阪と戦争の爲の若やぎ

【四三】 事件 日録 (二)

戰鬪準備
正に關

慶長十九年十月は、寔に多事の月だ。關東と大阪との手は已に切れた。今は双方共に鬪の支度最中である。

十月七日。丹後宮津城主京極高知、若狹小濱城主京極忠高、美作津山城主森忠政、筑後柳川城主田中忠政等、江戸より駿府に抵り、家康に謁した。家康は皆な其封に就き、命を俟たしめた。

片桐且元及び弟貞隆の使者兩人駿府に至り、大阪城退去の狀を申す。其の一人は江戸に赴き、秀忠に申す。

家康は松平家信、三宅貞康、久野宗成を、駿府城の留守居番に命ず。

駿府奉行彦坂光政に、伊豆諸港碇泊の西國の早船を検せしむ。

板倉勝重、洛中に令して、大阪に米鹽輸出を禁ず。又た淀、楠葉等に關を設けて、通行人を檢す。

藤堂高虎
命に先鋒の

八日。家康藤堂高虎を先鋒とし、大和より大阪に向はしむ。

秀忠土井利勝をして、自から大阪に向ひ、家康の留まりて、關東を鎮せんことを請ふ。家康之を可かず。

江戸の留守居を定む。

福島、黒
田、加藤
等に江戸
に留む

豊後府内城主竹中重利、江戸より駿府に抵り、家康に謁す。家康命じて、江戸に之かきしめ、福島正則を諭し、江戸に留まり、其子忠勝をして、軍に會せしむ。

黒田長政、加藤嘉明を、江戸に留む。

板倉勝重、奈良奉行中坊秀政をして、戰備を修めしむ。市民の武具を大阪に賣るを禁せしむ。

奈良奉行
の戰備

九日。肥前唐津城主寺澤廣高、江戸より駿府に抵る。家康命じて、長崎奉行長谷川藤廣と共に、耶蘇教徒追放の事に従はしむ。

出羽米澤城主上杉景勝、江戸に抵り、秀忠に謁す。

十日。紀伊和歌山城主淺野長晟、肥前佐賀城主鍋島勝茂、土佐高知城主山内忠

義、阿波徳島城主蜂須賀至鎮、和泉岸和田城主小出吉英、豊後臼杵城主稻葉典通、同佐伯城主毛利高政、美濃郡上城主遠藤慶隆、江戸より駿府に抵る。家康命じて封地に歸り、令を待たしむ。

家康、金地院崇傳を京都に遣はす。

十一日、家康、頼房をして駿府城を留守せしむ。

家康出征

親ら諸軍を率ゐて駿府を發す。途に放鷹して田中に次す。

家康、長門萩城主毛利宗瑞(輝元)に命じて、其の領内通過の船舶を檢せしむ。

十二日、家康掛川に至る。大野治純大阪より還りて、城中の状況を報ず。

板倉勝重の報亦た至る。大阪榎島玄蕃等を堺に遣はし、市内の兵器を奪ふ。堺奉行芝山正親逃れ奔る。

翌日片桐且元、兵を遣はし之を援けんとして敗る。大阪の兵、之れを尼崎に追撃す。

十三日、家康中泉に至る。福島正則の使者中泉に至る。正則大阪に與ふる所の

書案を家康に呈す。

島津家久、秀頼に復書して、其の助力を請ふを拒絶す。而して秀頼の書を家康に呈す。

藤堂高虎軍を率ゐて、其の居城伊勢安濃津を發す。

家康濱松に至る

十四日、家康濱松に至る。

肥後熊本城主加藤忠廣、伊豫大洲城主脇坂安治の子安元、江戸より濱松に抵り、家康に謁す。家康忠廣をして歸國命を待たしめ、安元は歸國の上、兵を率ゐて、大阪に至らしむ。

家康、近江佐和山城主井伊直勝病めるを以て、弟伏見定番井伊直孝をして、其の兵を統べ出陣せしむ。

遠州掛川城主松平定行も亦た、松平定勝を助けて、伏見城の守備を命せらる。

家康、本多忠政等伊勢衆に命じ、淀、鳥羽に陣せしむ。
松平忠直をして、兵を率ゐて淀、橋本に出陣せしむ。

十五日。家康吉田に至る。

堺市人柏尾宗具來謁し、大阪堺の情況を白す。

秀頼政宗に調停依頼

伊達政宗、兵を率ゐる西上の途次、下野小山に至る。秀頼の使者和久宗友、政宗に會見し、秀頼の旨を傳へ、調停を依頼す。

蜂須賀至鎮の父蓬庵南海を航し、吉田に上陸す。彼も亦た秀頼の招きを謝絶して、此處に到つた。家康謁見を許さず、此より江戸に赴く。

片桐且元、大阪兵を出だして、茨木城を襲はんとするの議あるを聞き、援を板倉勝重に求む。

大阪軍議

此の日、大阪城内に軍議あり。

家康の眼中大阪無し

家康の行程は、如何にも悠々たるものであつた。彼は眼中大阪無かつた。關原役の悠々と、此の回の悠々とは、同じく悠々でも、其の内容は、頗る懸隔してゐた。

【四四】 事件 日 録 (三)

家康岡崎に至る

十月十六日。家康岡崎に至る。

先發したる義直は、此の日兵を率ゐて名古屋を發した。

秀忠は成瀬正成を遣はし、奥羽諸大名の來會を待て、速に江戸を發せんことを家康に請うた。家康は之を允し、其の意に任せしめた。

秀忠軍令を頒つ

秀忠軍令を諸將に頒つ。

本多忠政伏見に陣す。

森忠政、居城を發し、大阪に向ふ。

十七日。家康名古屋に至る。

伊達政宗兵を率ゐて、江戸に抵り、秀忠に謁す。

十八日。幕府沿道諸驛に、軍隊供給に關する制法を布く。

越前北莊—福井—城主松平忠直兵を率ゐ、近江坂本に至る。

加賀金澤城主前田利常、近江海津に至る。

家康命じて忠直を西岡、東寺邊に、利常を淀鳥羽に陣せしむ。

家康岐阜に至る

十九日、家康岐阜に至る。

秀頼書を美濃高須城主徳永昌重に與へ、家康、秀忠に對し、異志なきを辯せしむ。昌重其の書を家康に呈す。

本多忠政伏見より移りて、河内枚方に屯す。松平忠明亦た美濃の兵を率ゐ、淀に至り、進みて枚方に次す。伏見、大阪間の往來を檢束し、大阪の情況を觀察す。

西國大名出發

家康中國、西國、及び四國の大名に命じ、兵を率ゐて大阪に來り會せしむ。

播磨姫路城主池田利隆、兵を率ゐて國を發す。

明日、備前岡山城主池田忠繼も亦た發す。利隆西宮に陣す。

上杉景勝誓書を幕府に上る。

二十日、家康柏原に至る。大阪密に人を京都に遣し、二條城を焚き、又た家康を狙撃せんとす。板倉勝重之を捕ふ。使を遣はして之を家康に報ず。

家康、板倉勝重に命じ、諸軍に扶持方を給せしむ。

松平忠直、坂本より京都に入り、六條に陣す。

秀忠、伊達政宗、上杉景勝に先鋒を命ず。政宗、景勝、江戸を發す。

廿一日、家康佐和山に至る。

義直京都に著す。

片桐且元、片桐貞隆、質子を板倉勝重に送り、使を遣はして、之れを家康に報ず。

家康本多正純をして、誓書を且元、貞隆に與へしむ。

大阪自ら其の城外の市街を焚く。

廿二日、家康近江永原に至る。

大阪の人來りて、城内の情況を告ぐ。

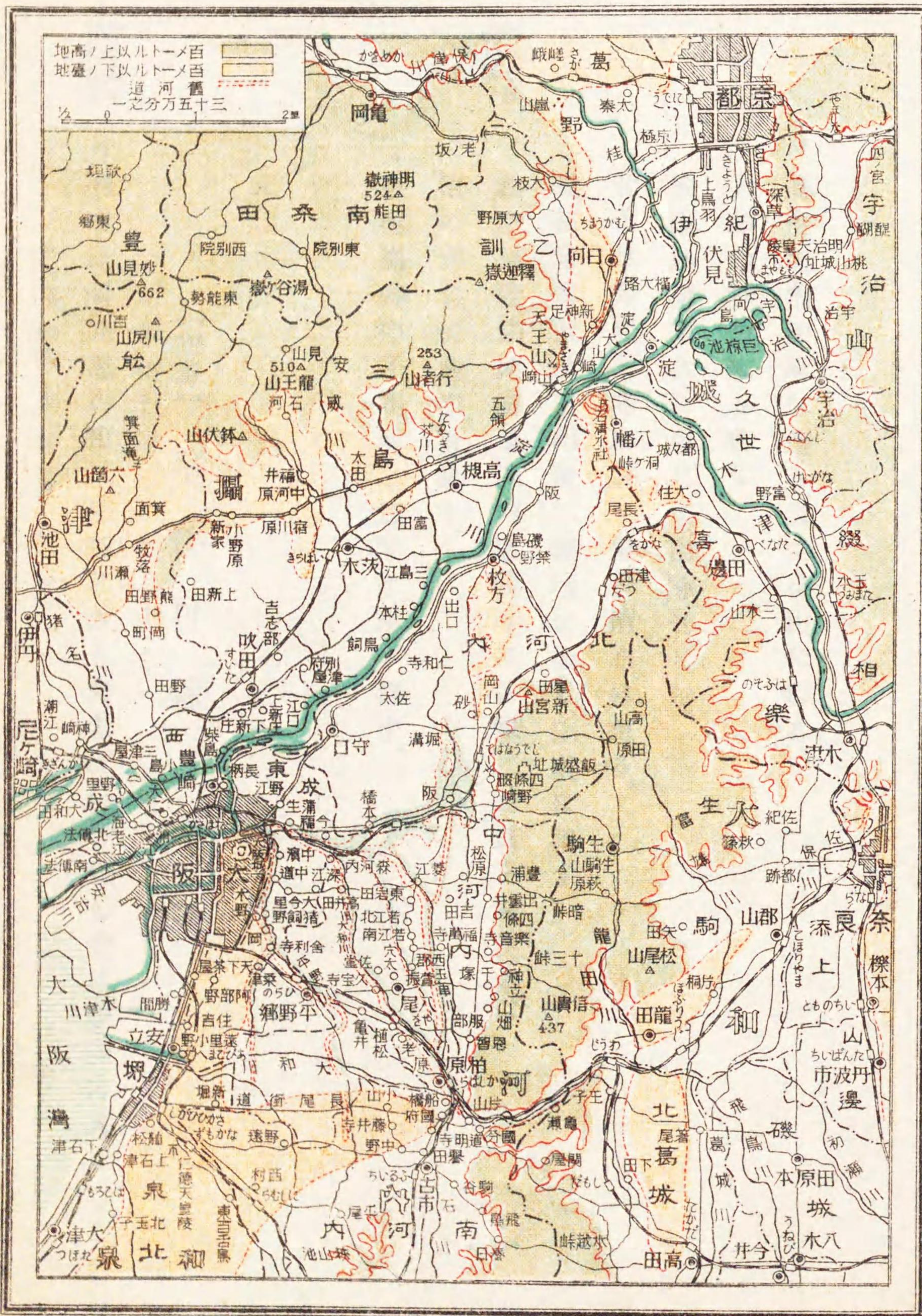
家康竹中重利を、安藝備後に遣はし、福島正則の子忠勝を促し、兵を率ゐて大阪に會せしむ。

備後鍛冶を召し、鐵盾を作る。

大阪方城外の市街を焚く

政宗景勝先鋒として江戸發

圖近附阪大及都京



家康二條城に入る

秀頼、小出吉英を招く、吉英應せず、之を家康に告ぐ。
廿三日、家康、頼宣相接して京都に入り、二條城に館す。
片桐且元、其の子孝利、家康に謁す。

秀忠江戸を出發す

家康、藤堂高虎、片桐且元を二條城に召し、大阪城の形勢を問ふ。
秀忠、松平忠輝、鳥居忠政、最上家親等を留守として、軍を率ゐ、江戸城を發す。
前田利常、京都に入る。

勅使家康を慰勞す

廿四日、勅使、傳奏權大納言廣橋兼勝、同三條西實條、二條城に臨みて、家康を慰勞す。

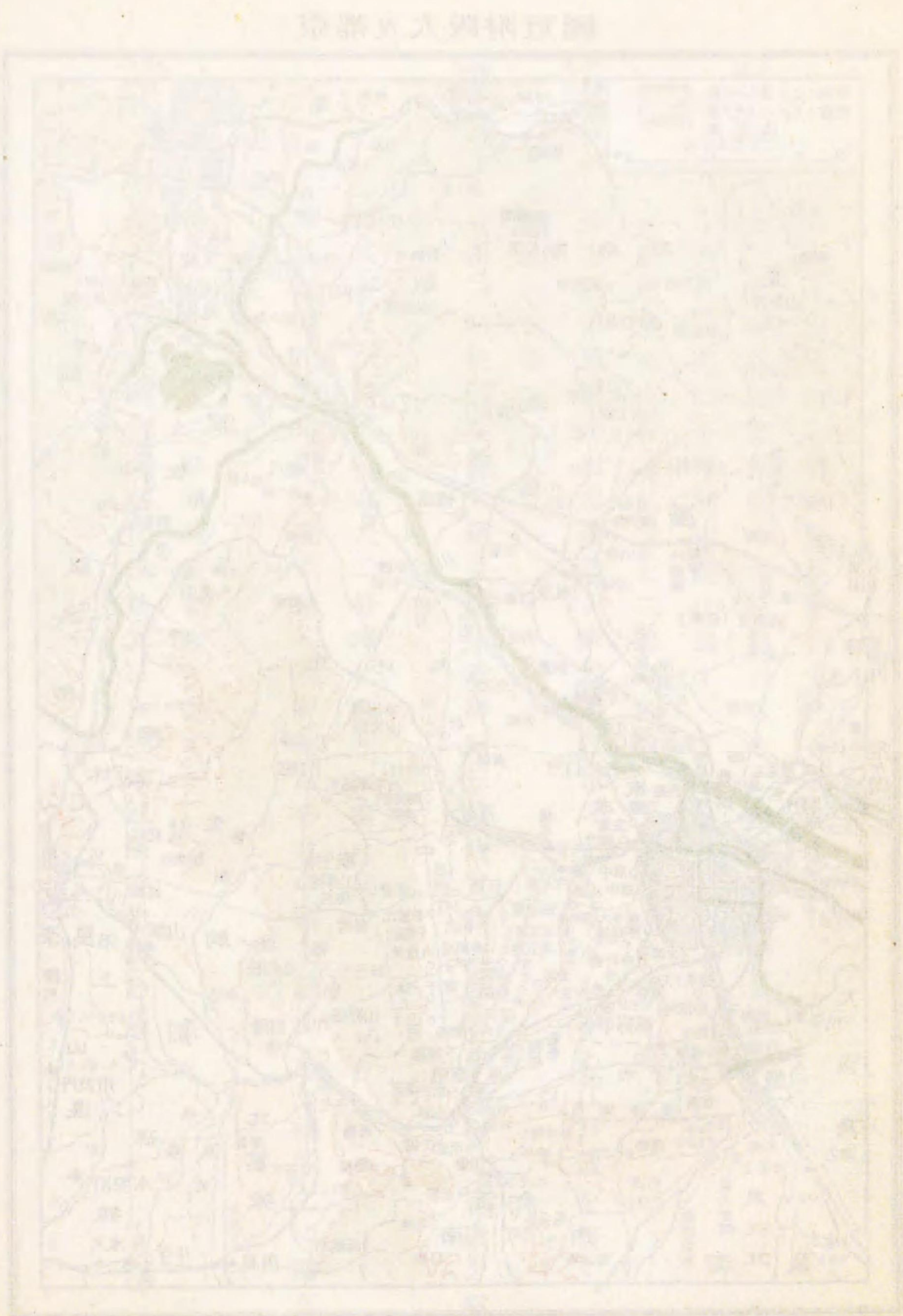
公家衆、及び諸大名、亦た二條城に抵り、家康に謁す。

家康、細川忠興に命じ、毛利宗瑞、島津家久の、其の國を發するを待ち、之に踵ぎて東上せしむ。

秀忠、藤澤に至る。蜂須賀蓬菴來り謁す。

廿五日、家康、藤堂高虎、片桐且元に、大阪城包圍の先鋒を命ず。

大阪包圍の先鋒



高虎、河内國府に進み、又た小山に移る。
大和の諸將來り會す。
家康、島津家久に命じて、出陣せしむ。
廿六日、秀忠三島に著す。翌日清水に至る。
織田常眞、及び五山僧、二條城に抵り、家康に謁す。
池田利隆、鍋島勝茂、山内忠義等に、各銀二百貫を貸與す。
他の大名にも亦貸與す。
京極高知の子高政、二條城に來り謁す。

諸大名に
銀貸與

【四五】 事件日録 (四)

秀忠軍の
徐行命令
十月廿七日、秀忠の使二條城に至り、秀忠江戸を發し、翌日藤澤に著せしことを

告ぐ。家康其の大軍なるを以て、徐行す可きを命ず。
家康、岸和田城主小出吉英を、先鋒に加はらしむ。而して松平信吉に岸和田を
守らしむ。

片桐貞隆、石河貞政、池田利隆、二條城に抵り、家康に謁す。家康特に利隆を召し
て、軍事を議す。

堺の市民、銀を家康に献ず。

廿八日、秀忠掛川に著す。

家康其の行を急ぎ、諸軍困頓せるを聞き、戒めて徐行せしむ。

伊達政宗見附に到る。幕府命じて急に進軍せしむ。

軍勢濫妨
の禁制

廿九日、家康攝津平野に、軍勢濫妨等の禁制を出す。

本多忠政、陣を枚方より飯盛山附近に移す。

前田利常、嵯峨より新村附近に進む。河内に入り砂に次す。

出口村堤
防の決潰

尙ほ是月大阪の兵、河内出口村の堤防を決して、枚方の通路を妨害した。家康は

及び修理

美濃衆松平乘壽等、及び福島忠勝の夫卒に命じて、之を修理せしめた。又た遠藤
慶隆に命じて、大和暗峠を守らしめた。而して幕府は東海、東山兩道要所に關所
を置きて、旅客を檢せしめた。

公家衆の
家康見舞

十一月一日、八條宮智仁親王、關白鷹司信尙、前關白二條昭實、同鷹司信房、同九
條忠榮、及び公家衆、門跡、僧徒等、二條城に抵り、家康を見舞うた。

家康は、鷹司信尙が告げずして、大佛供養に臨まんとしたから、之れを見なか
つた。

丹波福知山城主有馬豊氏、攝津吹田に陣す。二條城に抵り、家康に謁す。池田忠
繼亦た來り謁す。

家康讃岐小豆島、及び其の附近の三個國に令し、鹽、薪、魚類等を尼崎、堺に輸送
せしむ。

二日、秀忠名古屋に著す。翌日大垣に至る。

秀頼再び
津島を援
に求む

秀頼、淀殿、重ねて使を薩摩に遣はし、來援を乞ふ。家久之を辭す。

三日。家康先鋒諸將に令し、部下兵士の濫妨狼藉を戒む。

片桐且元家康に謁し、先鋒の諸軍、大阪を包圍するの状況を報告す。

家康藤堂高虎をして、小山より更に陣地を進めしむ。

松平忠明、石川忠總——美濃大垣の城主、曩きに父大久保忠隣の罪に坐して、蟄居したるもの、免されて出陣す——をして、平野に進軍せしむ。

片桐且元
大阪附近
の地圖を
献ず

四日。片桐且元、大阪附近の地圖を家康に献ず。家康本多正純、板倉勝重、安藤直次、成瀬正成を召して之を示す。

中井正次に命じ、大阪附近の地圖を製せしむ。

大阪より遁れ來る者あり。家康召して城中の状況を問ふ。

秀忠柏原に至る。

五日。家康片桐且元を召し、大阪攻撃の方略を下知す

秀忠佐和山に至り、重ねて軍令を頒つ。

伊達政宗、大津に著す。

藤堂高虎
等阿倍野
住吉の間
に陣す

藤堂高虎、松平忠直、前田利常、井伊直孝、本多忠政等進みて、安倍野住吉の間に陣す。

翌日、淺野長晟亦來りて、住吉に陣す。

大阪平野の民の、東軍に内通するを知り、薄田兼相等を遣し、其の年寄を捕へ、

又た民家を火かしむ。兼相松平忠明、石川忠總等の至るを聞き、城に入る。忠明

等之を追ふも及ばず、平野に陣す。

六日。伊豫松山城主加藤嘉明の子明成、及び毛利宗瑞の使者、二條城に抵り、家康に謁す。

園城寺の僧本覺坊なる者、照高院興意法親王、及び園城寺の僧徒等、大阪の爲めに、徳川氏調伏の旨を訴ふ。家康勝重、崇傳をして之を糺問せしめ、本覺坊を

入牢せしむ。

大阪の兵、火を天王寺に縱つ。堂塔皆燬く。

七日。秀忠永原に至る。逗留數日、後軍の至るを待つ。

大阪兵天
王寺を燬

蜂須賀至鎮、和泉に著す。二條城に抵り、家康に謁す。攝津勝間に陣す。

池田忠繼、神崎川を渡り、中島の敵を逐ひ、進みて大和田を取る。

池田利隆、森忠政、備中庭瀬城主戸川達安等、中島に進む。有馬豊氏、中島に進む。

八日、喜多院天海上洛し、家康に謁す。

九日、秀忠膳所に至る。

家康、諸大名に令し、糧船及び商船等を、堺に回漕して、以て諸軍に便ならしむ。

幕府上杉景勝に命じ、陣を大津玉水に移さしむ。

山内忠義、和泉大鳥に陣す。明日勝間に進む。

十日、秀忠伏見に至る。義直、頼宣、及び公家衆等、之を追分に迎ふ。

長門府中城主毛利秀元、江戸に在り、水野忠元に就て、從軍を請ふ。秀忠、秀元を

して、毛利秀就と共に、大阪に會せしむ。

十一日、秀忠、二條城に至り、家康に謁す。家康、十三日を以て、大阪に進まんとす。

家康、藤堂高虎、本多忠政、鍋島勝茂等に命じ、明日を期して、軍を天王寺に進め

秀忠家康
に二條城
に會す

しむ。

家康、松平忠利、伊奈忠政等に命じて、鳥飼附近の堤を決せしむ。

伊達政宗、二條城に抵り、家康に謁す。

堺の人、今井宗薫、宗吞父子、大阪城を遁れ、二條城に抵り、家康に謁す。家康命じ

て、堺に還らしむ。

毛利宗瑞、萩城を發す。

日向延岡城主有馬直純、兵を率ゐて居城を發す。

十二日、上杉景勝、佐竹義宣、二條城に抵り、家康に謁す。

家康、大阪進發の期を延べて、十五日とす。

徳川義直、二條城を發し、木津に次す。

片桐兄弟、伏見に抵る。

十三日、秀忠、土井利勝をして、密事を家康に稟せしむ。

利勝、山口重政が、大阪城に入り、秀頼を刺さんと圖るを告ぐ。家康命じて之を

大阪進發
二日延期

止めしむ。

東軍先手物見、横田尹松等、家康に謁して、先鋒の諸軍天王寺を過ぎて、前進せるを復命す。家康令して秀忠の下知を待たしむ。

十四日、本多正信、江戸關東の處置を了し、二條城に抵り、家康に謁す。

十五日、家康二條城を發し、大阪に向ふ。奈良に抵る。

秀忠伏見を發し、枚方に次す。

以上の事實を湊會して考ふれば、一幅大阪役上半の鳥瞰圖が、歷々として描き出さるゝであらう。

藤堂高虎等進みて住吉安倍野に到る

藤堂等進發

御先手藤堂和泉守高虎、十月廿六日に、河内國府迄發行仕候、京都御立の儀霜月十五日に御觸有之に付、和泉守次に松平下總守爲(忠)明、石川主殿頭忠總、何も平野口を住吉安倍野原へ押出申候。其折節大阪方大野主殿頭の組に、新宮左馬介は、赤座内膳、横島玄蕃と一所に堺に有て、近隣を亂妨す。内膳、玄蕃は東野平野藤井寺巴引野近邊迄、

大阪兵界を侵掠す

渡邊勘兵衛敵を追はしめず

備頭見へ候なご、注進有しかば、早々大阪へ引取。新宮左馬介は、無極大膽成者にて、堺に猶殘居、近邊を侵掠して、藤堂高虎、松平下總、石川主殿以下の大軍旗先平野近邊に見へ候に付、大野主馬追々に人を遣し、左馬助に、一刻もはやく可引取旨、申遣候へ共、左馬助不承引。乍去東勢近付たりと近邊皆噪のしり候に付、何方へか寄手は近付たるらん、ふしぎ也とて、手勢僅百七八十にて堺を出、住吉の南の原へ押上て見れば、藤堂の先手渡部勘兵衛千余にて、岸際を去事二町余に備たる所へ出合頭に押上たり。左馬助俄に驚て敵は爰に有たるかと云程こそあれ、捨鞭打て住吉さして逃たりけり。藤堂が先手能物ぞと皆々乗出々々追懸んとせしを、渡邊勘兵衛下知しけるは、堺に奇兵を殘置、是へ誘引を懸たりと覺る也。是を追詰住吉へ來らば、堺の奇兵横鎧を入、胴勢の中を取切らんとの手立成べし、壹人も不可出と堅いましめ下知せし。依之新宮は命一拾たる心地にて、大阪さして引取。主馬が組の米田監物、伴園右衛門、御宿越前守、何も迎に來りしに、天下茶屋と云所にて行逢、左馬介を口々にしかり、早々大阪へ引取申候。此時渡邊勘兵衛備を以、追討に仕候はゞ、新宮は壹人も殘申まじきとの取沙汰にて候よし。〔大阪御陣覺書〕

【四六】 家康の意氣

家康老來
意氣益揚

關原役に於ても、大阪役に於ても、家康が東軍の中心であり、主腦であり、如何なる大小の事も、悉く皆な彼に集中せられ、統制せられたことは、云ふ迄もない。但だ關原役に於ては、家康が當主であり、秀忠は世子であつたが、大阪役に於ては、秀忠が當主であり、家康が隱居であつた。然も隱居したる七十三歳の家康は、軍國の事にかけては、壯者も及ばぬ程の意氣と、精力とを示した。本多正純が、『大御所様今度の仕合を御聞き被成、大かたなく、御わかやぎ被成候間、可爲御満足候方々への御仕措、一段とはか參り、埒の明きたる儀と存候。斯様の儀、御すきの道と申、又得させられ候儀に御座候へば、何もかも乍恐よきと存計に候。』〔藤堂文書との文句は、如何にも家康其人の老來の意氣、頓に昂揚せる情態を、活躍せしむる心地がする。〕

家康の愉快

關原役に於ける家康は、眞に天下分目の大戦を豫想した。彼は固より十二分の

自信力はあつたが、然も頗る氣骨きぼねの折れたには相違あるまい。然も大阪役に於ては、勝敗の數は、論外だ。問題は唯だ其の犠牲を拂ふ代價の廉不廉だ。家康の大阪に於ける、猫の鼠に於けるが如しだ。家康は唯だ鼠を噛み殺すのみを以て、自から足れりとせず、之を手玉に取りて、其の限りなき愉快を味はんとした。彼が大阪との手切れに際して、『此事起りしは、本意の至である。速に馳せ上りて、敵兵を打果し、老後の思出にせんと、太刀を抜き、牀の上に躍り上つた。』〔慶長見聞書〕とあるは、左もある可き次第だ。されば秀忠が、土井利勝もて、自から討伐の任に膺らんと請うたに拘らず、之を容れなかつたのも、固より當然の事だ。

家康出陣

十月八日、今日自幕下爲御使士井大炊助參府。今度依大坂之儀、大御所被出御馬之由、被仰付於幕下、大御所關東、江戸御仕置被仰付可被下之旨、再三言上之處。仰曰、先御上洛、大坂之體被御覽爲指儀於無之者、御仕置等被仰付可有還御。若又於大坂堅籠城者、被仰幕下、大阪城可被攻落、大御所又以拾萬人數、奥州以下御仕置可被仰付旨、大炊助被仰含。又幕下人數引率給、可有御上洛之由被仰

含、〔駿府記〕

家康は自から大阪退治の總帥たるを任じてゐる。中々以て秀忠に一任するが如き考へは、毛程もなかつた。但だ秀忠の將軍職たる位置に對し、彼は相當の會釋を爲す必要を感じた迄だ。

出立狀況

十一日（慶長十九年十月）四時分（午前十時）御立被成候間、其刻限に、各可罷出之旨、兼而雖有御觸、何も白衣に羽織著之、中々風流なる裝束出立にて、勇進て卯之刻より令出張、御出馬を奉待候也。永井右近大夫、安藤帶刀なども、昔の羽織、本多上野介同支度也。上野介被申候は、ケ様出立候得共、家康様御裝束無心許奉存候由にて、奥方へ入、おあちや（阿茶局）に逢度由被申候處に、おあちやも御供之由に付、闇がり、何様之所用候哉と被申候處に、御出立はいかゞ様に候哉と、尋ね申候へば、早曉之御鷹野之御裝束と相聞御股引、御羽織、御草鞋、可出置由、上意にて、御支度も無之と被申候處。上野介は頓而羽織を替、黒羽織著之、各者若候間不苦と被申候に付、右之支度にて有之。已刻家康様御表え出御。皆々

途中鷹野

出立御覽被成、御機嫌宜也。本多上野介爲被召、金之瓢箪に、金の野連之御小馬印許御持せ可被成候。御先手は早々打立、今晚田中可參、御小馬印を立候而、御供行列仕押出。紀伊殿（頼宣）其跡より御押、安藤帶刀可致、御鷹野の供者無用之由被仰出。家康様は持船え御かゝり、御鷹野被成、田中へ御著被成由被仰出候。駿府御進發也。上方迄も右之通、本道は御小馬印御立させ、御供之者被遣候也。家康様者脇道え御鷹野なされ、晩々には御宿陣え御著也。〔村越道平覺書〕
先づ概略此の通りであつたらう。

第十章 孤立無援の大阪

〔四七〕 秀吉恩顧の大小名の態度

大阪方の空頼み
時代と與に、人物も凋落した。大阪役に際しては、秀吉恩顧の諸大名中、前田父子、淺野父子、加藤清正の如き、池田輝政の如き、何れも他界の客となつた。然も家柄から云へば、豊臣氏に縁故あるものも多くあつた。人柄から云へば、福島正則、黒田長政、加藤嘉明等もあつた。秀頼及び大阪が、如何なる程度に於て、彼等を持ちとした乎、そは明白でない。然も何人にも自惚はある。大阪にては、秀吉恩顧の大小名は、大阪に心を寄するであらうと、空ら頼みしたのであらう。而して彼等諸大名も亦た、若干斯る空ら頼みをなさしむる素振があつたのであらう。如何なる時代にも、上手者はある。如何なる時節にも、空世辭を云ふ者はある。秀吉恩顧の諸大名中には、大阪に向つて、萬一の場合には、秀頼公のお爲めになると、出鱈

關原役の諸大名

目を吐いた者も、皆無ではなかつたであらう。關原役には、特別な理由ある連中、即ち石田に反對する者と、石田に最負する者とを除くの外、何れも向背に迷うた。何となれば此の役や、實に乾坤一擲の分け目であつたからだ。彼等の多くは局外中立を爲し、然らざれば雙方に手を出し、然らざれば勢に迫られて、餘儀なく一方に屬した。要するに、背石田と、向石田以外の者は、唯だ茫然自失した。固より此の紛擾に乗じて、所謂の火事場泥坊を働かんとしたる横著者も、幾許かあつたのは、云ふ迄もない。

向背の理自から明

大阪役に於ては、天下の大勢、全く定まつてゐた。當時徳川の天下に向つて、弓を挽く者は、全く螻蛄の斧であることは、何人も能く知る所だ。されば此の際向背に迷ふ可き理由は、一も是れ無かつた。徳川勝大阪敗は、豫定の結論だ。若し眞に秀吉の舊恩に酬ゐんとする、純忠の心あらば、成敗利鈍を顧みず、大阪に加擔す可きが、當然だ。關原役には、秀頼の名を藉りて、石田が一山張つたのだ。されば秀吉恩顧の徒が、石田方に與せず、若しくは石田方と戦うたのも、立派なる申譯が

一人の大阪を顧るものなし

ある。併し大阪役には、何人も秀頼の名を藉る者は無かつた。本尊は名に於ても、實に於ても、秀頼であつた。大阪と戦ふのは、如何に辯解しても、秀頼と戦ふのだ。而して秀頼は、正統なる秀吉の相續者だ。

併し大阪役に於て、秀吉恩顧の大小名にして、本來大阪に在つた者以外に、大阪の爲めに其の身を致した者は、殆んど一人も無かつた。偶々、招募に應じて入城したる者は、當時の落伍者、不平黨、放浪人、即ち耶蘇教徒や、關原役打漏されや、云はゞ高天厚地、一身を託するに所なき徒輩に過ぎなかつた。關原役は、秀吉恩顧の大名の試金石ではなかつた。眞の試金石は、大阪役だ。而して此の大阪役に於て、眞に秀吉の相續者の爲めに、利害得喪を度外視し、家をも身をも打ち忘れ、粉骨齏身したる者は、殆んど一人も無かつた。觀來れば、人情程頼みにならぬものはなし。

大阪方の手落

此に就ては、大阪の方に手落のあるは、云ふ迄もない。彼等は此の時代の推移を閑却し、唯だ歲月と與に遠ざかり行く秀吉の舊恩を、唯一の金科玉條として其

の援助を秀吉關係の大小名に要望した。されば其の要望が裏切られた罪の一半は、固より大阪方にありと云ふ可きだ。併し如何に手落があつたにせよ、無かつたにせよ、秀吉恩顧の大小名の心が、既に大阪を離れてゐた事は、明白だ。彼等は徳川幕府に倚りて、其の一身の榮達を得、子孫の計を全うせんとした。固より大阪を顧慮するに違なかつた。

藍恩顧者
對の公然敵

彼等の或者は憚然として、大阪を攻めた。他の或者は猛然として、大阪を攻めた。其の心事は一ならざるも、大阪を攻めたのは、一であつた。其の従前より引續き來れる成行から云へば、片桐且元の如きは、最も大阪と關係の深厚なる一人であつた。然も彼が大阪より退去するや、彼は實に大阪攻撃の急先鋒たるを辭さなかつた。此れは賣られた喧嘩を買うたものとして、尋酌を要するは勿論であるが、然も彼にして其の節を全うせんとせば、高野山に上るも可なりだ。剃髮するも差支なしだ。然るに二條城に於て、家康の軍議に參するに至りては、従前彼が大阪に於ける、恭順派の統領であつた事は、假令其の重なる目的の、豊臣氏の

且元の去
就

萬歳を圖つたにありとするも、復た我が身と、家とを全うする所以として、之に努力した事は、否定する譯には參るまい。

自個本位

斯る者を持つとしたる大阪の無智は、勿論だが、秀吉恩顧の諸大名の自個本位も亦た、頗る露骨であつた。

【四八】 福島正則と大阪

正則の大
阪に對す
る好意

秀吉恩顧の大名中、當時の生存者の隨一は、福島正則であつた。彼は關原役に於て、殊勳者の一人として、安藝備後に於て、四十九萬八千二百石の大封を得た。彼は他の大名に比して、寧ろ露骨に、大びらに、大阪に好意を表するを敢てした。豊國神社の參拜や、高臺院の存問は云ふに及ばず、慶長十三年の春、秀頼の病氣に對しても、彼は親しく大阪に赴いて、之を見舞うた。當代記而して大阪が彌々籠

在大阪糧米を借す

城と極まり、糧米を取り入るゝや、
十月二日（慶長十九年）大坂秀頼對家康公謀叛之間、被貯兵糧、自去八月近國遣金銀被相調。福島左衛門大夫、兵糧八萬石在大坂、左衛門大夫所江戸時在有借用度由、以飛脚曰、兎も角も秀頼御意次第之由有返答。（當代記）

家康正則に心配す

とあれば、彼は確かに若干の好意を、大阪方に表したらしく思はる。而して家康が大阪攻撃の爲めに、出陣せんとするや、彼は少からず、正則の事に就て心を悩ました。

十月八日、今日竹中伊豆守重利御普請隙明、自江戸參府御目見。仰曰、汝福島左衛門大夫正則爲知音之間、爲御使可被指下。其趣者、今度秀頼被挿野心之巧、且秀頼非所行乎。織田有樂、大野修理、木村長門、渡邊權兵衛、其外爲若輩秀頼進惡逆之儀歟。正則太閤以好、秀頼不疎也。雖然、今度秀頼別心之儀如何被存、對我父子逆心雖有之間敷、下々作狐疑之間、手前人數於國本差下、息男備後守忠勝差添、大坂表攻口可被加勢。正則者在江戸、可然之由、被仰遣于江戸云々。（駿府記）

正則を江戸に質とす

乃ち正則は江戸に留置し、其の子忠勝をして、封地より兵を率ゐ、大阪に赴かしむ可しとの儀だ。家康としては寔に萬全の策だ。正則は虎だ。彼を江戸に置くは、檻中に置くのだ。忠勝をして、大阪に向はしむるは、彼を人質として兵士諸共に、取り置くのだ。然も正則は、固より之に承服するの他は無かつた。而して彼は従前、加藤清正、片桐且元が取り來りたると、同様の策を以て、大阪に忠告した。そは恭順説だ。

正則の大坂忠告

大夫殿より堀田角左衛門と申侍。大坂に好有之故、上せ被申候。其様子秀頼之御袋様江戸へ御下り被成、家康公へ御對面被遊候て、御上り御尤候。御兄弟様方へも御參會被遊御尤に候と、大夫殿より被申上候へ共、かつて御同心なく、御腹立にて、重て々様之異見被申まじの由、御返事にて候。此返事大夫殿見不_レ被申内に、使堀田角左衛門被申付候は、大坂より御返事取候は、直に家康公へ指上げ候へとの御事にて、家康公右返事の様子御一覽被成。

〔福島大夫殿御事〕

尙ほ此の使者は遠州中泉にて十月十三日家康に福島正則の大阪に送れる書案を示した。

正則の書案

十月十三日。福島左衛門大夫正則使者從江戸參著。並竹中伊豆守重利書狀一通言上申云。今度大坂之儀に付、御誼之趣謹而承。秀頼並老母野心之儀存外之至、且者秀頼近習若輩故歟。正則認書狀秀頼同老母以兩使申達、其狀本多上野介内見之處、今度大佛出入之儀に付、對兩御所如此之企、天魔之所行歟。早速被改其心、母儀爲御佗言、江戸駿府於在國者、秀頼御長久可爲御運。於正則于江戸妻子以下指置、其上一圓兩御所無二之忠節之條、於不被改野心者、始正則天下諸軍勢于大坂馳向、攻落之、必定也。右之旨被加思慮、長久與自滅、何歟、可被思召哉。云々。〔駿府記〕

淀殿東下何の効果如

此れが正則の意見だ。然も淀殿を江戸に人質としたとて、果して秀頼の萬全を期す可かりし乎。此れは恐らくは疑問であらう。

廿三日(十月)福島左衛門大夫使者從大坂歸參、對正則無返報云々。〔駿府記〕

正則の忠告は自家保存の爲

果して此の通りであれば、前記家康が大阪よりの返事を見たとき云ふ事とは、相容れぬ様だ。但だ返書ではなく、正則の書狀の内容を拒否した意味の返事とすれば、了解が出来る。兎も角も正則の忠告は、所謂六日の菖蒲、十日の菊で、時期後れたものであつた。然も此れは大阪のためでなく、正則自身が、家康及び秀忠に對し、其の態度を明白ならしむる所以の手段であつたとすれば、それ丈の効能はあつた。

福島正則の大阪に對する態度

大阪の使者正則に會ふ

大阪より諸方への御使、別て福島左衛門大夫へ御相談の爲、林伊兵衛を江戸へ被遣。則違亂なく下向して、左衛門大夫甥福島兵部少輔を以御書を渡す。左衛門大夫申は、定て今度の儀御頼被成との事成べし、我等事委許に如此あれば心に不叶、御返事可申上様も無ければ、御書拜見に不及、伊兵衛にも大儀に下り候、右之通達て詞も非されば對面に不及、早々罷登可申上様、三年遅く、三年早し、詮もなき思召立無是、非、此上は早歸らぬ御事に御座候間、秀吉公御遺言も自然の事有之者、大坂城枕と被仰置候

第一城頼む計り

間、御城にて御果候より外なし、又家康公は野合の一戦上手にて、城攻は野合程にあらず、是一つ。又秀吉公の御用意にて、大城無雙の要害第一城頼計也。此由可申上_二由にて御使者返へさる。〔推察記〕

【四九】 島津氏と大阪 (一)

福島然り況や他を

豊臣氏と最も縁故の深厚なる、福島正則さへも、身と家とを以て、大阪に殉ずる覺悟は無かつた。關東大阪の兩全は、中心からの希望であり、或は祈禱であつたが、萬止むを得ざる場合には、餘儀なくも東軍に味方して、大阪を滅すを辭する能はなかつた。福島已に然り、況や其の他をや。然も大阪は尙ほ恃む可からざるを恃みとし、前田氏とか、島津氏とか、伊達氏とか、蜂須賀氏とか、あらゆる舊縁を辿りて、大小名を勧誘した。

前田の態度

前田利家は、秀吉無二の親友であつた。彼は秀吉から秀頼を托せられた、唯一人であつた。然も彼の死するや、家康に向つて、秀頼の事を依頼するよりも、寧ろ利長の事を依頼した。利長も亦た、豊臣氏と淺からぬ關係があつた。然も彼の死するや、近く大阪と關東との難生ずるを豫期し、其の老臣本多正重に告ぐるに、其の嗣子利常(實は利長の庶弟)を扶け、關東方の爲めに努力す可きを以てした。〔前田家譜〕此れは慶長十九年の春で、利長は同年五月廿日、五十三歳にて逝き、而して大阪役は、十月に始まつた。利長は先見の明があつた。然も其の先見は大阪の爲めでなく、關東の爲めであつた。否な關東の爲めでなく、我家の爲めであつた。當時に於ては、家を保つも、身を保つも、強者に味方する他はなかつた。此れは前田氏のみでなく、島津氏でも、伊達氏でも、其の他あらゆる大小名、皆な同一轍であつた。

諸侯皆我家の爲

大阪尙頼むなきを

併しながら淺はかなる大阪は、尙ほ時代の推移に頓著なく、一度あつた事は、何時迄も、あるものと心得てゐた。舊勢力の消滅して、新勢力の興起せんとする間

際には、往々かゝる愚を做すものが多くある。寡婦、孤兒以外に、何等中心人物無かつた大阪が、斯る愚を做したのも、決して不思議はない。

吾人は此から大阪と、島津氏に就て、觀察するであらう。

島津は島津本位

島津氏の關原役に於ける態度は、不可解であつた。義弘は伏見城を守らんとして、鳥居元忠の拒む所となり、餘儀なく西軍に投じた。義久等は之を不可として、關原役後、義弘に蟄居を命じ、罪を家康に謝した。此れが表面の申譯である。然も義久は、一方には兵を日向、豊後方面に出し、他方には肥後方面に出してゐる。露骨に云へば、島津氏は本來島津本位で、豊臣本位でもなく、徳川本位でもなかつたのだ。

大阪の招きを斷る

關原役に於て、此の通りであれば、大阪役は知る可しだ。關原役は東西の勝敗、殆んど一髮の間に繋がつた。故に島津氏も、其の方向を二三にした。而して申譯的に、曖昧摸稜の態度を持してゐた。然も大阪役に於ては、勝敗の數は、問題ではなかつた。島津氏が大阪の招きに應じなかつたのは、當然だ。

其辭令

然も島津氏の大坂に斷りたる申分は、辭令の妙を極めてゐた。

十一月朔日、島津陸奥守(家久)使者來申云。去比從大坂長崎往來商人高屋七郎兵衛、以秀頼公黑印並長銘正宗脇指令持參、今度就一儀、陸奥守可頼之由申來。陸奥守返答云、於薩摩關原以來流牢之處、大御所以御恩、本領安堵。然者大坂同心之儀、不成由、七郎兵衛依商人、不殺之、彼脇指返之由言上。彼書者使者持參、本多上野介披露之云々。(家康、この時京都にあり。)〔駿府記〕

謝絶狀

尙ほ島津氏よりの謝絶狀は、左の通りである。

不存寄候處、自秀頼様被成下御書、先以忝奉存候。抑被思召立候儀、御座候に付、而、早々可致上洛被仰下候。尤雖可奉應尊意候、先年石田治部少取起弓箭候時節、老父兵庫入道(義弘)上方へ有合候故、雖不能分別儀候、相守太閤様御一筋於關原、雖盡粉骨候、合戰相破、御所様天下被成御安治、迷惑に相極候處、被指捨御遺恨、我等被召出、剩兵庫入道身上迄無異儀被差置候。然時者太閤様御一筋之御奉公に付、當家者一篇仕、御所様被成御取立、數年種々御高恩之儀、世上に無

其隱事候條背御當代申儀不罷成候。御高察所仰候。隨而正宗長銘之御脇指拜領仕誠に忝雖奉存候、右之御理候間、致返上候。可然様可預御披露候、恐々謹言。

慶長十九年十月十三日

島津陸奥守

家 久(判)

大野主馬首殿

〔薩藩舊記〕

恩誼報効の打切り

關原役を以て、島津氏が秀吉に對する、恩誼報効の打切となし。爾來の新世帯は、全く徳川氏に倚りて立つたものなれば、新たに島津氏對徳川氏の恩誼の關係を生じたものとなすとの申譯は、尤もと云へば、如何にも尤もだ。

〔五〇〕 島津氏と大阪 (二)

是島津氏藩 大阪役に於ては、島津氏の態度は、始終一貫したる關東方であつた。而して藩論も亦た一致してゐた。

覺

(花

押)

- 一 大坂御謀叛之事。
- 一 世上いかやうに罷成候共、此方者關東へ一筋之御奉公に相定候事。
- 一 數年御所様御厚恩、至下々迄、不可致失念事。
- 一 大坂え若御陣於相付者、不圖可爲上洛候間、内々可致其覺悟事。
- 一 御弓箭之用意、不可致油斷事。
- 一 連々不入處花麗可爲停止事。
- 一 他國人抱間敷候。若不審之者於在之者、則可致披露事。付、境目に可入遠慮事。

慶長十九年十月十六日

〔薩藩舊記〕

此れが當時島津氏の藩是であつた。島津氏は果して家康の厚恩に感激した乎。

長き物に
捲かれし

將た關原の敗戦を憤りつゝも、長き物には捲かるゝの諺通りに、姑く忍ぶ可からざるを忍んだのであつた乎。そは揣摩の限りでないとして、兎も角も當座は殊勝に、如上の態度を持してゐた。

大坂之儀雜說共、種々申散候。就其陸奥守殿御事、無別儀東國御一味之事に候條、何も以其心得、諸事御奉公可然存候。〔薩藩舊記〕

再び大阪
再求援謝
絶

とは、十月十三日附にて、家久の父、義弘入道惟新の書状の一節だ。此れは時勢の推移のみでなく、關原役に於て、苦がき經驗を嘗めた島津氏は、大阪役には、必ず之を再びしなかつたのであらう。大阪にては、更らに川北勝左衛門尉を遣はして、其の來援を請うた。島津氏は又た婉辭もて、之を謝絶した。

其表之様子、重而被仰下候。委承届候。然者我等可罷上之由、雖被仰聞候。先日申入候様に、先年關原御弓箭之刻、相守太閤様御筋目、兵庫入道雖致粉骨候、其合戰相破御所様天下被成御安治、當家及迷惑候處、被差捨御遺恨、我等被召出、兵庫入道身體迄被差許候。然時者、太閤様御一筋之御奉公に付、當家者一篇仕、其

後御所様被成御取立、多年之御厚恩、世上無其隱事候條、相背關東儀不能成候。御推察所仰候。猶於様子者、川北勝左衛門尉殿へ申達候間、不能詳候。恐々。

慶長十九年十一月二日

大野 修理 大夫殿

御 報

〔薩藩舊記〕

然も川北道甫(勝左衛門)の覺書によれば、

御書を披見して被申けるは、爰許へも有増聞へし也。ケ様可有と存、御身方仕れと御頼み候得共、關原御陣の時、親身命を抛、御身方仕、漸命からんにて罷歸候。權現様へは大不忠の者にて候得共、一命御助置被成、薩摩國も古の通無相違被仰付候。是以大成御恩にて御座候故、御身方仕事不能成候。然共其方を御使に被下候得ば、御身方も仕まじ、亦權現様身方をも仕まじく候。是は兎角御扱に成可申間、拙者に其御使被仰付やうに頼申段、可被仰上候。

居中調停
者たらんとす

〔川北道甫覺書〕

と、家久は答へたとある。乃ち彼は局外中立を約したるのみでなく、大阪に向つて、自から居中調停者たらんことを、申し向けたのだ。併し此れが島津氏の眞意であつた乎、否乎は、疑はしくある。但だ島津氏が、此の際持重してゐた丈は事實だ。其の旗色は鮮明であつたが、急遽に兵を率ゐて、東上する模様は無かつた。島津氏の得意は、概して持重であつた。

三度大阪使者至る

大阪では、三たび使を島津氏に送つた。

家久上洛之刻、日州へ乗船不廻に付滞在之時。十二月五日爲秀頼之使者、御書を持、武井利兵衛と申者、飛脚に參候を、家久假屋かりやに西、東郷肥前守、別府信濃守に直にちか、擲取せ、則信濃相添差上候。（陸藩舊記）

秀頼直書

右の武井なる者が、齎らしたる秀頼の直書に曰く。

今度爰許籠城之様子、有樂、大野修理從、兩人方可爲演說候。然者、太閤以來年來之、因於不被相忘者、是非共一途忠節、可爲感悅候。猶陸奥守、又四郎兩所へも可被相意得候。恐々謹言。

慶長十九年十一月十八日

惟新老

秀頼御判

織田有樂書狀

尙ほ織田有樂の書狀は、左の通りであつた。

武井理兵衛尉、其地え差下申候間、令啓候。今度大阪籠城之様子、具に可有召上候。此節に候條、一筋に被對秀頼公、早速可著岸、於被抽忠義者、別而可爲感悅旨に候。此元之儀、矢兵糧、玉藥丈夫に被申付、人數等存ぞんじの之外、相集、可有五六萬程候。於様子者可安御心候。陸奥守（家久）又四郎殿（忠仍）へも可申入候得共、未申承候間、自貴殿被仰傳、御一同之御報所希候。委細以直書被申候。能々御心得可爲肝要候。恐々謹言。

十一月十八日

如庵

有樂

島津氏稍
情味あり

斯く義弘に與へた。然も島津氏は固より之に應ず可くもなかつた。如何に太閤の舊恩を云ひ立つるも、現在の島津氏を動かすには、餘りに利害が淡薄であつた。併し此れは島津氏のみが輕薄ではなかつた。島津氏は他の諸大名に比すれば、寧ろ其の向背に、若干の餘裕と情味とがあつた。

〔五一〕 蜂須賀、伊達其他の諸大名

秀頼の使
者蜂須賀
氏に至る

秀頼の使者は、蜂須賀蓬菴にも至つた。時に其の子の至鎮は江戸にあり、蓬菴一家政は、阿波に在つた。彼は豊臣氏と、尤も縁故の深い一人であつた。

慶長十九年甲寅、徳川家康公と、豊臣秀頼卿御手切と成時、至鎮公は、在江戸御座、蓬菴公阿波御在國。依て秀頼卿より木俣半之丞と云士を以、味方に御頼可在

蓬菴の拒
絶

内書並大野修理治長承り狀添來る。蓬菴公は、去る關原陣の時、佞人御寵愛依て、無科とがて國沒收せらるゝ後、家康公より至鎮公へ阿波國賜りたるなれば、無二の關東一味と被仰切。御返翰木俣半之丞に御渡、重而加様儀にて、於罷越は、討捨べき旨被仰渡、追返し玉ふ。此時蓬菴公御家中諸士末々に至迄、大坂籠城の士と知音の帳を取玉ふに、木俣に別而べつじの者多かりける故、兎角荒き御沙汰ありしとかや。〔森氏古傳記〕

蓬菴江戸
に至る

蓬菴は關原役にて、已に手を焼いた。彼が此の際に於て、秀頼の依頼を峻拒したのも、決して無理はない。然も彼は自から大阪との嫌疑を避くるに急にして、南海を大廻りして、三州吉田に著し、恰も家康の出陣上洛に逢著したが、家康は彼を見るを肯せずして、江戸に赴かしめたのは、如何に蓬菴が、當時に於ける注意人物の一人であつたことが判知る。

伊達政宗
の態度

伊達政宗も亦た、大阪と縁故多き一人であつた。彼の長子秀宗は、秀吉より偏諱を受け、秀頼に近侍し、關原役迄は、大阪に在つた。大阪が此の際に於て、目を政宗

秀頼の使者政宗に會す

に著けたのは、相當の理由がある。然も政宗は、最も機敏なる事大主義者だ。秀次の盛時には、秀次と結んだ。秀吉の晩年、家康の勢力の増大せるや、家康に結んだ。彼は實に江戸よりの觸狀に接し、踴躍して精兵を率ゐ、征途に上つた。彼は江戸に向つて、『鐵炮六千挺、馬上百二十騎にて出張。』〔翁物語〕の旨を答へた。彼の意氣知る可しだ。然るに秀頼の使者和久宗友は、十月十六日彼に小山の旅營に會した。その使命は、政宗に向つて、關東に對する、調停の依頼であつた。

陸奥守(政宗)之事、兩御所様(家康と秀忠)別而御懇之由被聞召及候條、此度之事、秀頼公無御如在通被申分候哉。於同心は、尙重而御墨付を以可被仰入候。返々如何様之義に而も、兩御所様之御指圖、可被成御違背非御覺悟兼又半左衛門(和久宗友)事雖若輩候、宗是(和久宗是)事、其方數年懇之ものに候間、先内證此度指越候者也。〔伊達政宗記録事蹟考記〕

此れは必ずしも、調停が目的では無かつたであらう。但だ秀頼及び大阪の立場を、辯明する必要上、此の手段に出でたのであらう。

政宗の拒絶

十一月三日、戌刻、松平陸奥守政宗從途中爲使節、山岡志摩守□□於三島參上、

出御前(家康)申云、從大阪右筆和久半左衛門爲使、政宗馮思由、秀頼狀黑印持參、

政宗返答云、兩御所御恩何奉忘乎。於秀頼同心不思寄之旨、依然半左衛門搦捕、

以本多佐渡守正信於幕下言上。仰曰、尤神妙之旨、太御感云々。〔駿府記〕

鍋島小出の拒絶

尙ほ鍋島直茂は、十月廿六日、大阪方の勸誘書を受取るや否や、封の儘、誓詞を添へて、本多上野介に送り、家康の手許に差出した。又た小出吉英も、秀頼の黒印、大野修理、津田左門よりの添狀を、差出した。吉英の父吉政は、實に秀吉の遺命を承けて、片桐且元と與に、秀頼の保傅であつた。然るに其の子たるもの、却て此の如きは、意外と云へば意外だ。然も且元其の人が、大阪城攻圍の謀議に參しつゝ、あることを思へば、今更ら意外と云ふ可き價値はあるまい。

徳永への頼み狀

十月十九日、午刻到美濃岐阜、著御徳永左馬助(旨重)飛脚到來。從秀頼公於左馬助披露狀、其趣曰、今日市正(片桐且元)對秀頼條々不届仕合在之に付、市正折檻之處、大御所以外及御腹立、近日御出馬在之由、誠以不及了簡儀に候。且者對兩

御所於秀頼毛頭野心不存由、此旨宜被申上者也。

十月九日

(秀頼 黒印)

德 永 左 馬 助 殿

(駿府記)

淺野前田の拒絶

斯る類は、尙ほ多かつた。淺野長晟には、驚坂善右衛門を使はしたが、長晟は彼を殺して、絶意を示した。川北道甫覺書而して前田利常に至りては、

何の請合もせず、我は石田が一亂より、家康公の一家となり、其好み深事、誰知らざる者やあるべきとて、其の使を搦め、御書を封の儘持せ、江戸へ注進し、追付人數を催され、江戸の先手として、上洛なり。〔山本豊久私記〕

とある。憐れむ可し大阪や、一人の第一流の大名は愚か、第二流の大名さへも、加擔者は無かつた。

第十一章 大阪籠城兵士と其守備

〔五二〕 大阪城の應募籠城者

大阪方無準備

抑々大阪方に於ては、必ずしも多年の計企あつたのでなく、又十二分の豫行的準備あつたのでもなく、唯だ勢の已む可からざる爲め旗揚げをしたのだ。

大阪城中の不和

従來は片桐且元が、大阪の中樞人物であつたが、彼を排斥し去りたる後は、殆んど其の中心點を失うた状態であつた。大野治長、同治房、渡邊紉、薄田兼相、木村重成等は、熱心なる主戰黨であつたが、大阪の親兵の七隊長には、頗る異論者も多かつた。其の中にも青木一重の如きは、屢々駿府に使し、家康と親好であつたから、固より戰ふを欲せず、而して伊藤丹後の如き、札付の東軍内通者もあつた。されば主戰黨の連中も、概して七隊長をば、猜疑の眼もて見た。一言すれば、城中は一和しなかつた。而して未だ戰はざるに、氣先づ餒えてゐた。

應募者皆
烏合

秀頼は書を諸國に馳せて、大は秀吉舊恩の大名より、小は關原役の殘黨の各地に棲竄したる者共を招いた。然も其の招きに應じたものは、僅かに時代の落伍者、不平の失路者、前途の光明なき浪人輩に過ぎなかつた。

大坂城中へ少々牢人衆入候。日用（日備）同前と被思召候。御書中尤存候。

〔本光國師日記〕

との書狀を、崇傳が藤堂高虎に與へたのも、又た、

大坂城中之儀、日用（日備）など取籠むさとしたる様體（やうたい）と承及候。〔同上〕

重なる應
募者

と、本多正純に與へたのも、必ずしも餘りに大阪を莫迦にした話とは云はれま
い。要するに、大阪に集り來りたる連中は、急場の用に立坊を備ひ來つたと、大な
る等差はなかつた。

眞田

一 眞田左衛門佐（幸村）

五拾萬石の御約束にて、人數六千計相具籠（こもり）申候。是は眞田安房守と申關東大
名の子にて御座候。關原以後の牢人、高野山に罷在。

長曾我部

一 長曾我部宮内少輔（盛親）

土佐國一國可被下御約束にて、人數五千相隨籠申候。是は土佐一國の大名に
て御座候處、治部少と一味にて、關原以後牢人仕、京小川通りの上に、祐夢と名
を付、手習子（てなひこ）を取居り申候。

仙石

一 仙石豊前

人數初五千著到にて、後人數抱申候。是も關東衆にて御座候。石田治部少一味
にて、關原以後牢人にて御座候。京新町通り、二條々上に、宗彌と名を付、手なら
ひ子供取居申候。

一 明石掃部

人數初四千の著到にて、後人數抱申候。

一 森豊前（勝永）

人數四千五百ほど。是は西國大名の由、關原以後牢人。

織田

一 織田左門（頼長）

人數雜兵ともに一萬程。是は織田有樂の子、秀頼公と御一門也。公家の猪熊殿惡事の時、牢人、京五條邊に居被申候。

一 京極備前

人數六千。是は京極丹後從兄弟、關原以後牢人。

一 石川玄蕃(三長)

人數雜兵五千。是は信濃にて十五萬石の御大名にて御座候。國の仕置惡敷御座候故、家康公が改易被仰付、大坂へ籠申候。

一 石川肥後(康勝、玄蕃弟也)

人數初は五千の著到にて籠り、後人數千計抱申候。

一 後藤又兵衛

人數初六千の著到にて籠こもり後人數抱申候由。

一 山川帶刀

人數初二千の著到にて籠り、後人數三千程、雜兵ともに抱申候。

後藤

一 北川次郎兵衛

右同斷。

一 三宿越前

人數雜兵ともに貳三百。

小身者等

一 細川與五郎(興秋)

一 結城權之助

一 伊木七郎右衛門

一 名島民部

一 淺井周防

一 三浦飛驒

一 稻木三右衛門

一 南部久左衛門

一 多田藤彌

右之衆小身もの也、五騎十騎づゝ持申候。大野修理に目見いたし、塀裏に罷居申候。

一 武竹田永翁

是は太閤御咄之衆にて、御陣役仕人にては無御座候。

塙 塙彈右衛門

一 新宮左馬

右兩人は馬乗足輕覺之者、拾騎づゝ御預け物見役に御座候。

町屋を毀
たす

一 惣構、西は高麗橋筋横堀の内、南は八町目黒門の内、町やは壹間も毀ち不申候。諸職人、諸商人にて、其儘居り申候て、細工諸商買仕候。

諸牢人住
處

一 諸牢人の妻子は、大形町やに居申候。大名牢人は屋敷渡り申候。一騎がけの牢人は妻子無御座候。

一 右諸牢人馬上一騎に付、黄金二枚づゝの積りに、竹ながし貳枚づゝ被下候。御扶持は其人に應じ被下候。大形輕き牢人は、諸職人道心者、或は百姓など

出申候。(大坂御陣山口休菴咄)

人数の掛
値 先づ浪人の入城者は、概して此の類であつたらう。隨從の人数に、掛値のあるは勿論だ。

崇傳の狀 大坂城中には、有樂、大野修理、津田左門、加様之衆取持に、牢人衆引籠、籠城之

用意と相聞え候。

一 長曾我部祐夢、兵田左衛門佐、仙石宗哉、明石掃部、加様之牢人衆、大坂へ入城候由、何も大坂へ籠り候衆、心づくにて、むさとしたる體と相聞え申候。

〔本光國師日記〕

と、十月十九日附、崇傳が細川忠興に與へたる書中の一節は、先づ其の概略を語りて、真相を得たものと謂ふべきであらう。

無謀冒險 此の衆心區々の徒輩を糾合して、天下の大兵をもて取り捲く東軍に當らんとするは、無謀と云はん乎、冒險と云はん乎。將た騎虎の勢、已むを得ざりしと云はん乎。

眞田幸村大阪城に入る

秀頼幸村
を招く

淺野氏の
警戒

幸村脱出

眞田左衛門佐信賀(幸村)は、父安房守昌幸と同じく、高野山九度山へ被_レ配、父昌幸は慶長の末に、彼地に病死す。左衛門佐は獨九度山に住居せしが、大坂御陣の初、秀頼公より大野修理亮治長承にて御頼有しに、大坂城へ籠_レべきとて内(内々か)支度する。紀伊國守淺野但馬守長晟よりも橋本峠村近邊の百姓共に下知し、若世上駭候へば、眞田左衛門佐信賀大坂へ走込事有べし、油斷不可_レ仕旨觸たり。高野山門主並衆徒中よりも、其旨九度山邊に被_レ申付。眞田は此色を察し、九度山近邊橋本、到下、橋谷等の庄屋年寄に、百姓不_レ殘振舞候はんと觸廻、不_レ殘九度山宿所へ呼寄、假屋を打て數百人並居、様々饗應酒を出し、上戸も下戸も不_レ論、酒を強ること不_レ斜、皆醉臥前後も不_レ知成ける時、百姓共の乗來りける馬ともに、ひた_レと荷をつけ、妻子をば乗物に打乗せ、上下百姓弓鐵炮を前後に推立、紀川を渡り、橋本到下橋谷へ掛り、木目峠越、河内入、大坂さして越せり。道筋の百姓ともは不_レ殘九度山に集り醉臥たり。在々所々には、女童扱は小百姓計なるに眞田、鎧長刀拔身にて、鐵炮に火繩はさみ通りければ、止べき様なし。百姓共は、是をも不_レ知沈醉し、其夜は眞田が宿所に醉臥、夜明醉さめてみれば、眞田宿所には一人もなし。雜具迄取拂跡形なし。是は出し拔れたりとて東西を尋ねれども、昨

幸村大阪
著

治長の歸
宅を待つ

幸村治長
會見

晩退たる眞田なれば、可_レ追付様なし。橋本到下橋谷の、己が家々に歸り尋れば、留主の者共申けるは、昨日の八つ時分、眞田殿は奥方御子息達引連れ、馬共に荷を付、弓鐵炮推立て、河内の方へ通給ふと告ければ、百姓共皆頭を搔て後悔すれどもかひなし。眞田は大坂に着、其身計り大野修理館へ行、其頃は傳心月叟とて薙髮なりしが、玄關にて案内乞、奏者番出て、山伏は何方よりと問ふ、眞田態と手をつかれ、大峰邊の山伏にて候が、御祈禱の卷數差上、御目見を願候と云、奏者聞て、殿には御登城にて、御留主なり、此方へ被_レ通候へとて、番所の脇へよび入、御歸宅の砌、御目見めされ候へとて待せける所、若侍十人計寄て、刀脇差の目利する一人の若者、眞田向て、和僧の刀脇差見せられよと云、眞田聞て、山伏の脇差刀は、只犬おごしの爲までなれば中_レ御目にか

け候物にてなく候へ共、刀の惡敷は、元來知れ候へば、御慰計にとて差出す。若者するりと抜て見れば、出來恰合は申に不及、刃の匂ひ金の光り、兎角云不_レ及、扱々見事と譽る。外の若き者見て、山伏はよき刀をさしたり、脇指も見せよとて、扱みるに、是又見事さいふべき様なし。さらば中小身を見よとて、扱みる、銘を見よに、脇差は眞宗、刀は正宗と銘有、中小身の見事さ云計なし。皆くあやしみ不_レ審して、如何様、只者にはあらじと云所へ、大野修理城より歸る。玄關にて目見し給へとて、奏者引具して出るを見て、修理手を打て、是はこれと計にて、眞田の前へ來り、手をつき畏て、近日とは承候得共、早速御出、満足不_レ過之候、秀頼公可_レ達御耳とて、其旨御城へ申遣し、書院へ賞(詩

秀頼の優遇

かし入、馳走其限なし。扱秀頼より、速水甲斐守を御使として、遠方早速馳參候條、御満
足不_レ過_レ之候、旅宿不自由に有べしとて、黄金貳百枚、銀三十貫目被_レ下_レけり、組勢與力の
事は、重而可_レ被_レ仰付と有しかば、修理が玄關の侍共興をさましあへり。真田心立おか
しき者にて後々まで、彼者に逢ては、刀の目利は上りたるかと尋しかば、皆赤面せし
とかや。〔武邊咄聞書〕

【五三】 大阪城及び其本來の籠城者

大阪城の形勢

天時は地利に若かず、地利は人和に若かずとは、間違なき言葉だ。大阪城は秀吉
が、殆んど全力を竭して造營したる堅城だ。其の壘壁の高さ二十間、壕廣く水深
く、其の中に五層の天主臺がある。外郭は西方横堀を限り、船場を隔て、海を控
へ。北に天満川を帯び、川以北は、西に福島野田より、東は川崎に至る迄水田に接

す。東方は大和川又平野川あり。大和川の水は、鴨野、今福より片原町に至るの間、
廣きこと三町に及ぶ。乃ち淀川に沿うて堤塘を増築し、障壁樓櫓を備へ、亂椿を
以て水を堰き、以て西國の兵に備へた。

防禦の設

東は玉造より猫間川まで壕を掘ること二町許、又其の上に壘壁を構へた。南は
空壕十數町、生玉より玉造に至る、其の側に高さ一丈の石壁を築き、上に鹿柴を
列ね、十間毎に櫓一所を設け、各銃砲十挺を備へ、又た柵を壕中に樹て。西は支砦
を、穢多崎、博勞淵、及び阿波座、土佐座の西岸に構へ、又砦を河原町に構へ、船場、天
満は島津、其の他西國大名の陣地に充てた。福島には砦を置き、櫓を築き、五十餘
間の壕を鑿ち、野田、海老江、中島、傳法、九條等に戍兵を置き、傳法の川口に、巨船大
安宅丸を繋ぎ、更に番船を置き、船路を扼した。又た鴨野、今福に對しては、京橋堤
に鹿頭柵を新設し、東南北の城壁にも箭眼、銃眼を増鑿し、十間毎に一櫓を設け
戍兵を配置した。此れが大坂城の内外に於ける防禦の概略だ。

本來の籠城者

尙ほ城中には、前に掲げたる牢人〔參照 五二、大阪城の應募籠城者〕以外に、本來の

籠城者としては、左の通りであつた。

大坂御譜代衆人數高本知高之事

大野一族

一 大野修理 本知一萬石。

此人數雜兵ともに一萬餘人。是者總大將分にて、諸牢人此仁に目見へいたし相濟申候。御城中をも乗物にて廻り申候。

一 大野主馬(修理弟) 本知五千石。

此人數雜兵ともに五千人程。

一 大野道犬(修理父) 本地三千石。

此人數雜兵ともに五千人程。

一 南條中書 本地壹萬石。

此人數雜兵ともに三千五百人程。是は太閤御取立のもの、四百石より一萬石に被成候處、政宗手へ引入之内通仕、御成敗被成候。

一 内藤左馬

此人數千五六百人御座候。

細川讃岐

一 細川讃岐 本知五千石。

此人數雜兵ともに貳千人程御座候。

一 石川伊豆(貞政) 本知壹萬貳千石。

是は籠城之内、妻子を連れ、さきをくゞり落申候。

一 杉原伯耆(長房)

是は籠城前に江戸へ參り申候。

一 薄田隼人(兼相) 本知五千石。

薄田隼人

此人數は雜兵二千五百人著到にて御座候。後人數抱申候。

一 赤座内膳(直規) 本知三千石。與力三十騎。

此人數千許御座候。

一 村井右近 本知貳千石。與力貳拾騎。

此人數八百許御座候。

一 山口左馬 本地貳千石、與力五十騎。

一 槇島玄蕃 (重利) 右同斷。

一 岩佐右近 (正壽) 右同斷。

木村長門

一 木村長門 (重成) 本知七百石。

此人數雜兵八千人。是は秀賴公御そば小姓四十三人預り、其外馬上の組も少々づゝ御座候。

一 渡邊内藏助 本知五百石。

根來法師衆同鐵炮三百挺預る。

一 丹羽勘解由 本知八百石。

人數千五百。

一 別所藏人 本知四百石。

人數なし。是は太閤御念頃ねんきょうの者なり。

一 木村主計

馬上貳十五騎。

一 中島式部 (氏種) 本知千石

是は人數なし。

一 井上小左衛門 本知八百石。

人數雜兵ともに千許御座候。

一 桑山十兵衛 本知千石。

此人與力ともに千許御座候。

一 内藤宮内 (忠豊) 小身も的人數なし。

一 生田忠三郎 同斷。

是は御役儀御膳番。

一 内藤新十郎 右同斷。

是は籠城前生玉にて喧嘩いたし、散々ひけとり人中ひとなかへ出で不申候。

七の組頭

七 組之頭

- 一 速水甲斐 本知壹萬石、與力五十騎。
- 一 伊藤丹後 本知壹萬石、與力五十騎。
- 一 堀田圖書 本知七千石、與力五十騎。
- 一 野々村伊豫 本知三千石、與力五十騎。
- 一 眞野豊後 本知貳千石、與力五十騎。

右七組之頭は、諸牢人壹人も抱不申候。是は大野修理、七組頭は江戸へ内通有之由疑にて、人數抱させ不申候。〔大坂御陣山口休菴咄〕

疑はしき
七手組

七手組の頭、此の中に五人のみ、尙ほ中島式部、青木民部少輔の二人がある。何れにしても、彼等は注意人物であつた。伊藤丹後は、翌年五月七日城を出で、徳川幕府に仕へ、青木は夏陣の際、使者として江戸に赴き、其の儘留められた。彼等の行動の此の如きを見れば、内通を疑はれたのも、寧ろ自から招きたるものと云ふ可しだ。

〔五四〕 大阪城の守備

城中人數

抑々大阪城中の人數、幾許であつた乎。

- 一 籠城の惣人數、拾貳三萬在之由申候。

内壹萬貳三千は馬乗、六七萬程步行侍（ちまひらひ）、五六萬程雜兵、外壹萬程御本丸女中在之由。〔大坂御陣山口休菴咄〕

長曾我部
入城の模
様

とあるが、此れはちと大袈裟過ぐるであらう。併し崇傳の所謂『日備（ひよ）同様』の兵士は、随分集つたに相違ない。今ま試みに長曾我部盛親が、入城の模様を察すれば、當時如何に浮浪の徒を嘯集するの、容易であつたことが判知る。

相國寺門前に宅ありて、同町の藪の中に、寺子を取りて渡世したる浪人あり。大坂籠城の刻、不圖一朝かの男二三人、甲冑を帶して發足したり。是れ長曾我部なる由、後に知たり。此ときも同町にては、いな出立（いなたち）の男かなと、直に目に當て見たりと語る。後に聞けば、寺町今出川の辻にては、二三騎ばかりになりて、

馬鎧等を持せたり。寺町三條にては、二三百騎になり、伏見にては大方千騎にもならんかと、人々云あへり。(槐記)

容易に集
め得る浮
浪者

果して此の通りであつたか否やは、保證の限りでないが、然も概括して云へば世は太平となりて、從來戦争職業と云ふ可き者共が、其の職を失ひ、所謂失業者が増加したる當時に於ては、大阪役は、良に千載の好機であつたに相違あるまい。此れは長曾我部のみでなく、真田幸村でも、森勝永でも、後藤基次でも、明石掃部でも、概ね同様に、それ／＼臨時召募の兵士を率ゐ來つたのであらう。

防禦配備

併し何を云ふも、大阪は烏合の衆に過ぎなかつた。今ま其の防禦に就て見れば左の通りだ。

城中手配之事

- 一 城中諸方持口、南門之塀裏に、人數持之諸牢人被仰付候。
- 一 玉造口御門に者、赤座内膳村井右近、榎島玄蕃固申候。以上九千計に御座候。

真田出城

- 一 真田左衛門は、如何存候哉、玉造口御門之南、東八町目之御門の東に、一段高き畑御座候を、三方にから壕をほり、塀を一重かけ、塀の向とから壕の中に、壕際に柵を三重に付、所々矢倉、井樓を上げ、塀のうで木の通りに幅七尺の武者ばしりをいたし、父子の人數六千餘人にて籠申候。是を真田が出城と申候。
- 一 同所々東の横手六十間之所、京極備前人數五六千にて固申候。
- 一 真田取出のおさへに、北川次郎兵衛、山川帶刀、人數壹萬計にて取出へ參り候。御門の塀裏を固申候。

東八町目

惣構堀

- 一 東八町目の門には、石川肥後人數五千計にて固申候。同所西の方塀裏に、石川玄蕃居申候。其西の方に、仙石豊前人數七八千計にて居申候。
- 一 惣構堀は石垣なし。たゞさというて、堀の向に柵を一重、堀の中に柵一重、塀際に柵一重、以上三重ぬり申候。何も栗丸太にて御座候。三の丸には柵は付不申候。(天坂御陣山口休巻咄)

尙ほ別記によれば、

武器配置

大坂之城惣構、三里半廻りを、大材木厚板を以、四方之塀矢倉、それ〴〵に成程丈夫に普請。先へは弓鐵炮之矢間を切、大方一町之内に、石火矢を一柄宛仕懸置、其間々々に大筒、小筒、弓矢之脇に揃置、三里半を捕廻し、天王寺之方から堀に刀簇をまき置候。大坂惣構之外、川海手、上福島、下福島、新家を大坂より張出候而相抱、ゑつたが城をも大坂が相持申候。

真田丸の堅固

大坂惣手辰巳門、真田左衛門持口、門之前橋を越、惣構を二町半許、敵地へ張出、取出をかこひ、成程丈夫に大材木を以、普請いたし、から堀をほり、ひしをまき、不及申、成程手強く持詰、塀を一間と被破不申候。是を真田丸と申候。

太郎筒次郎筒

大坂二之丸千貫矢倉之下、櫻之門の前に、太郎筒、次郎筒と申候。而、日本一之大石火矢を、二柄すへ被置候。惣構を三之丸、二之丸、辻は、旗、馬符、指物、長柄、持鎧、長刀、持口〴〵にかざり、本丸はかざり不申候。〔見聞集〕

尙ほ大阪の兵力に就ては、

兵力

足輕より上の侍、甲の緒をしめ候兵八千七百有り、雜兵十萬可有との沙汰也。大坂持口本丸二三之丸、惣かは手先に合て三里八丁有之。又矢ざま一つに騎馬一騎、弓鐵炮一挺づ、鎧一筋の定也。

惣かはの矢倉、二間に四間、二階矢倉に致候。塀は二重塀内に、四寸五寸の角を横に、乳通に重ね、塀の屋根より鐵炮打申様に、板にて五尺屋根にし、忍びがへし大竹に而、三尺とに致候。其折節鐵炮一二齋流、種ヶ島などにて、小筒はやり候へども、さまを打たれず、塀の屋根を打れず候故、皆すたり申候。〔長澤聞書〕

著到人數

先づ此にて如何に大阪籠城の支度が、堅固にて出で來つたかと判知る。而して籠城の人數は、浮武者共七萬三千五百の著到〔萌良洪範〕と云ひ、或は雜兵共に三萬餘〔當代記〕とも云ふ。

後援なき籠城

併し籠城の前途は奈何。後援なき籠城は、畢竟絶望の籠城ではない乎。而して其の後援は、何處に見出さんとする乎。

大阪糧米を買集む

大阪籠城勢

大坂城中市正立退るゝと、大野修理籠城用意談合、浪人集取合、眞田佐衛門佐大助父子、長曾我部、森豊前守、仙石豊前守、五島又兵衛、明石掃部、其外名有牢人、此度何れか残べき。元より大坂衆、速水甲斐守、伊藤丹後守、堀田圖書、青木民部、中島式部、野々村伊豫守、眞野藏人、薄田隼人、大野主馬、赤座内膳、津田監物、湯淺右近、津川左近、渡邊内藏助、細川讃岐、森河内守、横島玄蕃、村井右近、石川肥後守、織田有樂、木村長門守、大野佐左衛門道顯、竹田永翁、大野修理、此等の入、彼は何も六十與にして、十九萬の人数御取籠と云々。京より後藤家の者を呼下し、大坂御本丸山里にて千枚(枚か)ふきふんと金を奉行付、竹ながしと云筈目も不付、こゝい壹つにて黄金ふきくつさせ、普請等兵糧玉藥等用意、俄の事なれば、諸國より大坂へ上りたる賣米共、御城買籠るゝ、米直段高く成り、壹斛に付百參拾目になる。大坂へ登たる米共は、諸大名國々の米共、此度御城米に押領被成ても、其分威を、何も迷惑に可存とて、時の相場に御金被下げ、萬事に付手のまわらぬと云事なし。扱眞田平野口の黒門の外、小長谷村攝津東成郡鶴橋に出丸拵へ取出して堅め持、依之伊木七郎右衛門と云、是は太閤御小姓伊木半七郎と申、江州志津か嶽にて心馳こころばせ有人、眞田目付にて彼取出に出で持。大野主馬一人、自餘より大組にて人数多ければ、外町舟場表を皆持べき用意也。薄田隼人伯樂淵を取出に持、其外構

軍用金並に兵糧玉藥用意

眞田丸と其他の持口

の内持口、銘々定請取也。(山本日記)

【五五】大阪籠城者の士氣

城中の守備に就ては、

夜廻り晝廻り

一 何方へも向不申候うき武者にて、夜廻晝廻りいたし候。大將者、木村長門、後藤又兵衛、明石掃部、長曾我部宮内、森豊前、此外七組の頭番々に廻り申候。織田雲正寺(有樂の子頼長)は、夜廻りの侍馬上六七騎、其身は金のござねに、紅紫糸にて威おどし申候。鎧に頭かぶなりしらかかつそらの甲、桐の紋の旗、自身指物は一間半の竹に、四尺計の横手を付、二三寸計のさいを結び付、指申候。又七十郎と申女武者を拵、朱具足、朱鞘の大小、赤母衣あかぼろをかけさせ召連、自然睡り候者をば、

彼女に申付、討捨にいたし候。

一 大野修理は大將分にて、城中をも乗物にてありき申候。同主馬、道犬も、うき武者にて候へども、夜廻りは不被致候。〔大坂御陣山口休巻咄〕

抑々大阪の兵氣は、果して振うた乎、否乎。

淀殿指圖
士氣沮喪

十月二十二日。江州永原著御前庭半入大坂居住、今日永原來著、則召御前。大坂様體、軍陣之體、萬事母儀指出給、依之諸卒失色云々。〔駿府記〕

婦人愛憎
の弊

とある。此れは家康に對して都合好き情報で、必ずしも其の儘に鶴呑にする譯にも參らぬ。併し淀殿が萬事に干涉し、その爲め士氣を沮喪せしめたと云ふ事實を、否定す可きではあるまい。婦人は如何に賢明なるも、動もすれば愛憎に役せらる。愛憎の爲めに、軍國の大事を處斷するに於ては、勢ひ偏頗、不公平たるを免れぬ。此の如くして士氣の沮喪は、必然の結果となる。

淀殿の努
力

併し淀殿も、一生懸命に努力した。そは、十月廿八日。大坂自城中出たる者、二條被召寄被相尋。彼者言上、秀頼の御袋、着

武具番所改給、隨之女性三四人、著武具云々。〔當代記〕

淀殿が自から武具を著け、同じく武具を著けたる三四の侍女を伴ひ、番所を見廻る。杯とは、實に容易ならぬ憤發だ。併し此れが士氣を振作せずして、却て沮喪せしむるに到つたのは、是非なき次第だ。

秀頼の言
却て士氣
を挫く

大坂籠城の時、秀頼諸士に逢ふ事なし。秀頼對面ありて、頼仰たのしみおぼせあらば、諸勢の勦みにならんと秀頼に申。秀頼諾して諸勢に對面せんと。にて、諸士列坐す。秀頼出座の前、太閤よりの金の瓢箪のしるしを持出ければ、諸士の氣象各別に勇めり。然る所へ秀頼出で、諸士に向ひて、皆苦勞と云ひて入ければ、諸士氣勢を落し、頼みなしと嘆じけるとなり。〔異說區々〕

恃む所な
き籠城者

此れは當てにならぬ話だが、或は然らんと思はるゝ節なきでもなかつた。されば大阪の籠城者は、何を恃む所ありて、籠城した乎、頗る訝しき次第だ。籠城者の意氣が、未だ刃を東軍と交へざるに、斯く不振であつたとすれば、大阪落城の豫言は、決して天眼通を要する迄もなかつた。

加賀山隼
人の言

秀頼公大坂籠城の刻、惟新様(義弘)家久様より板倉伊賀守殿に御狀被遣候。御使久國也。……夫より豊前長岡(細川)三齋老に御使に被遣候。三齋老茶御立被成候而後、御暇可申旨仕候處、大坂より加賀山隼人下著仕候由に候。三齋老被仰候、幸也其方も是に居て隼人物語を聞、惟新公父子にも申候へと被仰候而、頓而隼人罷出、能辯舌(よき)に而、大坂の様を申上候。大坂の取沙汰は、秀頼の御勝利有べしと申、子細は諸牢人の能武士(よき)多く籠候。兵糧矢種に不足なし。城は堅固の名城也。容易攻落しがたかるべし。昔一向坊主籠候時さへ、信長公七年に攻落し給ふ。今度は能武者多く籠候故、縱令勝利こそなく共、長く有(もち)べく由取沙汰にて候と申候。

細川三齋
の見解

三齋被聞召、我は又それに替て、落城早速たるべく思ふ。子細は秀頼は乳呑子也。お袋專制也。其下の組頭衆人質皆江戸にあり。或者、酒井雅樂頭、酒井讃岐守などの聲も有。或者、江戸に屋敷持たる者共なれば、恐るゝに足らず。諸牢人無二の忠節を存ずまじ。一向坊主籠りたる時とは違ふべし。其時は信長に敵多

し、甲斐に武田、越前に淺倉、近江に淺井、丹波に赤井、中國に毛利、四國の長曾我部、長島の一向坊主、高野山其外にも敵多く、故に自由に攻がたくして、七年掛り給ふ。今天下一統に家康公の命に従ふ故、大坂落城速なるべしと云々。

〔川上久國雜話〕

根拠ある
見解

細川忠興の見解は、確乎として根拠がある。固より本願寺の石山籠城と、秀頼の大坂籠城とは、一切の事情が、不同である。其の不同の理由は、全く忠興の所説の通りだ。

織田左衛門秀頼に代りて城内巡視

秀頼一度
も出馬せ

大坂籠城の時、諸國の名高き浪人共、各勢ひ猛に守りたれども、大將秀頼には一度も出馬し給はず、諸人の勇氣も無く、自然と勢ひ衰へし如くなれば、大野其外七組の面々皆評議して、信長公の御舍弟有樂齋の長男織田左衛門入道を、秀頼公名代として、城中諸大將の持口(く)を毎日一度宛廻らせ、其間には、横目衆替り(く)に廻る事止む時無。左衛門始めは、諸將の持口にて、禮儀正敷せしが、後には市十郎と云十八九歳の

左衛門遊
女を伴ふ

遊女に、六具を固めさせて、諸士並に騎馬にて召具しければ、軍中の將卒申けるは、古今定まれる禁制なるに、今大將の御名代として、城中を巡見する人が、女を同道致さるゝ事、法外の事也とて、諸將嘲り輕んじける。此事左衛門の懇意の者有りて異見しけるは、昔判官義經は靜を愛せられ、又義仲は巴と云ふ女を戰場にも召連れしかとも、死前に至りて具し給はず。其上兩將共名高き良將なり、貴殿には是を學び給ふ哉と申ければ、左衛門も赤面して、我争てか彼の大將を似せん哉、若急用の有らんには、秀頼公へ御使として申上させん爲に、女性を一人召連れ候、向後は相止め申べしと也。又天王寺口の門の海老錠を井上小右衛門に預けられしかば、則鍵を請取り、其虎口を守りける。惣じて城内持口の町間は、二(三)か里八町、籠城の人数浮武者とも七萬三千五百の著到なりとかや。(明良洪範)

城内持口
の町間

【五六】 大阪方攻守の策戰評定

籠城覺悟
の有無

大阪方は、當初より籠城を覺悟したのであつた乎。本願寺の籠城に際しては、或

は中國の毛利、四國の長曾我部、若しくは紀州、畿内の否信長黨と策應し、遠くは武田、上杉、其の他にも連絡を結んだ。然も今回の籠城は、誰と策應する積りであつた乎、何の後援を恃みとした乎。洵に覺束なき次第ではあるまい乎。

大野治長
の進攻説

されば最初軍議の際にも、進攻説が出で來つたのは、當然だ。大野治長曰く、大御所は耳臆病の大將なれば、出馬必ず遅延するであらう。此れは關原役の前例もある通りだ。されば其の虚に乗じて、茨木を攻落し、人数を京都に差向け、洛中を放火し、板倉を虜にし、近國の諸城を攻略せば、自から天下の大勢を制するに至らんと。

同じく眞
田説

然も眞田幸村は曰く、關原役と今回とは、時勢が懸隔してゐる。關原役には、天下の武士が、東西双方に分れ、東軍中にも、油斷のならぬ徒輩が少くなかつた。されば大御所が進發に際し、念に念を入れ、其の見据の付いた後に、漸く踵を擧げたのは、決して不思議でない。今や然らず、天下は一統せられ、全國皆な幕府の威風に靡き隨うてゐる。今更ら何の顧慮する事かある、彼は必ず快馬に鞭ちて、出陣

宇治勢多
を扼せむ

するであらう。

然るに御方みかた緩々として、敵に宇治勢多を打越させなば、御方は敵に氣を吞まれ、合戦甚だ難儀ならむ。今日とても兩端を懐く大名、小名も少くあるまい。然も彼等の心を動かすには、機先を制するが第一である。それには關東、北國の兵が、未だ全く京都に入らぬ以前に、秀頼公親から旗を天王寺に建て、兵を山崎に出し、某と森勝永を先鋒に充て、長曾我部盛親と、後藤基次をして大和路を攻め、伏見城を陥れ、火を京都に放ち、宇治勢多に據らしめよ。斯く東軍を此處に防止し、畿内、中國、西國に號令せば、必ず來り屬するもの多いであらう。

渡河の際
掩撃せむ

東軍は長途に疲れ、且つ寒を冒して強ひて河を渉る時、之を掩撃せば、必ず利あらむ。大河を控へて戦ふは、寡兵が大軍を防ぐ所以だ。斯くて利なくば、その時籠城するも、晩くはあるまいと。〔新東鑑、浪花軍記〕

同じく後
藤説

後藤基次の意見も亦た、略ぼ之に類してゐた。曰く、昔は豊臣家天下を掌握し給うたが、今や十分の二を保ち給ふに過ぎぬ。されば尋常の手段では、合戦御勝利

ある可からず。願くは眞田殿と某に二萬の兵を差し添へられ、宇治勢多に馳せ向ひ、石部の宿より此方の在家を焼き拂ひ。同時に大野殿、木村殿を京都に向はしめ、大和口は長曾我部、明石等、茨木城は七組頭一二名を備へしめ、更らに大津に森殿、及び七組頭一二名を屯せしめ、城中別に遊軍を置き、臨時に赴援せしめんと、の議を建てた。〔新東鑑、浪花軍記〕

籠城決定

然も城中の大勢は、何れも籠城に傾いて、積極的に進出を欲しなかつたから、遂ひに眞田、後藤の策は行はれずして止んだ。斯くてそれぞれ持場を別ちて、守衛することゝした。その顛末は、既記の通りである。〔參照 五四、大阪城の守備〕

持口關定

大阪總構持口とも、何れも御相談被仰付候處に、平野門は大手と申大事の義に候條、北川次郎兵衛、山川帶刀兩人被仰付候。其外南面は誰々關取を以被仰付候。東西南北も夫々に被仰付候。

大野渡邊
持口争ひ

關取奉行は大野修理、渡邊内藏介、北川次郎兵衛被仰付候。而相濟候處に、黒門と申、是又追手にて御座候。依之修理持口黒門三十間の義候は、と、修

理に相渡し候てくれ候へと、次郎兵衛に申候、何ぞ遺恨御座候ての義やらん、内藏介申は、左様恣なる義を申候、黒門の義は内藏が持ぞ、申分あらば申候へと、修理にさんく、悪口申候。

北川調停

次郎兵衛申は、先修理物を申な、内藏介は無法に候、兩人唯今差違られ可申歟、兩人は如此仕合にて刺違申と申候て、次郎兵衛罷歸申に候哉、先次郎兵衛討果候て、修理との義に仕候へと、散々に申候處に、修理申は内藏介存分ならば、修理を切候へ、何様に切とも、敵對申間敷と申、忽事出來可仕つるを、次郎兵衛申は、今時分は犬の子をも人に云成度時分、三人犬死仕候て能物成かと、さんく、に申付て、内藏介申は、次郎兵衛御免被成候へ、修理惣別色々聞へざる事を申に付て、如斯と申に付て、次郎兵衛申は、唯今の義、以來は御爲に成事候、何事にて相互に遺恨に持申間敷と、堅く申定候。〔北川遺書記〕

内輪探め多し

斯る内輪の葛藤は、随分多かつたであらう。兎も角も大阪方は、愈々籠城に決したのだ。但だ城の外郭に、防禦の用意を爲した。

第十一章 東軍大阪城を圍む

【五七】 東軍の軍法

東軍の主腦

東軍の主腦は、固より家康であつた。然も秀忠は現任の征夷大將軍であれば、表向きの主將としては、彼を擧げねばならぬ。東西兩軍の準備、及び運動に付ては、既記の通りだ。〔參照 四三—四五、二—四、事件日録〕如何に東軍が、其の大勢を擧げて殺到したかは、

殺到の兵勢

十月十一日、家康公駿府御出馬、秀忠公は同月廿三日、江戸御出馬、日本諸大名初大坂表へ馳集といへ共、御旗下後詰等は、江戸品川邊にたゝへ、百二十里餘の路程、人馬滿々、宿々湊、或は山取、或は野取、神武已來斯武士の集りたるを不聞。〔森家先代實錄〕

其の盛なるや知る可しだ。但だ這次の戦争に會しなかつたのは、日本國中にて、

九州大名中若干のみであつた。細川忠興の如きは、其の嗣子忠利の東軍に従うてゐたに拘らず、屢々出征を願うたが、島津氏の出征後に發程せよとの命令の爲めに、空しく時日を消磨した。今ま試みに秀忠の軍令を見るに、

軍法

- 一 喧嘩口論堅停止之上、若於違背之輩者、不論理非、双方共誅罰すべし。或存親類縁者之因、或依傍輩知音之好、荷擔之族於有之者、本人よりも爲曲事之間、急度申付べし。自然於令用捨者、雖後日相聞、其主人可爲重科事。
- 一 先手を指越、縦令高名、背軍法者、可成敗事。
- 一 先手に不相斷して、物見を出すべからざる事。
- 一 子細なくして他之備に相交輩有之者、武具馬共に可取之。若其主人於及異儀者、可行罪過事。
- 一 人數押之時、脇道す可らざるよし、堅申付べき事。
- 一 諸事奉行人之申旨、不可相背事。

- 一 爲時之使、如何様之者を差遣といふとも、違背すべからざる事。
 - 一 持鎗者爲軍役之外、間長柄をさしおき持す可らず。但長柄の外、持たするに付ては、主人馬之廻に可爲壹本事。
 - 一 於陣中、馬を取はなつ可らざる事。
 - 一 押買狼藉す可らず、若於違背族者、見合に可加成敗事。
 - 一 小荷駄之事、兼日相觸、軍勢に不相交様、堅可申付事。
 - 一 舟渡之儀、他之備に不相交、可爲一手越、夫馬以下同前事。
- 右條々、若於違犯之輩者、可處嚴科者也。

慶長拾九年十月十六日

〔伊達文書〕

家康の軍法批評

此の軍法發布に就ては、之に對し、家康の批評として傳へられたものは、左の通りである。

大坂御陣之時、將軍様御軍法の御書付被遊、本多上野介を以て、御覽に被入候處に、權現様御意被遊候は、將軍には成程此通りで能候。我等事は年若き時よ

りいつの軍にも、軍法の書付を出したる事は是なし。子細は軍法書付の通りに致して悪き時には叱る事もならず、又軍法の書付を背きてよき事あれ共、それを讀ては、書出したる法が立ぬ故により、時の見合次第にして、埒を明來る事也と被仰候と也。〔駿河土産〕

されど必需の法

家康としては尤の意見だ。併し秀忠は家康でなく、又た秀忠の立場は家康の立場でない。されば此の軍法は、當時に於ては、洵に必需のものであつたらう。

道中制法

秀忠は尙ほ途中の宿泊、其他に付ての制法を定めた。

定

- 一 路次中宿之木錢之事、宿主之薪を焼くに於ては、一人付鑑錢三文宛たるべし。但自分に薪を求においては、宿賃は不可出る事。
- 一 駄賃馬之義、馬次之所より外え追返す可らざる事。
- 一 駄賃錢の事、如御定嚴密に可相濟事。

右可相守此旨者也。

〔秀忠公御制法〕

として、慶長十九年十月十九日附にて、安藤對馬守、土井大炊助、酒井備後守の連署にて觸れてゐる。

更に道中制法

更らに又た、

今度御陣に付て、八木、大豆、糠、藁、薪、雜事、以事、在々へ申觸、道通りへ持出、致賣買、諸人事缺候はぬ様に可申付事。

一 御陣衆宿賃之儀、一人に付而鑑錢三文、馬一疋に六文、但陣衆自分之薪を焼候者、宿賃は有間敷事。

一 代物よりひき(撰錢)之儀、此已前如御法度可申付候。只今路次に而事の外より候由取沙汰候。其心得可有候事。

一 在々へ申觸、道通りへ馬を出し、駄賃馬御陣衆事かけ候はぬ様に可申付候。陣衆馬無之候とて、追通し候共、前々々制定の所に而次、其通申す間敷候。たとへ馬草臥候ても、御定之所迄は、荷物つかへ候はぬ様に駄賃付可申候。駄賃錢前々の如くたるべく候。

以上

〔杉浦文書〕

行軍の事情歴々

此れは前の四人に酒井雅樂頭の名を加へ、同十月十八日附にて觸れてゐる。如何にも當時行軍の模様が、如上の諸文書にて想ひやらるゝ。

〔五八〕 攻圍日録 (一)

珍らしき事なし

家康の長技は、寧ろ野戰にあつて、攻城ではなかつた。然も大阪城は、天下の名城だ。如何に天下の大兵を傾け來るも、容易に落城す可きものでない事は、明白だ。されば其の戰爭の如きも、冬役中に於ては、格別珍らしきものもなかつた。但だ其の重なる一二に就て語るであらう。

兩將大阪に近づく

既記の如く、家康は十一月十五日二條城を發し、午後二時木津に至り、五時轉じて奈良に至り、中坊秀政の邸に宿した。秀忠は同日伏見を發し、枚方に宿した。

家康攻撃方面命令

十六日、午後二時家康は奈良を發し、法隆寺に宿した。秀忠は午前七時枚方を發して、枚岡に至つた。
十七日、家康は關屋越より住吉に至り、祠官津守某の家に入つた。先鋒諸將來り謁した。家康は特に藤堂高虎、前田利常を召し、地圖を按じて、攻撃方面を命じた。秀忠は枚岡を發し、土井利勝をして、家康に謁せしめた。家康は秀忠に向つて、天王寺茶磨山近傍に來會す可く命じた。同日藤堂高虎、井伊直孝は、住吉より天王寺に移つた。

天王寺軍議

向井忠勝等福島砦を攻め、柵二重を抜いた。
十八日、家康精兵百餘騎を從へ、午前六時天王寺に至つた。秀忠は先著して來り迎へ、共に茶磨山に登り、二重に鐵楯を張り、軍議を凝らす。二時許、家康曰く、縦ひ外郭を破るも、内城容易に抜く可からず。宜しく持久の策を取り、對城——城に對して壘壁を築く事——を處々に築き、城の交通を扼す可し。予は畿内の地に放鷹し、將軍は軍を伏見に回らし、明春を待つて、來り攻む可きかと。斯くて又た藤

堂高虎、本多正信を召し、攻城の方略を議し、諸所に塹隍を掘り、土山を築き、城に逼るを命じ、午後四時住吉に還つた。遂次黒門筋外壕近傍を巡視し、前田利常、松平忠直の陣を觀た。

是日より九鬼守隆、向井忠勝、新家を攻め始む。

住吉軍議

十九日。午前十時、秀忠、住吉に來り、家康と與に、圖を按じて軍議し。更らに本多正信、同正純、藤堂高虎、安藤直次、成瀬正成等をして謀議せしめ、遂に鳥飼附近の堤を決し、新庄村の端に於て、北中島の川を塞ぎ、淀川をして北流せしめ、天満口の進路を開き、船場、天王寺等の諸口と共に、總攻撃を行はしむ可きを定め、土俵二十萬を攝津、河内二國に課し、午後四時平野に還つた。

今曉蜂須賀至鎮、穢多崎を取つた。

是日家康講和の議を發した。

對城築造

廿一日。秀忠、土井利勝、安藤直次をして、住吉に來り、稟議せしめた。家康遂に對城の築造を命じ、其の地點を左の如く定めた。

天	王	寺	一	茶	磨	山	一
今	宮	の	下	一	其	次	一
穢	多	崎	一	傳	法	口	一
其	次	一	大	和	路	筋	一
今	福	一	守	口	と	天	満
			と	の	間		一

廿二日。秀忠、岸和田城番松平信吉を平野に召し、北條氏重をして代り成らしめ、信吉をして、新莊直定と共に、今宮の對城を守らしむ。氏重、岸和田に赴き、領民の質を收めた。

是日池田利隆、同忠雄、城中の使を捕へ、之を家康に致す。家康命じて、其の十指を截り、額上に秀頼の二字を烙印し、城中に送還せしむ。

廿三日。家康、伊達政宗に命じ、木津口に陣せしむ。

勅使慰問

廿五日。勅使、京都より到り、家康、秀忠を慰勞す。

家康堤を春日井に築き、淀川の水を長柄川に導き、以て天満川を涸ほさんとし、之

を伊奈忠政に命じ、又諸大名に課し、爲に蘆荻を採らしむ。津輕信牧兵を率ゐて西上し、一方の任に當らんと請ふ。家康曰く、遠國の事、心配に堪へぬ。速に本國に歸りて、領内を鎮せよと。

是日向井忠勝、福島に入る。

大阪使者の指を切る

是夜人あり、淺野長晟の營に入る。此れは長晟及び高虎を離間せんが爲めの、秀頼よりの書簡を齎した。仍て家康は其の書及び人を高虎に與へ、悉く手足の指を截り、額に秀頼の二字を烙印し、城中に還らしむ可く命じた。高虎之に従うて指を截ち、十二三に至れば、其の人大に衰弱したから、其の餘を存し、額上に烙印し、紙旗に治房の紋を書き、其の背に挿ましめ、板に載せて、之を黒門外に棄てた。

鳴野今福戦

廿六日、佐竹義宣、上杉景勝の兵、大に鳴野、今福に戦うた。

是夜、城中四方より砲銃を發し、終夜止まなかつた。

【五九】 攻圍日録 (二)

淺野氏城内應風説

十一月廿七日、淺野長晟、城中に内應すとの風説があつた。當時長晟の營は、今宮に在つたが、家康は伊達政宗に命じ、陣を其の後に移さしめた。

是夜、東軍四面より城に向つて發砲した。此れは前夜城中よりの砲撃に酬ゆる爲めであつた。

廿八日、秀忠、榊原康勝をして、家康の巡視を諫止し、更らに本多正純、成瀬正成、安藤重信をして、巡視せしめた。

近畿諸藩の質を徴す

近畿諸藩士の質五人乃至十人を徴して、伏見に措いた。長晟の臣よりは、特に十三人を徴した。

廿九日、福島忠勝——正則の子——家康に謁し、秀頼の書數通を呈す。又た島津家久の使來りて、家久の東上近きにあるを告げた。

是日、池田忠繼、野田を抜き、上福島に入つた。九鬼守隆、龍池、及び五分一を抜き、遂

土佐座阿波座を取る

ひに下福島を取つた。石川忠總土佐座を取り、蜂須賀至鎮阿波座を取つた。家康は其の軍監城昌茂が、池田利隆を制して、中島に向はしめなかつたことを不快とした。

當日勅使、家康の營に抵り、翌日秀忠の營に至つた。

晦日、蜂須賀至鎮、淺野長晟等陣を船場に進む。

高麗橋爭奪戰

十二月朔日、城兵高麗橋を焼く可く、竹を積み火を放つ。池田忠繼之を防ぎ、銃戰數刻、永井直勝其の寡兵なるを見て、援兵を本營に請ふ。家康加賀爪忠澄を遣はし、兵を收めしむ。然も城兵橋を焼く能はずして退いた。

是日、北中島の諸隊、天満に入る。

當日の朝、城中大野治長の邸、失火。諸隊何れも内應者ありとして、争ひ進み城に薄つた。城兵銃を叢めて射撃し、死傷過多。獨り前田利常は命を傳へて、動かしめなかつた。

家康茶磨

家康は四日に茶磨山に移る可く、中井正次を召し、船場の家屋を毀つて營舎を

山に移らん

作らしめ。又た城南諸隊に令し、其の營を進め、城に近づかしめた。

同夜秀忠は、本多正信、土井利勝を住吉に遣し、稟議せしめた。途次後藤基次の家來を捕縛した。家康命じて、城中の情狀を訊はしめた。

家康巡回

二日、家康茶磨山に上り、又た城外に赴き、自から偵察す。秀忠及び正信、正純、正成、直次等従うた。

天満陣を船場に移す

三日、家康本多正純をして、巡視せしむ。日暮歸り告て曰く、天満の地狹隘、東西僅六町。配兵一萬石に三間の割にて、兵士積み重なり、前隊の戰に、後隊の赴援容易でない。之に反し、船場は廣さ二十町に過ぐ、請ふ之を移さむと、乃ち池田忠繼、森忠政に命じ、陣を船場に移し、外郭を距る二町半乃至三町に仕寄を附けしめ、各々鐵楯十張を與へた。

四日、松平忠直、前田利常、井伊直孝等の兵、城に迫り死傷多かつた。家康之を聞いて怒り、安藤直次をして、收兵の命を傳へしめ、午後二時茶磨山に至り、忠直の部將本多成重、同富正等を召し、妄に開戰するを謹め、遂に高虎、政宗の陣を巡視し

て、黄昏住吉に還つた。

秀忠岡山
構營

是日薄暮、秀忠岡山に營を構ふ。義直、頼宣も亦た、天王寺側に移る。

家康下令

五日、家康令を諸隊に下して曰く、隄を壘前に築き、且つ竹楯を増修し、一兵も敵丸に死傷せしむる勿れ。又た九鬼守隆に命じ、川口に番船を泛べ、城兵の潜出に備へしめた。夜政宗來り謁す、家康總攻撃の近きにあるを告げ、多く梯子を作りて、城に攀づるの準備をなさしめた。

是日藤堂高虎の兵、谷町口より城に逼る。

秀忠一齊
攻撃の進
言

秀忠土井利勝をして、家康に言はしめて曰く、秀頼には講和の議ありと聞くが、希くは日を刻し、一齊に攻撃を行ひ、大阪城を陥落せしめんと。家康は小敵の侮る可からざるを諭し、枉げて其の意に従はしむ。利勝歸り報ず、秀忠懌ばず。本多正信諫めて之に従はしむ。家康の胸中には、講和の二字が、頗る往來した事が分明だ。

家康茶磨山營の經營

本營を茶
磨山にト
定す

十一月廿二日、神君茶磨山に渡御、此山を御本營とせらるべしとて、鉦繩の御沙汰あり、山頂狭少にして近臣の外居るべき地なく、御番士は一心寺を以て屯とすべしと云々。長の麓柵門の内番所西向六疊、外番所東向十二疊、御玄關三間に五間にして床あり、御寢所は絶頂にして、南北十二疊の外、三間に一間の庇ありて、五尺の椽を附る。西の麓に四疊半の茶亭、南の麓に二間四方の納戸、東向に二間四方の浴室を建べし。東の麓に二十疊の一室、是近臣の席とすべし。北の麓に庖厨を設け、惣臺盤所は乾堀の外たるべし。其南に後備の陣營を經營すべき旨、工匠の長中井大和守に命ぜらる。平均の後に勝山と稱せしは此山也。此時老臣及井伊、藤堂、本多美濃守、松平下總守等伺候して、茶磨山に御移以後の陣所を定らる。御左の方は義直卿、御右は頼宣卿、本多正純、永井直勝が組、安藤成瀬、各御左右に備ふべし。大御番頭三組御前備たるべし、台徳公は岡山を御本營とせらるべし。御左備は大御番頭高木主水正次、御右備は同阿部備中守正次、御後備御書院番頭水野隼人正忠清、青山伯耆守忠俊たるべしと云云。〔武徳編年集成〕

勝山の稱

【三〇】 攻圍日録 (三)

家康茶磨山に移營
諸將進攻の命を待

十二月六日。午前八時、家康營を茶磨山に移す。

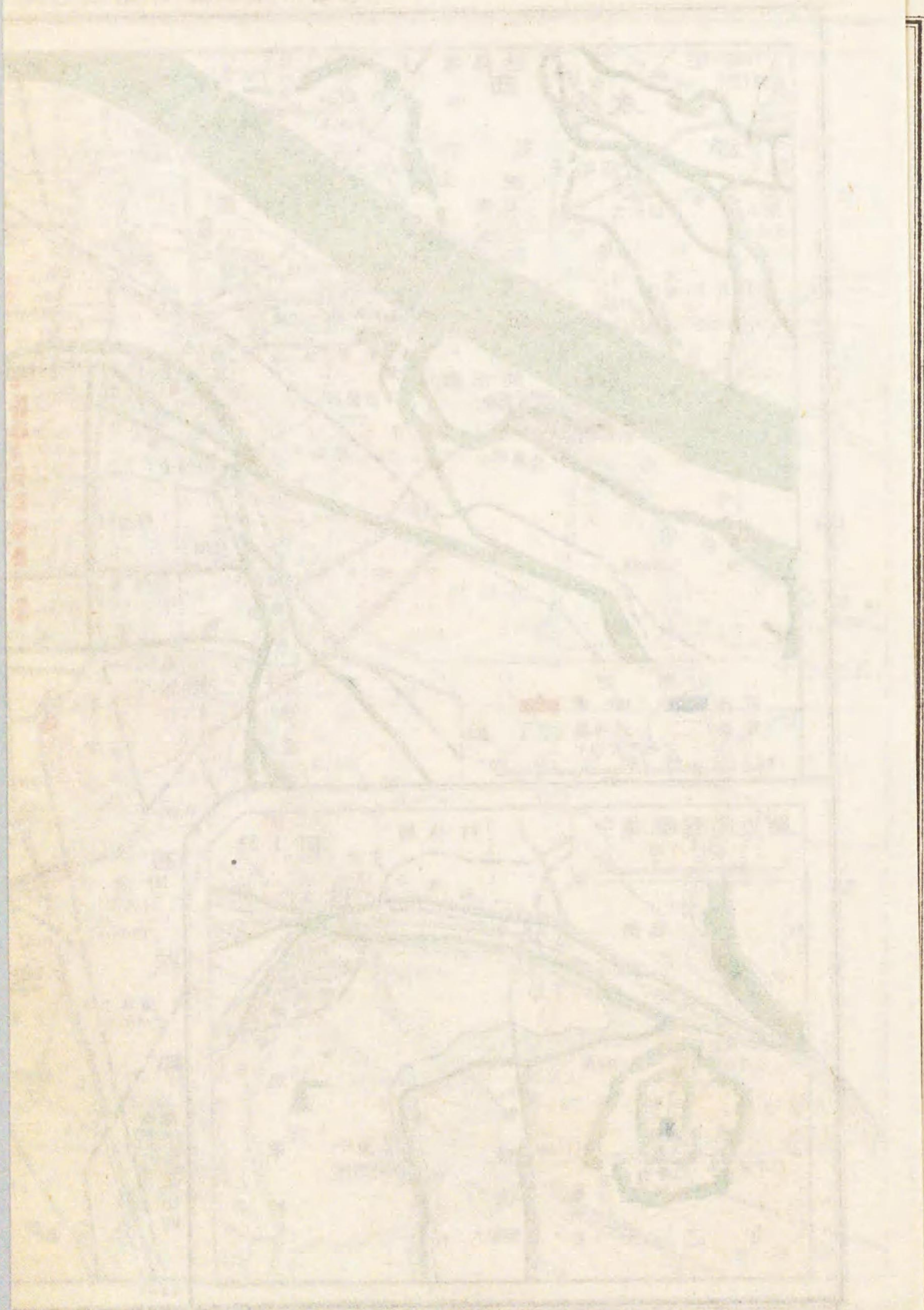
時に本多忠政、有馬氏豊、加藤明成、池田利隆は天満より、松平康重、岡部長盛は川崎より、片桐且元、石川貞政、宮城豊盛、蒔田廣定等は京街道より、上杉景勝、佐竹義宣、堀尾忠晴は今福、嶋野より、前田利常、松平忠直、井伊直孝、藤堂高虎、伊達政宗等は城南より、淺野長晟、蜂須賀至鎮、池田忠雄、稻葉典通等は船場より、何れも仕寄しよせをつけ、其の他毛利、福島等の兵、合計十八萬餘人、城の四方を圍繞して、進攻の命令を待つてゐた。

外藩諸侯に贈銀

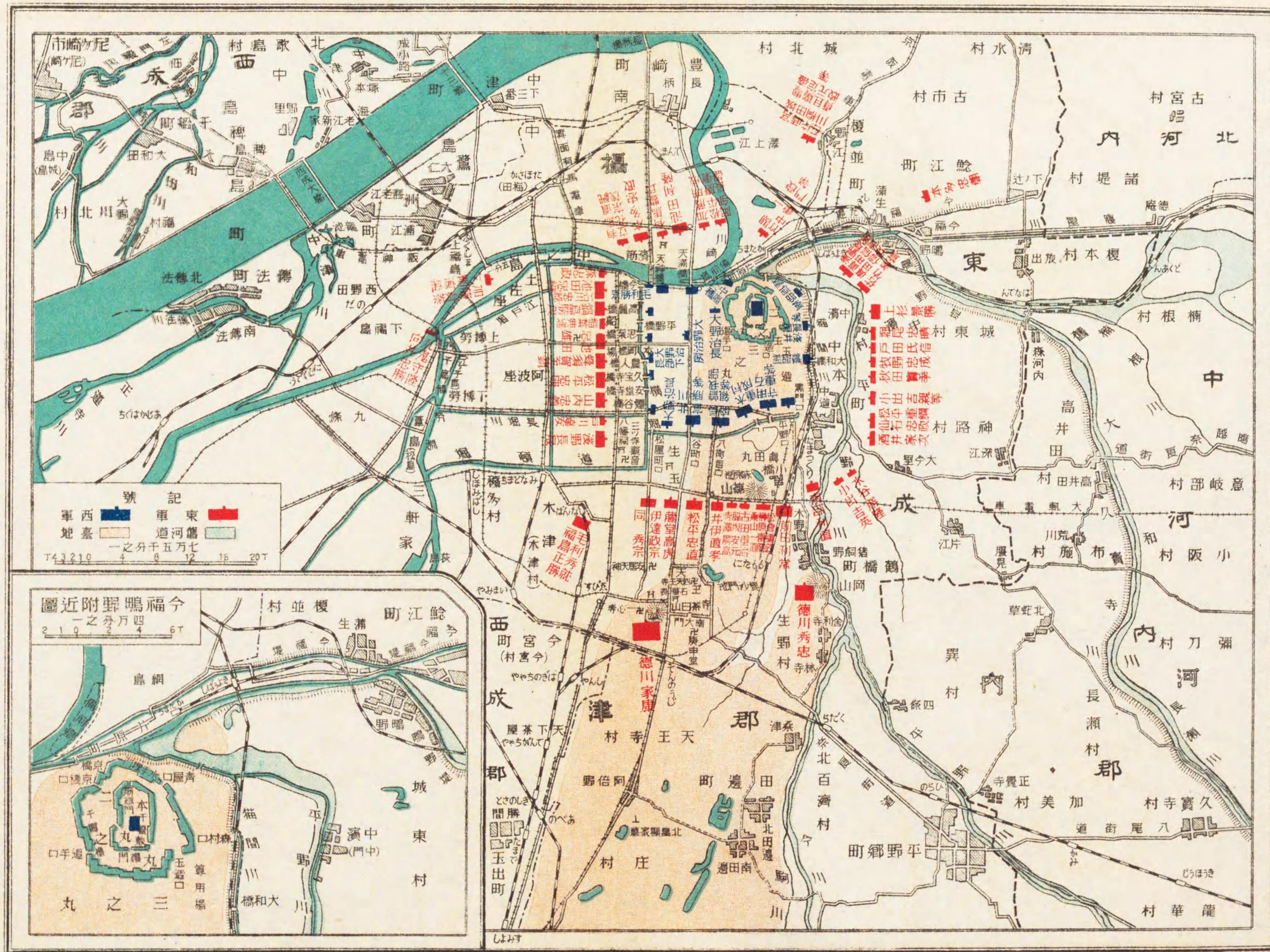
八日。家康令して、外藩諸侯に各々銀百貫を贈り、高虎は米一萬石を献じたるを以て、特に二百貫を與へた。

一齊發砲
城中脅威

九日。城中青木一重の書、正純の許に至る。正純之を家康に呈す。家康即ち永井直勝、青木可重を召し、密議す。而して諸隊に今夜酉、亥、寅の三時、一齊に發砲して、城



大阪城圍攻圖(慶長十九年十月七日附今福野附近圖)



をつけ、其の他毛利、福島等の兵、合計十八萬餘人、城の四方を圍繞して、進攻の命令を待つてゐた。

八日、家康令して、外藩諸侯に各々銀百貫を贈り、高虎は米一萬石を献したるを以て、特に二百貫を與へた。

九日、城中青木一重の書、正純の許に至る。正純之を家康に呈す。家康即ち永井直勝、青木可重を召し、密議す。而して諸隊に今夜酉、亥、寅の三時、一齊に發砲して、城

一齊發砲
城中發砲
外藩諸侯
に贈銀



中を脅威せしむ。明日、明後日も亦た然りとす。然も城中一彈を發する者なく、松明を投じ、油を洒ぎ、仕寄^{しよ}を焚く。家康以て内通者ありとなし、憚ばず。

是日、板倉勝重、書を島津家久に贈り、其の東上を促がす。

政宗、弓銃隊の士卒三千餘人を饗し、自筆の訓令を下す。

十日正午、秀忠、茶磨山に來り、家康に謁し、高虎、正信等と軍議す。毛利宗瑞、輝元

―其の子秀就と共に來謁す。京都の市民、鉛千斤を献ず。

是夜、家康諸隊に命じ、箭書を城中に射て、歸降を誘はしむ。

十一日、間宮伊治、島田直時等に命じ、礦夫をして、城壁の下を鑿ち、樓櫓を崩壊せしむ。伊治等曰く、高虎、直孝、及び利常の仕寄の前より掘らしむ可しと。黒田長政

鉛三百斤を献ず。

是日、日本多忠政をして、伊勢の諸將と與に、天満口諸將の後に、松平忠明をして、美濃諸將と共に、船場口諸將の後に、松平康長、牧野忠成をして、鳴野口上杉景勝の陣後の砦に、松平忠吉、新莊直好をして、今宮口の砦に移らしむ。

勸降箭書を發す

是日、人をして眞田幸村に降を勧めしむ。聽かず。

昨夜及び今夜、城中喊聲を發し、大いに諸營を銃射す。

家康天満
巡視

十二日、家康天満を巡視す。秀忠も亦た従ひ、有馬の井樓に登り、城中を俯瞰す。城兵其の馬標を見て、大小銃を雨射す。彈丸の重さ三四貫目のものがある。

十二日大御所様、天満へ御巡見、將軍様にも同御巡見有。有馬玄蕃寄口井樓へ、將軍様御上り候處に、御馬印を見、城より火矢を射懸、大筒打懸、殊の外危候に付、其段御近習諒候へ共、將軍様井樓より彌御下り、不被成候。水野日向守參、物見は一口の見切、巡見は惣陣の御見積の事に候へば、一所計にては如何に御座候。鴨野の方へも御廻可被成旨申上、上杉景勝仕寄場へ御先番參候、とひと

上杉陣一
齊射擊

しく、直江山城守下知仕、城へ惣鐵炮をつるべ懸候付、城方先を取れ、御巡見の砌、鐵炮打懸候事不能成、兩御所様共に、御心靜に御打廻被成候。大將惣廻の時、惣鐵炮を懸候は、古實の一成由、大御所様上意にて、景勝を諸人感也。

將軍陣廻

此時今福に而本多佐渡守大御所様へ申上は、將軍様にも御打廻可然御座候

半と窺申候。大御所様仰には、我々若時分より敵と相對、陣中に計安座して居たる事、終に不覺、大將の心次第と上意也。佐渡守驚、早々岡山へ申上、俄に將軍様御陣廻被遊候事。〔天坂御陣覺書〕

總攻擊準
備

十三日大雨。家康總攻撃を急にせむと欲し、中井正次に命じ、突梯、鐵鉤を造らしめ、本多正純をして、毎隊に各々梯五十挺を頒與せしむ。又た淺野長晟、山内忠義に命じ、船場の濠を埋めしむ。

阿茶局京
より來る

十四日、阿茶局を京都より召す。

十二月十四日、大風雨。藤堂和泉守出御前、阿茶局自京參著。是者若狹守〔京極忠高母與秀頼母爲姉妹故、爲有扱之由云々。〔天坂冬陣記〕

十五日、織田有樂、大野治長より本多正純、後藤光次への講和の答案來る。家康の意に滿たず。

十六日、火技に精しき者數十人をして、天守閣及び千疊敷を射撃せしむ。威嚇の爲めである。

是日諸親王、諸門跡の使、京都より至り、物を遣り慰問す。

十七日、午前二時、城兵蜂須賀至鎮の陣に來襲す。

勅使和議を諭す

是日勅使來り、家康に上京を勧め、和議を諭す。家康之を辭す。

十八日、家康、本多正純、阿茶局を、京極忠高の今里の營に遣はし、城中より出で來れる忠高の母常高院に會せしむ。

十九日、正純、阿茶局、常高院と再び會合す。

和議成る

二十日、和議成る。誓書を交換す。

第十三章 今福、鳴野の戰

〔六一〕 今福、鳴野戰爭の序幕

著明の戰爭

大阪冬陣に際して、別段目覺ましき戰爭と云ふ可きは、多く無かつた。池田利隆、同忠繼の中島攻略、蜂須賀至鎮の穢多崎、九鬼守隆、向井忠勝等水軍の野田、福島等は、先づ其の著明なるものだ。就中佐竹、上杉の鳴野、今福は、其の尤なるものだ。今ま少しく此事に就て語るであらう。

鳴野、今福の地勢

鳴野と今福は、大阪城の東北に近接し、大和川を挟んで、南北に相對する。鳴野は左岸で、今福は右岸だ。兩所の距離一里許。今福は西の方蒲生村と接す、故に其の隄を今福隄とも、又は蒲生隄とも云ふ。今福、鳴野兩地の左右は、皆水田で、人馬の馳驅には、甚だ不便である。

城兵隄を

城兵は今福隄を截斷する三所、柵を四重に設けて、之を守つた。其の第一柵は、今

斷ちて掩 福村を距る三町許、大野治長の部將矢野正倫、飯田家貞、各三百人もて之を守つた。十一月廿三日から晝夜兼行にて、假橋を柵の後方なる截斷所に架し、銃手もて之を掩護した。鴨野隄にも亦た柵三重を設け、銃隊長井上頼次、及び大野治長の部下山本公雄、小早川左兵衛、岡村椿之助、竹田兵庫、其の子大助等二千餘人、更番にて之を守つた。

此手に向
へる東軍
上杉

東軍の此の兩地に向うたのは、上杉、佐竹の兩隊であつた。上杉景勝は十一月十日、兵五千を率ゐ、山科に、十六日淀に、廿四日天神森に、廿五日鴨野口に著陣した。上杉隊は四隊に分ち、須田長義、安田能元、杉原親憲、直江兼續、何れも五百騎を率ゐ、而して堀尾忠晴は其の南に、丹羽長重は其の後に陣した。

佐竹の軍

佐竹義宣は、一千五百の兵を率ゐ、十一月十七日大阪に著し、城東に在り。廿五日京橋口に向ひ、其の先鋒梅津憲忠、澁江政光等、兵六百人を分つて三隊と爲し、城兵の柵に對し一柵を置いた。

家康の進
撃令

十一月廿五日、家康使を上杉、佐竹兩陣に致して、明朝同時に城兵を撃退す可く

命じた。

今福隄第
一柵撃破

廿六日早朝、佐竹隊の澁江政光、銃隊、槍隊を率ゐ、今福隄に進む。梅津憲忠之に副ふ。第一柵の前に至る。戍兵槍を揮ひ出撃す。憲忠接戦し、更に銃隊をして射撃せしむ。柵中爲めに動搖す。佐竹の士戸村義國等五六十人、潜に隄下より進み、戍卒を撃退し、柵口に逼つた。正倫の兵、假橋を渡りて之を拒ぎ、半は死し、半は傷き、柵に入る。義國等勢に乗じて追撃す。戍兵柵門を鎖すに違あらず、又た假橋を撤せずして退いた。政光先づ柵内に入り、憲忠之に次ぐ。正倫の子某討死す。餘衆潰走、正倫左右四五人と奮戦す。東軍競ひ進み、正倫退く。二三町、京街道の岐路に至りて、東軍の爲めに殺された。其の部下悉く死し、家貞も亦た斃れた。

第四柵撃
破

殘兵退きて片原町の柵——第四柵——を守つた。佐竹義宣は馬を進め、第一柵を抜き、其の木を我岸に移し、又た義國等に命じ、隄防截斷所を超え、兵を三重に備へしめ、銃卒をして射撃せしむる。二時許、政光等進撃して片原町に至り、城兵を追拂ひ、我兵を其の柵——第四柵——及び第三の柵に排置した。

鳴野口亦破る

鳴野口は、廿六日曉天、上杉兵の未だ發せざるに先だち、本營の監使安藤正次屋代秀正、伊東政世來り、城兵井上頼次の守れる柵前に至り、上杉の隊に告げず、卒然之に逼つた。斯くて上杉の兵、繼ぎ至るを見るや、更に槍を揮うて進んだ。柵中の兵出で、銃撃したが、其の距離甚だ接近して命中せず、餘儀なく柵中に入つた。上杉の部將安田能元、須田長義等來り、三人に代りて奮闘した。成兵退却し、頼次は討死した。能元等追撃、首百餘級を獲た。直江兼續は大和川を限りて、追撃を止めしめた。景勝は旗を鳴野の隄上に建て、兼續に命じ、大和川の西隄を截斷し、柵を樹て、土豚を累ねしめ、銃卒三百名を隄下の蘆葦中に列して之に備へた。日本戰史大坂役

以上は今福、鳴野に於ける戦争の序幕とも云ふ可きものである。

佐竹勢今福付城普請

長三郎無事御奉公申候、可御心易候、以上。

今福附近の地勢

大坂兵古屋敷に據る

佐竹兵大坂兵を追はん

便候間令啓候。

一 去月廿六日朝に、付城御普請初可被_レ仰付旨、上様より之御檢使衆、御理_{しとわ}にて候條、大坂京橋の東かたはら町より出候小口を、あなや口と申候。それより二三十町ほど東に、今福といふ在所を付城に被_レ成候。いまふくとかたはら町との間は、一方は川、一方は夏中之洪水にてうみのごとくなる田にて候。つゝみ一すちより外に道は無_レ之候。然を大坂より今福まで敵百餘出候て、古やしきにからまり、てつほうを打申候。又いまふくより三町ばかり大坂之かたへ引こみ、やらいをほり、しやくをたく、つゝみ、をほり、切根そなへ心に人數をさし置候。右之敵共おしのけ候はれば、付城之御普請不成仕合に候條、此方よりも勝右衛門、伊豆權兵へ、三人の鐵放之者に、九郎兵へ鐵をさしそへられ、内膳手前もの共を御くはへ、内膳御檢使にて被_レ遣候。はやてつほう仕あい御座候。其上我身を被_レ遣見合候て、成ほとやらいをやぶり候て見可_レ申旨被_レ仰付候間、罷越候而鐵放をかけ、其上見合やらいをおしやぶり候はん_とと存候へば、内より敵つゝみて出候間、やらいきはにてやりつきいたし候て、少手をおひ申候、其仕合天下にかくれなく候、兩御所様御耳にも入候。きのりんすをひとへに候て、ほろきいたし候、其ほろきのひだりの袖のあたりにやりきず十一所、ぐそくに二所御座候へ共、身へとをり候は小うでへ三ヶ所とをり候へ共、いづれもあさ手にて候。きこしめし可_レ御心易候。このたび軍勢大坂へおもむきたる分

は、夫丸にいたるまで不存ものは無之候。我身いたさぬべん天下にひろまり候事、誠に冥加ものと可思召候。とてもものに早々罷下面にて語申度候。恐惶謹言。
十二月四日

半右衛門(梅津憲忠)

梅主 馬殿(政景)

参る

〔眞壁文書〕

〔六三〕 大阪方今福の柵を恢復す

此れより愈々激戦が開始せられた。

木村長門
出陣

其朝(十一月廿六日)木村長門守は、御城に罷在候に、今福口破れ、寄手片原町迄押込と聞て、其儘物具して、馬を跡に引かけさせ、只一人走り出る。事急にて、我

宿へ立寄事も不叶、我が門前を乗切て通様に、此内の組衆、盡く今福へ被出よと呼ながら馳通、四方に人の走散て、噪ののしる事夥し。寄手片原町迄押込たりと、噪。木村長門宿には、大井何右衛門、平塚左助、同五郎兵衛三人有しが、皆馬をひかせ、京橋さして馳行、門外にてひたくと馬に打乗て懸行候へば、片原町の真中、小橋の前に、木村長門守は馬より下て、皆々先へ被通候へと云付、乗抜へ先へ通る。

佐竹勢備
立

寄手佐竹の先手澁井内膳は、大坂勢かさむと見、片原町を引取、堤の下の柵を持候所へ、長門が勢大井何右衛門、高松内匠、河崎和泉、上村金右衛門以下九人にて掛候へば、佐竹勢柵を捨、堀切を越て備を立る。

川向南の方、景勝手より種子島(銃)を打掛候事夥敷故、皆々堤の北腹に伏居て、鐵炮をよけ罷在候。

後藤又兵衛
出陣

後藤又兵衛尉は、御城天守へ鐵炮の來るをかこはせんために、山田外記を召連、天守へ上り、鴨野、今福の様子を目の下に見下、則宿へ歸り、具足を持せ懸付。

天満橋近邊にては、はや大野修理が勢直甲にて乘立行故、又兵衛も橋詰にて物具して今福へ打出。木村長門守早柵裏堤の上に詰居、川向の鳴野の米澤中納言陣所より種子島(銃)を、事々敷打かくる故に、又兵衛下知して、此方より鐵炮打懸て、良久迫相有。又兵衛長門守相談して、片原町より船を引寄、敵の横合を打せんとする。

後藤の負傷と大言

又兵衛は黒大半月の指物にて、立跨て下知するを、川向嶋野より見茜の母衣紙の馬印に黒半月指て、此方へ向て下知するは、大將分と見へたり。かれ討取候へと直江山城守下知仕候に付、若者共、指詰く、打懸申候。又兵衛武具へも鐵炮五六つ當、其内玉一左の脇腕を打かする。血事々敷走を、又兵衛少も不騒疵をさぐり、秀頼公御運は強と云に付、皆々大坂を後藤一人が重荷に致たる存分やと、嘲族も多候よし。

佐竹方砲撃

佐竹方は、一柵より半町程張出踏泳へ、竹束を付、戸村十太夫、秋田兵庫、大塚九郎兵衛など下知して、鐵炮を打する。

長門組砲撃

長門組の鐵炮大將柳名右衛門が足輕、新介、久太夫と云者、鐵炮を持、水田のあせを傳、佐竹衆朋勢へ鐵炮を打かくる。折節佐竹方足輕共、戰疲候間、入かへんとて、西の足輕を引取んとす。新手は進んと出る。堤の上なれば、少揉合候を、水田の柳名右衛門が足輕、是を見て、扇をあけて、敵が引申候ぞと呼る。又兵衛長門が人數は、土俵陰、竹束、柵裏に鐵炮を避てしこり有候に依て、敵の相色を不見分、名右衛門が足輕に招れて、皆一同に立上て、鏑おつ取く、色めき懸。佐竹勢は是を見て、早次第に亂、揉合つ、嘩と崩て、柵の中へ逃込。立休、踏止、佐竹の兵は、秋田兵庫、大塚九郎兵衛、戸村十太夫、彼是廿人計、鏑衾を作り、しころを傾待かける。長門、又兵衛、麾をふり、鏑を入よ、惣が、りと下知に付、大坂勢嘩と鏑を入。長門が組、佐久間藏人、銀の鍬形の冑に、鳥毛の引廻付、黒段々のしなひを

佐竹勢崩る

鏑組

さし、北の柵の木戸口より出、堤の上を走行、一番鏑と名乗て懸候を、佐竹内戸村十太夫立向、鏑を合候。長門組長尾平太夫堤の上より、北の水涯、佐竹が兵共七八人控へたる所へ、鏑を入候。續て長門組高松内匠、大野半次、大塚勘左衛門、

日下五郎左衛門若松市郎兵衛、小川甚左衛門、齋藤加右衛門、鍵を入、暫突合勝負區々成しが、佐竹方戸村鐵炮に中、鍵下に倒しかば、佐竹方打負て引退く。長門組松浦彌左衛門一番高名堀田圖書が組、淺井清兵衛二番高名也。

〔天坂御陣覺書〕

第一柵恢復 此の如く大阪方は、一度佐竹勢より奪はれたる第一柵をば、木村、後藤等の來援の爲めに、再び恢復した。此れが當日の午後三時頃であつた。尙ほ其の來援の兵數は、

來援兵數

其日(二十六日)の午の上刻に、今福へは木村長門守、後藤又兵衛、堀田以下四千餘にて罷出申候。〔天坂御陣覺書〕とあれば、概數は此にて判知る。

〔六三〕 今福に於ける兩軍の交綏

激戰は更に激を加へて來た。

大阪勢追討

大阪勢勝に乗て、次の柵をも息を不繼押破り、爰にて大野半次、小川甚左衛門高名する。長門組平塚五郎兵衛を始、押立、進來候。佐竹家老澁井内膳、鳥尾の幌かけ、鹿毛の馬に乗て、乗下、下知仕候に付、秋田兵庫、石田内藏介、大塚藤兵衛、黒澤治兵衛返合ては突退、取て返ては突くつろげ候に付、大坂衆も急には不追付跡をしたひて掛候。此所にて後藤が勢、山中藤太夫、湯淺三郎兵衛、田中作左衛門、柏原角左衛門、山中伊兵衛、山脇三郎兵衛、赤堀五郎兵衛、仙石喜四郎、三浦將監、井上源兵衛、山田外記、同八左衛門、木村が勢と相交、澁井内膳を大將分と見知て、鍵懸討んとすれ共、内膳乗廻、下知して、無程奥の柵へ引取。柵際六七間し、さつて佐竹が兵共二百餘、ひたくと折敷、鍵衾を作こたへ申候。

兩軍睨合

木村長門
組井上忠
兵衛功名

大阪兵突
擊

長門、又兵衛が勢も、柵際に付て控申候。但柵の北の簀戸口は、平塚佐介白母衣掛て固めたり。堤の上柵のやぶれには、木村長門守黒縹子の平袖の羽織にて、柵に取付控へたり。其外は皆柵際にいやが上に押詰、敵味方六七間隔て睨合、半時計向居たり。敵味方共に足輕は皆逃散て、弓鐵炮一挺もなし。兩陣共に鐵炮だにあらば打かけ、其勢いに鍵を入んとすれ共、佐竹方にも、大坂にも足輕は一人も不續。然處に木村長門組井上忠兵衛、拾刃の種子ヶ島を持て、柵際へ來。長門守さつと打見て、あの鳥毛の羽織にて馬に乗たるは、佐竹が内にては武士と見えたり、あれ打落候へと下知仕候。忠兵衛心得候とて柵の横木に筒をもたせ、能ためて打申候に、澁井内膳が胸板に中り、馬より逆に落。佐竹人數亂候所を、又兵衛、長門が勢、閨をあげ、柵を踏破、一同に押込時、大將長門守並青木四郎左衛門、波多野兵庫、川崎和泉守、大井何右衛門、鍵を合追崩。長門家來松原五左衛門、佐藤八右衛門、中村太左衛門、何も先を争て切懸。井上與右衛門、根來知徳院、牟禮彦三郎、平井九兵衛、瀧津彌八郎、能首取て指上たり。

平塚五郎
兵衛意氣

佐竹勢總
崩れ

上杉勢側
面來援

佐竹家老澁井内膳は、鐵炮に中り落馬せしが、死骸をも不得舉、堤の上に伏たりしを、後藤又兵衛家來大墨九郎右衛門是を取。平塚五郎兵衛其より前に、澁井が伏たる所を乗越候時、傍輩共其首とれと詞をかけしを、五郎兵衛聞て冷首也。何かはせんとしてかけ通候。夫故、五郎兵衛を諸人稱美仕候由。それよりひたと追付に仕候に付、長門、又兵衛、圖書三組の兵共、分捕高名様々也。佐竹右京大夫義宣は、僅旗本五六十計にて、今福村の前に備を立、控られしが、先手敗軍を見て、旗下の兵共に下知して云、今度在江戸にて直に馳上る故、秋田の人數未來、小勢なるを以、失利事無念也。義宣は先手へ乘廻立直させ可申間、采配次第に可助來、無相圖以前、一人も不可懸とて、自身黒四半の指物にて、只一騎にて逃來先手の中へ乗込給ひ、義宣是に有返し候へと麾を振、下知し給といへ共、ひた引に引立て、返者一人もなし。剩旗本備へ崩懸候に付、義宣も無爲方使を川向鳴野へ遣、加勢を乞被申候。景勝卿より杉原常陸介親憲を大將にて、七百餘にて横合を入んと、川の中洲

迄進出候へ共、川深して越事不叶。就夫常陸下知して、鐵炮を込替へ、今福堤を來る木村、後藤、堀田が勢を、横合に打立候事、雨の降ごとくに候故、長門、又兵衛が人數共被_レ打立、大坂さして引取申候。堤の上を除事不叶、皆々堤の北の水際を除申候。

大阪兵退却

今福口追詰候先手へも、跡へ敵方上杉勢廻り候間、早々引かけ候へと呼故、皆追捨て引取申候。佐竹勢又跡に付追來、上杉が加勢、勝に乗て大筒中筒を寄て、玉藥を不惜打立候故、鐵炮緊て、堤の上を除者の助かる事なし。木村が組大井何右衛門以下、杉原が手勢より鐵炮に中討死す。大井何右衛門死骸も捨て、皆皆引除しかば、長門も一の柵迄返し來、何右衛門死骸、何とぞ引あげ度と申けれ共、佐竹方早々守返し來故、長門も大坂へ引退。後藤又兵衛も手負候に付、茜の母衣と、さいを山田外記に預け、其身は大坂へ引込、組勢は今福の柵を持、同月廿九日迄、堅申候事。〔大坂御陣覺書〕

榊原康勝の側撃

尙ほ榊原康勝も亦た佐竹の援隊として、稻田村に在つた。其の先頭の兵三百許、

鳴野川の左岸にあつたが、康勝の軍令を待たずして、戦ふ可からずとの戒を聞かず、其の士川井某は、佐竹兵の危急を見て、川を涉り殆んど溺れんとしたが、同僚貴志某槍にて之を撐へ、相共に向岸に上り、渡邊某、向井某等繼ぎ進み、側面より攻撃した。而して堀尾忠晴の兵も亦た、川を涉り側撃した。されば重成が、其の兵を收めたのは、亦た已むを得なかつた。

【六四】 鳴野に於ける上杉勢の殊勳

翻つて鳴野口の戦況を察すれば、概略左の通りだ。

鳴野口大坂勢打出

鳴野口へは、其日(十一月廿六日)午の刻、七手組、井大野修理亮、竹田永翁、木村主計、渡部内藏介以下、一萬二千餘にて打出申候。

上杉勢退却

上杉先手隅田(或は須田)大炊介罷出、一時計鐵炮打合て合戦始る。景勝家人島

大阪勢崩れ

津玄蕃允鑓を合、無比類働也。大坂方大軍故、大炊介押立られ引退候。大坂衆勝に乗て、柵二重取返し追來候。二の手安田上總介は、兼て三町餘脇に備立候に付、三の手杉原常陸介手へ崩懸り申候。常陸介鐵炮五百挺立置、我身は紺地の錦の鎧直垂の上計を具足の上に著し、金の輪貫の立物の冑にて、小纏を振御意也。隅田が人數兩方へ開候へと下知するに付、常陸が備表へ除かゝりし隅田が勢二つに分れ、左右へ引除、敵合近追來候を、五百挺の鐵炮を一同に打立候に付、いさおひ來大坂勢つかへ居候所を、安田上總介さいを取、四百餘にて横合より眞黒に突懸り候に付、大坂方大軍にて候へ共、一同に崩れ、惣敗軍に成申候。

上杉勢追討

隅田大炊備も守返、安田上總と横合に追討に仕候。大坂方竹田兵庫、同大介、岡村度々之介、穴澤左近、小早川左兵衛以下數百人討取申候。上杉勢の手柄言語道斷也。鐵炮の音緊聞候に付、大御所様より久世三四郎、將軍様より佐久間將監、追々御使にて、したろく取詰、味方手負死人有ていかゞ也。早々堀尾山城守

景勝交代の命を肯かず

忠晴を入替、景勝本の陣へ引取可申旨歎に被仰遣。堀尾方へも此御使也。山城守も人數を率、景勝備の南の方より押出、上杉勢に入替らんと鐵炮を放立進候へ共、上杉先手中々に虎口を不渡、彌進みて打合申候。兩御所様より彌御使立、物場を堀尾に渡し、景勝は引取候へとの上使也。景勝大に怒り、上意にても不罷成候。弓箭の家を生れ、先陣を争時は、一寸増と云事、今朝より粉骨盡取敷候。師場を、他人に渡候はんや、不存寄との御返事被申上候。

景勝益々きほひ立

丹羽五郎左衛門長重も、相談せんとして、上杉旗本へ參候に、景勝は朝より牀机に腰を懸場へ向て脇目も不振、すはだにて青竹を杖につき、馬廻三百餘、紺地に日の丸の旗、毘文字の旗只二本に、淺黄の扇の馬印押立、景勝牀机の四方に、三百餘の兵共、鑓を押取、頭を傾畏居て合戦見物也。丹羽五郎左衛門被參候へ共、景勝見向もせず。尤備の内へも不入ば、景勝に近付事も不叶、先へ罷出、上杉勢と揉合、大坂勢を切崩申候。

大阪方退却

大坂方も大和川の外堤迄崩候。手負死人其數を不知。乍去大軍故、外堤を足が

かりにして、破たる柵を振直持堅申候。則此番には眞野豊後守を殘置、人數は城へ引取申候。

今福口大
阪勢又た
退却

右鴨野口二の目には、景勝先手隅田大炊致敗軍候へ共、大和川堤を掘切、柵を付、鐵孫左衛門を備させ、鐵炮を放する故、大坂方打立られ、其日の軍景勝の勝に成。其以後も鐵が手より横合にかけ渡し、ねらひ打に仕候付、大和川の渡り不罷成、鴨野の在番不叶。同廿九日晚に、今福を堅たる後藤又兵衛が兵、山田外記、片桐大介、林彌次、右衛門、金馬平右衛門、井上源兵衛、磯村八左衛門と申合、鴨野、今福兩口の小屋に火をかけ、備前島迄取詰申候。

家康小栗
又市を叱

右廿六日鴨野、今福合戰濟、御使小栗又市、住吉へ歸、合戰の次第申上。扱御次の間にて、皆々に向て、扱々今日能打所有しを打候へと、景勝に申たれども、日暮たりとて不叶、餘殘多候て、直江に勢をかせ、我等進で打べきと申たれ共、是も日暮に懸りたりとて、直江も足輕を不借、殘多事山々也と語り候。大御所其儘御機嫌損、やあ又市、己が分にて、景勝武邊に非太刀は無用也。推參成たわけめ

大阪方感
狀

哉と、散々御叱り被成、又市赤面して罷立候事。

大坂方にも、木村長門守組は、長門自分の證文を出重て秀頼公の御感狀に取替可申旨申渡候。後藤又兵衛組は、又兵衛證文を不出候事。〔大坂御陣覺書〕

景勝は鴨野口にて、謙信以來の武威を發揮した。

此日、城方鎧の名師渡邊内藏介大逃仕候。前方野田の藤見の時の喧嘩には、手柄有之候得共、今日は上杉方に被追立、人先に逃申候により。

渡邊が浮名を流す鴨野川、敵に逢ては目は内藏助。〔武邊咄聞書〕

斯くて十二月十二日、家康秀忠は、景勝の陣地を巡視し、秀忠は又た佐竹の陣を巡視した。家康は景勝を慰勞し、其の部將等に感狀を賜與した。

家康の景
勝慰勞

第十四章 講和成立す

〔六五〕 家康講和に執著す

調略が主なり

大阪役は戦争よりも、寧ろ調略が重要な部分を働いた。本書が戦争を概括的に叙して、調略の方面を詳悉するは、此れが爲めだ。既に開戦迄の成行に就ては、多く語つた。更らに語らねばならぬは、講和談判の始末だ。

尤もなる調略著眼

家康は軍事に老練の第一人だ。大阪城の手に唾して抜き難き事は、蚤に熟知してゐた。而して一たび大兵を以て包圍しても、容易に其の目的の達す能はざる事は、著々事實によりて證明せられた。彼が調略の方面に著眼したのは、固より已むを得ぬ次第だ。

大阪城中の内應者

堅城の陥落は、概ね内應者ありて然らしむるものだ。佐和山にせよ、小田原城にせよ、何れも其の通りだ。大阪城には果して是れ無かりし乎、淀殿の叔父織田有

樂は、正しく其の一人だ。彼は關原役には、蒲生備中を討取り、手柄を現はし、家康への向きも、頗る良好であつた。爾來彼が織田常眞(信雄)と與に、二大宿老として、大阪に居たのは、果して何故であつた乎。或は彼は家康の内命を承け、秘密探偵として在城したと云ふ説があるが、果して然りとするも、果して然らずとするも、其の結果は同一だ。彼は其の子庄藏を、江戸に人質とし、其の士村田吉藏が、駿府に姻族あるが爲めに、時々之を使者として、大阪の情報を家康に致した。

有樂籠城の子細

大坂寅年冬御陣、有樂籠城仕候子細、權現様御隱密之御内意に而被籠置候。有樂家人村田吉藏と申者、折々駿府へ指遣候。籠城之内にも、御内通仕候。吉藏儀者、駿府御城女中に近き親類御座候に付、右之通にて御座候。有樂愚息庄藏儀者、前々より江戸に罷有候。尤此節も江戸に被召置候事。〔譜牒餘録〕

大野治純

而して十月六日には、書を板倉勝重に贈りて、家康、秀忠に異志なきを表明した。又た家康の下には、大野治長の弟治純が仕へてゐた。されば家康と、大阪との間には、自から交通の便宜が少くなかつた。而して家康は、固より此の便宜を利用

するに遲疑しなかつた。乃ち十月にも、家康は大野治純に命じ、織田有樂、及び其の兄治長に向つて、和を勧めしめた。當時大阪方は鼻息荒くして、固より之を請け容る可くもなかつた。

家康の講和申込

然も家康は、決して講和を忘れなかつた。一方には軍務を指揮して、攻撃に餘念なかつたが、他方には、苟も乗ず可き機會あれば、講和を爲さんと心掛けてゐた。されば十一月廿日には、本多正純をして書を裁し、有樂、及び治長に其の旨を諭さしめ、後藤光次に命じ、人をして之を携へて入城せしめたが、要領を得なかつた。而して廿一日には、家康又た、有樂と親しき米村權右衛門をして、入城せしめたが、亦た要領を得なかつた。廿四日家康は、更らに治純に命じ、使をして治長の士を召さしめた。是より先東軍の捕虜に、治長の臣與助なる者があつた。家康は彼を治純に屬せしめたが、治純は與助を城中に遣はし、有樂、治長に説き、其の士をして來り議せしめた。そこで有樂は村田吉藏を出し、治長は米村權右衛門を出だした。家康は彼等に、東軍諸將の献ずる所の、城中よりの書を示し、終に一人

大阪使者と家康との會見

右の次第

の城中の來招に應ずる者なきを示し、講和を勧めしめた。

十一月廿日、本多上野介正純を召、其方より城中織田長益入道有樂、大野修理亮治長方へ内狀可遣、是は先月より大野壹岐守を以、度々被仰入候御和談の儀、何とぞ秀頼公御合點候様にとの儀上意にて、後藤庄三郎に被仰付、城中へ被仰遣候へ共、修理有樂承引の御請無之候。右御使は、城へ籠候町人の親類に候。則庄三郎承、銀子三十枚御褒美に被下候。其後城中より落人を搦捕、様子尋候へば、修理亮足輕のよし也。則大野壹岐守に御引合候へば、早速見知、親以來の舊好の者にて、名は與助と申候由申候。則繩をゆるし壹岐守に御預、城中への御使は、此者に被仰付候。御和平の儀も、未だ調不申候。

廿四日に、大野壹岐守に被仰付、與助を御使にて、兎角御書狀にては埒明不申候間、口上にて申入度儀候之條、慥成者を一人づゝ有樂、修理より可指越旨、本多上野より申遣候へば、有樂より村田吉藏、修理方より米村權右衛門指越候に付、御和睦の儀、口上にて具に申渡、其上今度大坂より諸大名へ被下候廻文

徳川方城中に使者派遣を求む

和議成らず

御請の留書共に、各被指上候を取集、彼兩使相渡、如此諸大名被致候上は、秀頼公へ忠節仕候衆一人も無之候。諸大名衆、若別心などを頼に思召候儀、無詮儀に御座候。右の廻文共、爲御覽進候とて、不殘城中へ指越候。其以後有樂、修理方より申越候は、是迄御動座被成候御印に、惣曲輪の塀櫓を取可申旨申越候。上野介返事に、惣曲輪の儀は、新規に候間、不及申、二三の丸迄破却可被仰付候。是は最前より御意見の三ヶ條の内にて候由申遣候。承引無之、又御和平の沙汰延引仕候事。〔大坂御陣覺書〕

此の如き徑路にて、講和問題は頓挫したが、家康は容易に之を斷念しなかつた。

【六六】 東軍より見たる講和の利

有樂の講和斡旋

如何に織田有樂が、講和に斡旋したかは、左記にて知る可しだ。

十二月三日。今夕上野介、後藤庄三郎、於御前開文箱見之。織田有樂自城中報上野介庄三郎書狀也。先日庄三郎尋一問人、遣上野介書于有樂故也。有樂書趣曰、涯分雖致異見、如此成來、則無詞、然猶可加諫云々。仰曰、有樂出城來、逢而可言、又可申遣由被仰付。〔大坂冬陣記〕

秀頼講和
なきかざ

乃ち秀頼が硬派であり、容易に講和に賛成しなかつた消息と、而して又た如何に家康が講和に熱心であつたか、判知る。彼は有樂をして、城を出で來り見え、而して更らに和議を進めんとした。

十二月三日の夜、城中織田有樂より本多上野介、次に後藤庄三郎方へ、先日返書有、大御所様御前へ持出讀之。其趣は兩御所様より被仰下候通、度々秀頼公へ申上、御和睦の儀諫申候へ共、御承引無之、此上は力に不及事にて候由也。大御所様御意には、諫言を内府許容無之上は、有樂に先城外被出候様に、御對面有て御相談可被成旨被仰遣。〔大坂御陣覺書〕

家康講和

家康は何故に斯く迄講和に熱心であつた乎、彼は眞に平和を欲したの乎、抑々

熱心の理
由

亦た講和が、大阪全滅の第一著歩とした乎。その解答は、事實が他日之を與ふるであらう。

秀忠講和
に不服

秀忠は十二月五日に、日を期して總攻撃を行はんことを、家康に申請した。然も家康は之を聽許しなかつた。秀忠は講和に不服であつた。彼は家康の奥意を察するには、餘りに單純であつた。

十二月五日、自岡山將軍家爲御使、土井大炊助參上申云、從城中御和睦之儀申上之由聞召。尤大御所御下知之外、雖有之間敷、漸日本諸軍勢于此所馳參。然所是程之城廓、何不攻落乎。和平後難如何、近々定日限、令攻入可給之由言上。仰曰、尤大樹御憤雖有、其理見小敵不可侮云々。其上不戰勝、謂良將事有隨御下知可給之旨、再三被仰含。大炊助于岡山歸參、右之仰之通申上。幕下仰曰、大御所文武之道、天下無双、雖爲大將、此度之儀、何忽諸給事奇怪之由、御氣色不快。于時本多佐渡守御前候曰、御憤雖爲御尤、先大御所御下知、令隨給可、然由達而申上云々。

〔駿府記〕

家康は萬全の策を取る

此にて秀忠が、滿腔不快の狀が、想ひやられる。家康は必ずしも一氣に力取する快舉を、知らぬではない。然も斯くする時には、其の犠牲を拂ふことのみにして、且つ失敗を期し難い。家康は何處迄も、萬全の策を取つたのだ。

攻城の困難

十二月、各仕寄惣構の堀え或二十間、或三十間被寄、何も竹束を以の儀也。此時手負死人多之、一手に或三百人、或五百人也。向には、以土俵如山高く築上げる間、指て鐵炮不中。右の土手え往來に中鐵炮事、不可勝計。〔當代記〕

攻城の困難以て知る可しだ。家康が強ひて力取するを欲しなかつたのも、固に理由がある。

有樂出城を果さず

家康は織田有樂を、城中より招かんとしたが、有樂は出城を果さなかつた。

十二月八日、本多上野介申云、昨日淺野但馬守陣所、從城中射矢文。備御覽、其趣曰、雖爲少身、纔依緣座、無是非今度籠城、種々御和睦御異見、雖申、諸牢人不致同心、依此御報城中可罷出云々。〔駿府記〕

諸牢人を欲せず

此れは城中の生田宗菴なるものであつた。新たに入城したる浪人共が、硬派で

あつたことは、此れにて想像が能ふ。

御扱内談之事

使者往返

右之通り(十二月四日東軍惣攻撃失敗をいふ)に御座候者、いか様に責申とも、城落申まじくと、いづれも申所に、玉造口よりの御門へ、年頃卅許の男、こんのもめんぬのこ着申候が、まる腰にて、二間許の竹に、あみ笠をゆひ付参り候を、御本丸より持口へ、矢とめ被仰付、其後御本丸より女乗物一丁、下女二人にて、玉造口の門へ女中出被申候。門より只一人かちにて、彼敵より参候男としげし物を申歸被申候。せうぞくは、織すしの小袖、大わたぼうしをかつき申候。それよりは毎日彼使参り候。其後御扱の御相談御座候。眞田左衛門、後藤又兵衛など申候は、此分にては城も落申候事御座有まじく候。又敵も引申候まじく候間、御扱に被成、家康公と起請文御取かはし候て、來年大和中の小城とも一々責おとし、尾張名こやまでの城とも、一々ふみおとし候て、駿河江戸へも寄可申候間、先々御扱被成御覽候へといづれも申候。

〔大坂御陣山口休庵咄〕

眞田後藤講和賛成

【六七】 講和促進の方便

家康の和
戦兩進

家康は一方に於ては、攻圍を急速度に進め、城に薄り、他方に於ては、講和の談判を著々進め、所謂の吭を搯して背を拊つの策を取つた。

十二月九日、有樂返狀來、上野介庄三郎披露之。青木民部少輔書狀來、上野介披露之。

十日、今日大野修理、織田有樂使者米村權右衛門、村田吉藏來、上野介庄三郎於御前密奏之。今度籠城牢人可有寛宥、又秀頼國替之儀、雖何國可望云々。雖然開城可有如何哉云々。庄三郎取成此扱故也。〔大坂冬陣記〕

講和愈々
進捗

講和の談判は、漸く具體的に赴いた。今や講和其の物より一步を進め、其の條件に迄立ち入り來つた。

一度々示預本望之至候。去四日之御一書は、責具之様體を色々承候而、御返事可申様無之處、昨日之御紙面令満足候。

有樂提出
條件

一本上州御立出、我等罷出相談可申之由、尤之儀に候へ共、城中衆何角と申候條、不及了簡候。其上我等儀、年罷寄、無分別に而、大野修理事もせがれ之儀に候條、旁思慮不淺候。

一 今度當城へ相集候諸牢人、無異儀様に可有御馳走之由、大野修理かたへ被仰聞候通、令満足候。

一 御國之儀、自此方被仰様も可有之候間、可有御馳走候哉。於御同心者、重而可申入候。恐々謹言。

十二月八日

如 菴 有 樂判

後藤 庄三郎殿

御 返 事

此にて見れば、家康が城中を威嚇す可く、其の攻圍の現状を、後藤庄三郎をして、詳報せしめた事が判知る。而して籠城浪人の處措に就ては、既に寛宥の保障を

得たが、此の上秀頼轉地の件に就ては、果して此方の願意を容るゝや、否やを、有樂より申し出でたことが判知る。當時有樂は六十八歳であれば、家康に比しては、五歳の弟だ。未だ老耄を以て自から詫る可きではないが、大野治長が、壯年氣鋭で、思慮も淺からぬから、彼を當事者に押し立て、自から退讓した。尙ほ彼が城外へ出づる事に付ては、城中に異議者ありとあるが、更に彼が同月日附にて、本多上野介に答へた書中には、左の通り説明してゐる。

節々之御懇書拜見申候。然者御慶之儀に付、何之口へ成共、我等罷出、直談可申由、一段尤至極忝存候。年來大御所様御心中存之儀候間、御本陣迄も參上可申候へ共、始秀頼公母子、何も相留申様に候條、不任心中仕合令迷惑候。兎角貴殿任入申候間、何と成ても可然様に被仰調可給候。於様子者、後藤庄三郎方迄令申候。能々御相談可畏入候。恐々謹言。

十二月八日

如 菴 有 樂判

本多上野介殿

御報

治長亦た講和派
尙ほ同様大野治長も、後藤及び本多に答書を與へてゐる。後藤に對しては、『雖然我等せがれの事候間、何篇にも有樂被仰談、本多上野殿被成御取成候様所希候。』と云ひ、本多に對しては、『彌有樂被成御相談、急度被仰調候尤存候。』とある。想ふに有樂も、治長も、講和の張本人であり、少くとも斡旋者であつたに相違あるまい。尙ほ談判が彌々具體的に進んだ證據は、

談判愈々進行
十二月十日、織田有樂、大野修理方より、村田吉藏、米村權右衛門使に而申上るは、御和談被成度、兩御所にも思召候旨、有樂修理も得其意存候。但大坂へ籠申候浪人不殘御赦免被成、五ヶ國に而、大和郡山へ所替被仰付候様にとの内意也。此段本多上野介、後藤庄三郎罷出、潜在披露仕候。〔大坂御陣覺書〕とあるにて知る可しだ。

攻撃愈々緊切
講和談判の進行と共に、攻撃は彌々緊切を加へ來つた。家康は諸軍に令し、毎夜

一齊に吶喊し、又た城中に大小砲を連發せしめた。

九日、入夜酉、亥、寅、三ヶ刻、諸手の鐵炮を城へ放入、狼波を揚

十日、十一日、兩夜如右、城より擲鐵炮、向陣中放入、とさの聲を揚

此比諸手の仕寄に築山、拵大筒を惣構え、打入、城中及迷惑見たり。

諸手の築山より、敵城の惣構直下打鐵炮、依之敵手負少々有之と云々。

〔當代記〕

砲聲有馬に聞ゆ

當時有馬に湯治したる醍醐三寶院義演准后が、『十二月九日黄昏、大坂鐵炮放音、以外聞云々』と記したのを見れば、如何に砲撃が激烈であつたか判知る。然も此れは家康が力取するが爲めでなく、斯く見せかけて講和せんとする方便としたのであらう。

〔六八〕 談判不調

東軍地道を穿つ

東軍の包圍攻撃は、彌々緊切となつた。彼等は城を壓して、仕寄を付けたのみでなく、又た地道を鑿つて、城櫓を破壊せんと企てた。此れが爲めに佐渡代官間宮直元、甲斐代官島田直時、同日向政成等に命じ、藤堂高虎、井伊直孝、前田利光の陣所より城に向つて、地道を鑿たしめた。彼等は何れも其の管内の金掘をして、之に當らしめた。

此表諸勢堀際迄押寄、總詰の御説被相待體に候。天王寺表先手の藤泉州は、昨十三日より金掘を被入、土井を堀され候。何も諸大名衆、晝夜のかせぎ、可被成御推量候。〔本光國師日記〕

然も和談漸進

とは、十二月十四日附、板倉勝重當崇傳の書状の一節だ。然も他方には、和談漸次に進捗しつゝあつた。

十二月十二日、今日未刻自城中有樂、修理書状於御前後藤少(庄)三郎密々披露

之云々。〔駿府記〕

此の書狀は、乃ち左掲の通りだ。

有樂治長
 昨日示預候間、則御報申處、我等之者、口上に而相歸し申由候。不及是非如在之
 様に候。然者兩御所様御出馬之上、何之色めも無御座被入御馬儀難被成之由、
 尤無御餘儀奉存候。爰元隨分異見申候而見可申候。委細之儀は、本上州迄令申
 候間、可然様御相談任置候。兎角紙面にはこまかに難申盡候條、兩使口上に申
 含候。恐々謹言。

極月十一日

如 菴

有 樂(判)

大野修理大夫

治 長(判)

〔譜牒餘錄後編〕

後藤庄三郎殿

家康の條
件提出

此れにて見れば、家康の方より大阪に向つて、家康秀忠の面目を立つ可き講和
の條件を提示し、有樂治長兩人は此に就て、秀頼を勧誘す可く答へたのだ。而し
て其の條件とは、何事である乎。

萬事淀殿
の命

十二月十五日、雨晴、風不止。宰相公、中將公、參御前給。召後藤庄三郎、尋扱之事給。
庄三郎申曰、彼使者申様、城中悉受秀頼母儀命、今又依爲女儀、萬事不急成故、御
返事遅引之由申之。

淀殿質と
なるの件

先日仰曰、此扱者、母儀出而爲質歟、不然則埋堀壞壁而爲平城在之歟。於籠城之
牢人等、則不可有構之由、被仰遣云々。

牢人知行
の件

其返事曰、母儀爲入質、可遣江戸。但諸牢人可扶持間、知行可有加増云々。

上野介申上處、仰曰、諸牢人有何忠節、可與知行哉。此旨被申含彼使者。然于今其
返事遅引之條、爲令勞寄手士卒乎。且又延時日、城中彌重構壁堀而爲要害歟。來
年乙卯、秀頼吉年之由、以下筮者所云、如此回計策之由、人々疑之。

家康不承
知

今晚兩使又自城中來曰、母儀爲質事、可任仰。然上者、大御所所賜誓紙於秀頼、不

可有異儀、又牢人數多拘置之條、知行加増之望有之云々。上野介、庄三郎申上處、牢人知行之事、與先日同事申條、甚不謂義也。件兩使早々可追返、如此事重不可申來云々。〔大坂冬陣記〕

和談破裂

此れにて見れば、家康よりは淀殿を人質とする乎、大阪の濠を埋め、全く平城とする乎と云ひ、大阪よりは淀殿を人質とするを承諾し、其の代りに諸浪人を扶持する爲め、増封を要求した。然も家康は頗る之を憚らずして、之を拒絶したのだ。而して家康の不興の一理由は、大阪よりの返事の遅延した事だ。然も大阪では、萬事母儀の裁決によるが故に、是亦た致方なしと辯解してゐる。何れにしても談判は、此れが爲めに一時破裂した。

知行所の事に就き破裂

十二月、此以前より無事扱有ける。秀頼公より四國の内二ヶ國可給、大坂可有退城との儀也。自大御所將軍は安房、上總可進、兩國との儀也。關東えの下向、全不可有之之由、秀頼堅依思給、今は不相調。〔當代記〕

當時の事情

果して此の通りであつた乎。尙ほ左掲は、當時の事情を能く盡してゐる様に思

はる。

一 爰元御扱に只今、取組されつほぐれつ致し候。大きな事にて候間、大方扱に落著可申候。

一 城中如何にも、堅固に持申候。さりとは能侍共籠候と見へ、先日朝がけに竹束もなく候て、此方之衆大にひけを取申候。毎夜、一手にて十人廿人づ、鐵炮に打れ申候。

兩御所起請成不申

一 秀頼御老母江戸へ越可申候。御説次第にて候。又四國を被下候得、御城御渡候はんと被申候。さりながら御城え籠り候牢人共に、御扶持を被下候へと被申候。尤秀頼に御如才有まじきとの、兩御所様御起請文を望被申候。中々是はなり不申候。

一 惣構之内、壹町五反程引のけ、又城を構へ、厚さ貳尺に六枚がけの板十文字打付、それに矢ざま、鐵炮だまさらせ申候。たひこ塀に致し、瓦石を籠置候まゝ、此方より打候鐵炮、中々塀は透り不申候。矢倉をば、大かた打潰し申候。皆々

惣堀のきはへ詰

惣堀のきはへ押し詰申候。〔章加文書〕

當時の模様が、最も能く描かれてある様だ。此の如く談判は、一先づ不調となり了つた。

【六九】 威嚇の目的成就す

家康阿茶局を招く

併しながら家康は、依然講和を閑却しなかつた。彼は一度思ひ込めば、必らず如何なる方便かを以て、之を成就せねば息まぬ。彼は大阪の主腦が、淀殿であることを知つてゐた。而して婦人を動かすには、婦人を以てするが、好都合であるを知つてゐた。此に於て十二月十四日、阿茶局を、京都より招いた。彼女は家康の後宮の監督にして、家康の晩年に、最も暱近した一人だ。即ち男子としては本多正純女子としては阿茶局と、云ふ可き地位を占めてゐた。彼女は家康に従うて駿府よ

其の理由

り來り、京都に滞在してゐたが、家康が彼を招いた理由は、左の通りであつた。

十二月十四日、大風雨、藤堂和泉守出御前、阿茶局自京參著。是者若狹守〔京極忠

高〕母、與秀頼母儀爲姉妹故、爲可有扱之由云々。〔大坂冬陣記〕

一方に城中砲撃

家康は一方に斯る準備を爲しつゝ、他方には愈々城中を威嚇す可く、砲撃を加へしめた。

十二月十六日、擇善放鐵炮者數十人、赴藤堂和泉守、越前少將殿之責口、以小筒

大筒試可打敵之矢間櫓云々、松平右衛門奉之中井大和守、牧野清兵衛、稻富宮

内以下同赴云々。〔大坂冬陣記〕

如何に城中が應戦したかは、

今夕〔十二月十六日〕今井宗薫持石飛矢玉重五六百多者申曰、是自城中打政宗

陣所云々、以御手取見給。先日伊丹紀介持大玉出御前、是者自城中打片桐市正

陣所云々、重六百五十多、但鐵也、丸三寸餘。〔同上〕

とあるにて知る可しだ。

砲聲京都に聞ゆ

當時如何に砲撃の劇甚であつたかは、砲聲が京都迄聞えたことによつて、察せらるゝ。

十二月十八日大坂には、鐵砲の音帶多々敷、朱雀邊へ聞、少も無隙と。

〔時慶卿記〕

十二月十九日大坂表鐵炮響洛中。〔孝亮宿禰日次記〕

砲聲淀殿を動かす

によりて知らるゝ。而して此の砲聲が如何に淀殿を動かしたるかは、左記の通りだ。

砲聲淀殿座所に落つ

此日(十二月十六日)牧野清兵衛、稻富宮内、大工大和に被仰付、備前島菅沼織部正定、芳寄口より大筒百挺、城中へ打懸、城中の騒動夥し。今日より夜中惣陣より二三度づ、関をあげ、鐵炮つるべかけ可申旨、御下知也。又玉造口より大筒を以て、千疊敷を目當御うたせ候へ共、其玉淀殿御座所へ落、城中殊外騒申候。其時七組織田有樂申合、ケ様に寄手近付候上は、落城程有間敷候。兩御所より御扱の沙汰有之を幸にして、御相談尤と諫申上る。秀頼御申候は、城を枕にす

後藤又兵衛の和議賛成

る共、和談の儀はあるまじく候。但新參の者共の所存いかゞと御尋あれば、諸浪人異見區々也。後藤又兵衛が云、只今に至迄寄手諸大名内、一人も内通なし。玉藥兵糧以下尤多といへ共、是も限有事なれば、城中諸人互に疑有。既に天王寺口織田頼長持口にて、白き吹貫を三度迄色を替る。其上鐵炮打者は堅制若誤て打者は忽に誅す。去四日の急事にも、城中女童迄力を盡防戰の處、頼長は風氣と稱し不出合。是を見れば始終籠城難叶、早無事を作り、時を御待候へかしと申。淀殿御申は、秀頼ために候間、早々關東へ下るべし、如何様にも秀頼へ異見可申旨被仰。有樂、修理申上るは、大御所七十に御餘、秀頼公は御年若に御座候、事を延時節を御待候は、おのづから天下は大坂へ歸伏可仕と申上る。秀頼公大方御承引也。〔大坂御陣覺書〕

淀殿動く

秀頼最も硬派

斯の如く先づ淀殿を動し、而して後淀殿によりて、秀頼を動かした。然も秀頼は、最後迄硬派であつたらしく思はる。

或朝淀殿屋形の内三の間と申所へ、女中多集り、朝茶をのみ居候處に、大筒の